

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別指針と情報ノート

エリトリア：国家奉仕（National Service）と不法出国

バージョン 4.0e

2016年10月

序文

本文書は、内務省（Home Office）の意思決定者に、特定の種類の保護および人権の申立てに関する出身国情報（COI）と政策の指針を提供する。これには、申立てが亡命の許可、人道的保護、または裁量許可を正当であることを証明することができるかどうか、および申立てが却下された場合に、2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）のセクション 94 に基づいて「明らかに根拠がない」と証明できるかどうかが含まれる。

意思決定者は、本文書に含まれる指針、入手可能な COI、該当する何らかの判例法、および関連する政策に関する内務省の社会福祉事業の指針を含む、事例に固有な事実および関連する全ての証拠を考慮した上で、個人レベルで申立てを検討しなければならない。

国別情報

本文書内の COI は、（通常）英語で出版される幅広い外部情報源に基づいてまとめられた。情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性、および追跡可能性を考慮に入れ、可能な場合には常に、正確性を期するために、独立した情報源の全般にわたって使用された情報を補強するように努めた。引用された全ての情報源は、脚注に言及した。情報は、2008 年 4 月付けの[出身国情報\(COI\)を処理するための EU（欧州連合）共通ガイドライン](#)、および 2012 年 7 月付けの[欧州庇護支援事務所（European Asylum Support Office）の調査ガイドラインである出身国情報報告にある方法](#)を参照して、調査され、提示された。

フィードバック

我々の目標は、我々が提供する資料を改善し続けることにある。したがって、本文書についてご意見がある場合には、[国別政策と情報チーム](#)に E メールを送付されたい。

国別情報に関する独立諮問グループ（Independent Advisory Group on Country Information）

国境局独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）は、内務省の COI 資料の内容について提言をしてもらうために、2009 年 3 月に国別情報に関する独立諮問グループ（IAGCI）を設立した。IAGCI は、内務省の COI の資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続きまたは政策を是認するのは IAGCE の役割ではない。IAGCE の連絡先は、以下の通りである。

国境局独立主任検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN

E メール : chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI の業務についての情報および IAGCI によって審査された COI 文書のリストは独立
主任検査官のウェブサイト

(<http://ichinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>) で閲覧すること
ができる。

目次

政策の指針	5
1. はじめに	5
1.1 申立ての基準	5
1.2 注意すべき点	5
2. 問題点の検討	5
2.1 信頼性	5
2.2 リスクの評価	5
2.3 保護	9
2.4 国内転居	9
2.5 証明	9
3. 政策の要約	9
国別情報	11
4. 国別指針の事例－証拠とその検討	11
5. 国家奉仕	11
5.1 国家奉仕布告令	11
5.2 国家奉仕の目的	12
6. 軍の規模	13
7. 国家奉仕の免除と代替	14
7.1 全般	14
7.2 医学的理由	14
7.3 女性	16
7.4 宗教的理由	19
7.5 期限付きの免除（生徒）	20
7.6 補足的なグループ	21
8. 予備役への呼び戻し	22
9. 軍事訓練：サワ（Sawa）およびその他のキャンプ	22
9.1 訓練キャンプの位置	22
9.2 18歳未満の人物の新兵補充	23
9.3 学校からサワ（Sawa）へ	24
9.4 サワ（Sawa）の規模／収容能力	25
9.5 サワ（Sawa）の不登校	25
9.6 サワ（Sawa）：学年	26
9.7 サワ（Sawa）の物理的な条件	27
9.8 軍事訓練中の処遇	28

9.9	サワ（Sawa）におけるジェンダーに基づく暴力と性暴力の報告	28
9.10	サワ（Sawa）後の国家奉仕の配属	30
10.	国家奉仕期間中の状況	34
	物理的な状況	34
10.2	拘留の状況	37
10.3	虐待の是正	40
10.4	支払い／給料	41
10.5	その他の受給権	43
11.	国家奉仕の期間	44
11.1	布告令と Warsai Yikealo 開発計画	44
11.2	国家奉仕の期間の改革	46
12.	放免／復員および解雇	47
12.1	用語の定義	47
12.2	手続き	47
13.	脱走と忌避に関する法律	51
14.	実際の脱走と忌避	53
14.1	一斉検挙（Giffas）	53
14.2	徴兵忌避者と脱走者の処遇	57
14.3	家族の処罰	66
15.	人民軍／民兵	68
16.	合法出国と違法出国	71
16.1	エリトリアを合法的に出国する要件	71
16.2	パスポート	71
16.3	出国ビザと適格性	73
16.4	出国ビザの発給の数と処理	76
16.5	不法出国する人数	77
16.6	「射殺」政策	77
16.7	帰還者の人数	79
17.	違法出国に対する処罰と帰国に際しての取り扱い	81
17.1	違法出国に対する処罰	81
17.2	拘留／虐待の理由	87
18.	失敗した庇護申請者	88
19.	海外移住税	90
19.1	要件	90
19.2	支払いと未払い	90
	バージョンの管理と連絡先	95

政策の指針

2016 年 10 月 25 日更新

1. はじめに

1.1 申立ての基準

1.1.1 国家奉仕からの忌避または脱走とエリトリアからの不法出国（出国ビザを持たない出国）の両方があるいはそのいずれか一方をおこなったことによる国家からの迫害または深刻な危害の恐れ。

1.2 注意すべき点

1.2.1 本文書の中では：

- (a) 「国家奉仕 (national service)」は、兵役又は非軍事的役務への配属がその後に続く、強制的な軍事訓練を意味する（[法的な枠組み](#)および[国家奉仕の期間](#)を参照）。
- (b) 「軍事訓練 (military training)」は、エリトリアの全国民が国家奉仕の一環として就くことが義務付けられているサワ (Sawa) などの宿営地における 3 か月から 6 か月の最初の強制的な訓練期間を言う。
- (c) 「兵役 (military service)」は、強制的な軍事訓練の後に続く軍への配属を意味する。

2. 問題点の検討

2.1 信頼性

2.1.1 信頼性の評価に関する指針については、[信頼性および難民の地位の評価に関する庇護指示](#)を参照されたい。

2.1.2 意思決定者は、また、英国のビザまたはその他の出国申請が過去にあったかどうかをチェックしなければならない。ビザに適合する庇護申請書は、庇護面接の前に調査されるべきである（[ビザ適合に関する庇護指示](#)、[英国ビザ申請者からの庇護申立て](#)を参照され

たい)。

2.1.3 意思決定者は、また、言語分析試験を実施する必要性を検討すべきである（[言語分析に関する庇護指示](#)を参照されたい）。

2.2 リスクの評価

2.2.1 国の指針となっている判例である [MST など \(国家奉仕ーリスクのカテゴリー\) エリトリア CG \[2016\] UKUT 00443 \(IAC\) \(2016 年 10 月 7 日\)](#)（「MST など」）の中で、上位裁判所移民庇護部（Upper Tribunal of the Immigration and Asylum Chamber）は、エリトリアを不法に出国し国家奉仕に就く人物に関する指針を提供している。UT（上位裁判所）は、幾つかの例外を除くと（パラグラフ 431(1)を参照）、[MA \(徴兵忌避者；不法出国；リスク\) エリトリア CG \[2007\] UKAIT 00059 \(2007 年 6 月 26 日\)](#)（これ以降は「MA」と表記）および [MO \(不法出国ー帰国のリスク\) エリトリア CG \[2011\] UKUT 190 \(IAC\) \(2011 年 5 月 27 日\)](#)（これ以降は「MO」と表記）にある過去の判例法をおおむね再確認している。

MST などにある指針は、MA と MO にある国の指針にすっかり替わるものである。

i. 合法出国と不法出国

2.2.2 MST などでは、UT は、合法的に出国できる人物のカテゴリーには以下に挙げる特徴が見られるとしている。

- 年齢が 54 歳を超える男性
- 年齢が 47 歳を超える女性
- 5 歳未満の子供（家族再会の場合には、青年期の人物が含まれる場合もある）
- 医学的理由から国家奉仕から免除された人物
- 治療を目的に外国に行く人物
- 研究や会議を目的に外国に行く人物
- ビジネスマンやスポーツ選手
- 以前の自由の戦士（Tegadelti）とその家族
- 指導的な地位にある当局の代表者とその家族（パラグラフ 431(4)）

2.2.3 UT は、さらに、次のような判断を示している。

「(MO の場合と同様に) 1991 年以降にエリトリアを出国したエリトリア人はほとんどが依然として不法に出国している。但し、数に限りがあるが実行性のある見込みのある、特に国家奉仕の徴兵年齢に達した人物に対する合法出国のカテゴリーがあるので、MO に示されたのと同様な立場が依然として取られている。すなわち、庇護申し立てに信頼性が見出されなかった人物は、不法出国したと想定することが出来ないとする立場である。」(パラグラフ 431(5))

2.2.4 裁判所は、さらに続けて次のように述べている。エリトリア当局が出国ビザとパスポートの発給を停止した「2008 年 8 月／9 月以降にこのような人物がエリトリアを出国したと分かった場合には、」「その人物の側から見て合法的な出国が実行可能であったかどうかに関して、その人物の既往歴、教育の程度または技能のプロフィールに鑑みて推測することが出来るが、但し、そのような推測は、信頼性にとって不利な調査結果に照らし合わせて導き出される場合に限られる。このような目的のために、国家奉仕を遂行する長く続く期間は、人物の技能のプロフィールを強化する機会となる場合があり」(パラグラフ 431(5))、人物が出国ビザを入手する見込みを改善する場合が見られる。

2.2.5 不法出国それ自体に関しては、UT は、「証拠の総体は、不法出国それだけでは個人をリスクに晒すには不十分であるという見解を依然として裏付けている」(パラグラフ 345)と見なしている。個人をリスクに晒すには、次に挙げるさらに二つの要因が必要となる。

- 帰国するとその人物が国家奉仕からの忌避者または脱走者と見なされる。
- その人物が強制帰国の取り扱いを受ける (パラグラフ 347)。

2.2.6 このような補足的な要因を満たしている場合であっても、下記のパラグラフ 2.2.12(iii)に概略されているような例外が見られる。

ii. 国家奉仕

2.2.7 MST などにおいては、UT は、「エリトリアの軍／国家奉仕の制度は、依然として無期限である」、国家奉仕は 18 歳で始まり、場合によってはそれよりも若い年齢で始まり (パラグラフ 304)、男性の上限は 54 歳であり、女性の上限は 47 歳である (パラグラフ 431(3))と見なしている。

2.2.8 UT は、また、エリトリア国外に住む親戚との家族の再会を申請する青年期の人物を除くと、政府は、余りにも多くの若者が国外に流出していると考えているために、5 歳以上の子供に対して出国ビザが発給されない傾向があるという判断を示している (パラグラフ 322 と 431(3))。

2.2.9 したがって、5 歳以上の子供は、政府によって国家奉仕の徴兵年齢に近づいていると見なされ、出国が国家奉仕を忌避する行為と受けとめられる場合がある。

2.2.10 UT は、国家奉仕が「無期限」とであると認めている一方で、多くのエリトリア人は、国家奉仕から除隊／解除された後も実質的に予備兵役に就いていると見なしている。エリトリア人が（兵役への）呼び戻しに直面することはあまり起こりそうにないと思われるが、エリトリア人が、国家奉仕の終了の公式な確認を受け取るかあるいは受け取ることができるとは依然として考えにくい（パラグラフ 431(7)）。

2.2.11 実際には多くの人が現役の国家奉仕に就かないことができるが、公には彼らは依然として国家奉仕に従わなくてはならず、帰国すると当局によってそのような者として見なされる可能性が高い。

2.2.12 UT は、徴兵年齢に達したまたは近づいた人物が帰国した際に徴兵の忌避者または脱走者と見なされる場合には、彼または彼女は、迫害される実際のリスク、言い換えると、ヨーロッパ人権条約（European Convention on Human Right (ECHR)）の第 3 条と第 4 条の両方かあるいはそのいずれか一方に対する違反、これは転嫁された政治的な見解に基づく条約上の理由である可能性が高いのであるが、このような違反に相当すると引き続き見なしてきた（パラグラフ 431(10)）。裁判所は、また、次のようにも見なしている。

i) 「脱走者／忌避者であると受けとめらる可能性が高い人物は、単に、その人物が海外移住税を支払っており（あるいは、支払う意志があり）、謝罪状に署名をした（あるいは、署名をする意志がある）ことを明らかにするだけでは、このような実際のリスクに晒されるのを回避できない」

ii) 「たとえ、このような人物が拘留や虐待といった処罰を免れても、彼または彼女が、すぐ下の(iii)で述べられている三つの限定された例外のうちの一つ以上に当てはまらない場合には、彼または彼女は、（さらに）国家奉仕を遂行するように配属され、これは ECHR の第 3 条と第 4 条に反する処遇に相当する可能性がある。」

iii) 「不法に出国し、帰国した際に徴兵の忌避者や脱走者と受けとめられるにもかかわらず、以下に挙げるように、迫害または深刻な危害の実際的なリスクに直面しないで済む事例が（MO の場合と同様に）依然としてある：」

「(1) 政権の軍または政治指導者が、（エリトリアまたは国外を問わず）役に立つと理解

していた人物。」

「(2) 政権の軍また政治指導者の信用できる家族であるかあるいは自らが政権の軍または政治指導者の一部である人物。事例に対する個別の分析がもっと必要ではあるが、可能性のあるさらなる例外は、」

「(3) 独立戦争中にエリトリア（後にその領土になったもの）から逃れた人物（およびその後生まれた彼らの子供）。」（パラグラフ 431(7)）

2.2.13 UT は、したがって、最終的に次のように見なしている、「...『(iv) 徴兵年齢に達するか近づいている... 医学的に不適格とされていない人物で、不法にエリトリアを出国したと認められる人物は、帰国によって敵視される可能性が高いと考えるのが妥当であるという MA に採用された一般的立場は、限られた例外(上記のパラグラフ 2.2.12(iii)を参照)が見られるが、再確認される』という事態が、MO におけるのと同様に依然として当てはまる...」（パラグラフ 431(9)）

2.2.14 さらに、「... 庇護申立てに信頼性があるとは見なされなかったが、(i) 彼または彼女が不法に出国しており、(ii) 彼または彼女が徴兵年齢に達しているか近づいていると意思決定者を納得させることのできる人物は、帰国すると国家奉仕からの忌避者または脱走者であると理解され、その結果、迫害または深刻な危害の実際的なリスクに直面する可能性が高いと思われる。」（パラグラフ 431(9)）

2.2.15 UT は、出国ビザを取得し、合法的に出国できた人物が置かれている状況を次のようにも見なしている。「稀な事例であるとは思われるが、合法的に出国した人物が、強制的に帰国させられた際に、国家奉仕に新たにまたは再度就かなくてはならない場合も見られる。このような場合には、ECHR の第 4(2)条と第 3 条に反する強制労働からなるこのような奉仕により迫害または深刻な危害の実際的なリスクが見られる。」（パラグラフ 431(9)）

iii. 民兵 (People's Militia)

2.2.16 UT は、MST などにおいて、次のように見なしている。2012 年以降、国家奉仕／兵役は、「民兵プログラムを含むまで拡大され、この民兵計画は、国家奉仕の一環ではないが、兵役を構成している」（パラグラフ 431(2)）、年齢の上限は「女性が 60 歳、男性が 70 歳であるように思われる。」（パラグラフ 431(3)）

2.2.17 しかしながら、国家奉仕の場合とは異なり、UT は、民兵の兵役を遂行する義務が

あり、エリトリアを不法に出国したと評価されている人物は、帰国した際に、迫害または深刻な危害の実地的なリスクに直面する可能性が低いと思われるとしている。(パラグラフ 431(8))

iv. 庇護に失敗した申請者

2.2.18 MST などにおいて、UT は、「庇護に失敗した申請者これ自体としては、迫害または深刻な危害のリスクに晒されない状態が(MO の場合と同様に)依然として当てはまる」(431(6)) としている。

2.3 保護

2.3.1 国家の手による迫害または深刻な危害の恐れがあるために、当局の保護を求めることが出来ない。

2.3.2 国家の保護を利用出来るか出来ないかについての評価に関するさらに詳しい情報は、信頼性および難民の地位の評価に関する庇護指示を参照されたい。

2.4 国内移動

2.4.1 国家の手による迫害または深刻な危害が恐れられているために、このようなリスクを逃れるために移住することが出来ない。

2.4.2 国内転居を検討する際の要因、および、国内転居の検討に関するさらに詳しい情報については、信頼性および難民の地位の評価に関する庇護指示、および、国内転居に関する庇護指示を参照されたい。

2.5 証明

2.5.1 申立てが却下された場合、2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002) のセクション 94 に基づいて「明らかな根拠がない」と証明される可能性が低いと思われる。

2.5.2 証明に関するさらなる情報については、2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002) のセクション 94 (明らかな根拠がない申立て) に基づく保護および人権の申立ての証明を参照されたい。

3. 政策の要約

3.1.1 国家奉仕は、18 歳から 47 歳までの女性、18 歳から 54 歳までの男性にそれぞれ義務付けられている。国家奉仕を終えても、男女共に、女性は 60 歳まで、男性は 70 歳まで民兵での兵役にさらに就くことが期待されている。

3.1.2 徴兵年齢に達しているか、徴兵年齢に近づいており、かつ、エリトリアを不法に出国しており、

- 政府にとって役に立つ仕事を与えられていると理解されておらず、
- 軍／政治指導者に属している家族構成員でもなく、
- 独立戦争中にエリトリアから逃れた人物でもない、

人物は、国家奉仕を忌避したかこれから脱走したと理解され、転嫁された政治的見解を理由にして迫害されるリスクに晒される危険性が高いと思われる。このような人物は、庇護を受ける資格を持つ可能性が高い。

3.1.3 国家奉仕から忌避するか[役務中に]脱走したと理解される人物は、帰国した際に、ECHR の第 3 条に対する違反に相当する拘留および虐待を含む処罰を受ける可能性が高いと思われる。

3.1.4 その限度を設けない性質や移動の自由に対する制限を含む国家奉仕の条件は、ECHR の第 3 条と第 4 条の両方かあるいはそのいずれか一方に対する違反に相当する可能性が高いと思われる。

3.1.5 しかしながら、不法出国それ自体によって、帰国した際に、深刻な危害または迫害のリスクに晒される可能性は低いと思われる。

3.1.6 ほとんどのエリトリア人が不法出国している一方で、出国ビザを取得して合法的に出国出来る人物の限られたカテゴリーも依然として見られる。

3.1.7 エリトリアを合法的に出国し、それゆえに、国家奉仕を忌避または脱走していないが、帰国した際に、国家奉仕に就くように求められる可能性が高い人物は、ECHR の第 3 条と第 4 条に対する違反に相当する状況に直面する可能性が高いと思われる。

3.1.8 人物の申立てに完全に信頼性がない見なされる場合、その人物はエリトリアを不法に出国したと推定されるべきではない。但し、人物の申立てに全般的に信頼性が置けないと見なされているが、その人物が、(a) 国家奉仕の徴兵年齢に達しているか近づいており、(b) 不法出国しており、(c) 徴兵の忌避者／脱走者と理解されている可能性が高い場合には、その人物は、迫害される可能性が高いと思われる。各事例が、個々の事実に基づいて検討される必要がある。

3.1.9 人物が、2008 年 8 月／9 月以降にエリトリアを出国した場合には、合法的な出国が実行可能であったかどうかに関して、既往歴または教育レベルあるいは技術のプロフィールに基づいて推測することができる。一般的に、国家奉仕に就いた期間が長くなればそれだけ、出国ビザを取得出来る可能性が高くなる。このような場合には、意思決定者は、その人物が帰国した際にリスクに晒されないと結論付けることが出来る。

3.1.10 民兵での兵役に就くことが求められている人物は、深刻な危害または迫害のリスクに晒されない。各事例が、個々の事実に基づいて検討される必要がある。

3.1.11 庇護に失敗した申請者は、その人物がまさに庇護に失敗した申請者であるという理由によって、帰国した際に、迫害または深刻な危害のリスクに晒される可能性が低いと思われる。

3.1.12 保護も国内転居も利用出来ない。

国別情報

2016 年 10 月 10 日更新

4. 国別指針の事例－証拠とその検討

4.1.1 上位裁判所 (Upper Tribunal (UT)) は、MST などにおいて事実認定をおこなう際に広範な証拠を考慮に入れており、このような事実認定は、補遺 IV の中で判決に添付されている。

4.1.2 UT は、セクション A: 証拠と情報源の中で UT が考慮した主な証拠について述べている。UT は、サブセクション B の中で方法と情報源について考慮している一方で、主要な情報源の批判と証拠としての価値について検討している。主要な情報源としては以下が含まれている：

- 匿名の情報源 (パラグラフ 163 – 164)
- 事実調査任務報告書全般 (パラグラフ 165 – 171)
- デンマーク事実調査任務 (Danish Fact Finding Mission (DFFM)) 報告書 (パラグラフ 172 – 191)
- UK 事実調査任務 (UK Fact Finding Mission (UKFFM)) 資料 (パラグラフ 192 – 201)
- アムネスティ・インターナショナルの二つの報告書、『『ただの脱走兵が』...』および申請者「AA」に関する報告書
- 2015 年 6 月と 2016 年 6 月の国連調査委員会報告書 (UN Commission of Inquiry Report) (パラグラフ 209 – 223)
- 英国内務省国別情報及びガイダンス (Home Office Country Information and Guidance (CIG)) 文書 (パラグラフ 225 – 227)
- Kibreab 教授の証拠の評価 (パラグラフ 228 – 240)

5. 国家奉仕

5.1 国家奉仕布告令

5.1.1 1995 年 10 月 23 日にエリトリア政府により布告された国家奉仕布告令 (National Service Proclamation) 第 82/1995 年は、国家奉仕の条件について述べている。

5.2 国家奉仕の目的

5.2.1 2015 年 5 月の EASO エリトリア国フォーカスレポート (EASO Eritrea Country Focus report on Eritrea) (「2015 年 5 月 EASO 報告書」) には、次のようにある：

「エリトリアの国家奉仕 (Hagerawi Agelglot) は、その全体的な目的が国の防衛にあるだけでなく、独立戦争後の国家の再建と国家イデオロギーの普及にもある点において他の諸国の防衛軍とは異なる。国家奉仕は、エリトリアでは『国家の学校』と見なされている。

1995 年国家奉仕令布告 (National Service Proclamation) によると、国家奉仕の目的は、以下の通りである。

- 強力な防衛力を確立し... 自由で主権を有するエリトリアを保証する。
- 過去 30 年間に我が国民が示してきた勇気と断固たる決意と英雄的な挿話を記憶にとどめ将来の世代に委ねる。
- 仕事への情熱、規律、国家再建に参加し奉仕する意志により刻印された新しい世代を作り出す。
- 富の源泉である我が国民の開発に投資することを通して国家経済を (...) 開発する。
- 二等国民であるという感情を払拭し、国民の間に国家の統一を育成する。」

5.2.2 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) は 2016 年の報告書の中で次のように結論付けている。「... 1995 年に提起された兵役／国家奉仕プログラムを正当化する理由にもかかわらず、兵役／国家奉仕プログラムは、主に、国の経済発展を押し上げ、国が是認する企業に利益をもたらし、エリトリア国民に対する支配を維持するのに利用されている...」 これは、「... 国際法に矛盾するやり方で」おこなわれていると報告書はしている。

6. 軍の規模

6.1.1 CIA ワールドファクトブック (CIA World Factbook) は、エリトリアの人口を (2015 年 7 月現在) 6 億 5000 万人を超えていると推定しており、「毎年徴兵年齢に達する有効総人員」は男性が約 66,800 人、女性が約 66,700 人であると推定している。CIA ワールドファクトブックは、また、エリトリアの年齢構成のデータを提供しており、国家奉仕の要件におおよそ対応する 15 歳から 54 歳の人口を約 52% であると推定している。

6.1.2 しかしながら、CIA ファクトブックの数字は、過大評価である可能性もある。エリトリアに対する英国内務省事実調査任務 (UK Home Office fact finding mission)、2016 年 2 月 7 - 20 日で消息筋は、外交関係の消息筋および英国政府は、人口の最も正確な数字は 350 万人であると考えていると述べている。これを基本にすると、徴兵年齢に達する人数は、CIA ファクトブックの推定値よりも少なくなる可能性がある。

6.1.3 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) の 2015 年の報告書は、国際戦略研究所 (International Institute of Strategic Studies) を引用して、次のような所見を述べている。「201,750 人いると推定されている現役の軍の兵士の大半は、国家奉仕の徴集兵であると推定されている。正確な数字は把握されておらず、このうち女性は何名いるのかは不明である。」

6.1.4 2015 年 5 月の EASO 報告書は、次のように述べている。「国家奉仕に就いている人数に関する公式なデータは現在利用出来ないが、近年その人数は、200,000 人から 600,000 人の間であると様々に推測されており、おおよそその半数が現役の軍務に配属されている。脱走兵の報告によると、多くの部隊は深刻な人員不足に悩まされており、軍の総員は、100,000 人に過ぎないと言われている。」

7. 国家奉仕の免除と代替

7.1 全般

7.1.1 情報源の中には、免除を、所定の理由から復員された者と混同している情報源が見られる。放免／復員および解雇を参照されたい。

7.1.2 布告令の第 12 条は、「現役の国家奉仕」から免除される者のカテゴリーを取り扱っている。このような人物として以下が挙げられている。「(1) 本布告令が公布される前にす

でに国家奉仕を遂行している国民；(2) これまでの全ての時間を解放闘争に捧げたことが証明されている全ての戦士および武装農民」。

7.1.3 2015 年 5 月の EASO 報告書は、次のように述べている。「(かつての自由の戦士に適用される免除を除いた) 免除は全て、暫定的に適用されるだけであって、いつでも撤回することが出来る」。

7.1.4 エリトリアに対する英国内務省事実調査任務 (UK Home Office fact finding mission)、2016 年 2 月にある、国家奉仕、免除および除隊に関する法律についてのセクションも参照されたい。

7.2 医学的理由

7.2.1 布告令の第 13 条は、兵役に不適格な人物を取り扱っている。同条は、次のように述べている。

「(1) 国防省が布告した命令に基づいて、その他の政府機関の地方行政の省により構成される委員会によって、軍（兵役）に不適格であると宣言された人物は、その人物の能力と職業に応じて、いずれかの公共機関や政府機関で 18 か月の国家奉仕に就く。」

「(2) 18 か月の奉仕を終了すると、このような人物は、政府によって布告される動員令または非常事態命令に基づいて、50 歳の期限が来るまでその人物の能力に応じて強制的な奉仕が義務付けられる。」

7.2.2 布告令の第 15 条は、医学的免除について取り扱っており、身体障害者、目の不自由な個人または精神錯乱を患っている個人は、兵役に限らずあらゆる種類の国家奉仕から公式に免除されると述べている。

7.2.3 エリトリアの消息筋から入手された情報に基づく、2010 年 4 月 1 日付の書簡の中で、アスマラ (Asmara) の英国大使館は、身体障害者または軍／国家奉仕に不適格な人物が軍／国家奉仕から免除されることが可能で、また、実際にそのようにされてきたことを確認している。

7.2.4 英国大使館は、さらに、次のように説明している。

「免除されるには、このような人々は、軍用基地にいる医師から、身体障害者／医学的不適格であるとして医学的に証明されなければならない... 医師は、必要とされる医療報告書を作成し、特定の個人が軍／国家奉仕を免除されるべきかどうかについての提言をおこなう。免除に関する決定と関係する免除書類を発行するのは、軍当局者である。」

7.2.5 2009 年 4 月に公表されたヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) による「一生の徴兵—エリトリアにおける国家の抑圧と無期限の徴兵」は、次のように述べている。「『精神錯乱』((国家奉仕公布令の第 14 条 5.1)) もまた兵役免除の理由になっているが、これが兵役を忌避するのによく使われる方法のようである。」

7.2.6 調査委員会 (Commission of Inquiry) の 2015 年の報告書は、次のような所見を述べている。

委員会は、「軍隊の訓練の間に蒙ったひどい負傷、または、看守や尋問者が加えた拷問で蒙った障害があるにもかかわらず、軍隊の訓練に参加した後に兵役に就かなくてはならなかった徴集兵の事例を記録している。委員会は、該当する人物の健康状態により兵役に就くことが妨げられているにもかかわらず、健康を理由にした免除が実際には稀にしか認められていないのではないかという懸念を抱いている。」

7.2.7 エリトリアに対する英国内務省事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7–20 日 (「2016 年 2 月の UK FFM」) を実施した際に、英国内務省は、精神衛生並びに上訴と呼び戻しの可能性も含めて、健康上の理由に基づく国家奉仕に対する評価と国家奉仕からの免除について、エリトリアの保健大臣である Amina Nurhussk と話をしている。この時の議論の覚書については、エリトリアに対する英国内務省事実調査任務報告書、2016 年 2 月 7–20 日のセクション 12 を参照されたい。

7.3 女性

7.3.1 2010 年 4 月 1 日付の書簡の中で、アスマラ (Asmara) の英国大使館は、また、次のように確認している。「... 妊婦は、兵役／国家奉仕から免除されることができ、実際に免除されてきた... 既婚女性および子供がいる女性は、軍／国家奉仕から免除される。正式に婚約した独人女性も免除される。」

7.3.2 アスマラ (Asmara) の英国大使館は、2011 年 10 月 3 日付の書簡の中で、エリトリアの消息筋から入手した以下の情報を提供している。

「女性は、国家奉仕プログラム中に結婚できるが、兵役期間中にはできない。兵役は通常、国家奉仕プログラムの最初の 6 か月である。」

「結婚後、女性は復員を申請できるが、認めるかどうかの決定は、関連部署／省に属する。結婚に際して女性が復員されるのは標準的な慣行ではない。様々な理由から国家奉仕を続けるように期待される女性もいる... 女性は結婚しても自動的に免除されない。国家奉仕中であれば復員を、国家奉仕がまだ始まっていない場合には免除を、正式に申請しなければならない。国家奉仕の義務が放免される女性には... 義務から彼女たちを解放する証明書が与えられ、その後で、復員カードが与えられる。」

7.3.3 2012 年 2 月 16 日に David Bozzini 博士がスイス連邦移民局 (Swiss Federal Office for Migration) に対して「エリトリアにおける国家奉仕と国家構成」と題しておこなったプレゼンテーションでは、次のような意見が述べられている。

「学業を終え、国家奉仕を忌避する女性は、身を潜めなくてはならない場合が多い。このような忌避者は、主に二つの戦略を取る。一つは、自分の家にいて、家族の下で主婦として働く戦略であり、もう一つは商業の雇用 (店舗、バー、カフェ) を求める戦略である。」

「... 年齢が 27 歳を過ぎると、身を潜めていた女性は、自分の地位を正規化できる。すなわち、国家奉仕に加わることなく復員されるのである。この方法は 2005 年頃から可能になった。」

「... 女性は、男性よりもエリトリアを自由に移動できる。女性は、しばしば、小規模なビジネスを立ち上げ、場合によっては、スーダンから西部の低地に流れ込んで来る物品を取り扱う闇市で働くこともある。しかし、一斉検挙がおこなわれ新兵補充されることが時々起こる。このような場合、若い女性を特に標的にした一斉検挙があると主張する人がいる。このように主張する人は、部隊の司令官が家事労働を必要としている時に一斉検挙がおこなわれると考えている。」

「... 徴兵を忌避するもう一つの方法は、結婚や妊娠である。結婚の多くは、徴兵を忌避するために決められている。特に、サワ (Sawa) では復員のために妊娠する女性が多く見られる。そのいずれの場合においても、このような復員は脆弱である。女性には復員の書類が速やかに発行されないために、警察の取締りがあると女性は弱い立場に置かれる

からである。女性は、通例、復員されないが、エリトリアで見られる全般的な恣意性を考慮すると、このような事例を一括して除外することはできない。子供を持つ一部の女性がこれまで国家奉仕に就いていたことがあったが、母親を復員させる組織的な慣行があるわけでは決していない。」

7.3.4 2015 年 5 月の EASO 報告書は、次のように述べている。

「実際に、結婚しているか婚約している女性、子供がいるか妊娠している女性、さらには、農村部出身のイスラム教徒の女性も、通例、国家奉仕の中の兵役からの免除が認められている。但し、このような女性も、例えば、giffa（一斉検挙）で徴兵されるか、非軍事的役務に配属されることが時々ある。徴集兵は、（6 か月の軍事訓練の期間を除くと）国家奉仕の期間中に結婚し、復員を申請できるが、これが常に認められるとは限らない。しかし、国家奉仕の期間中に出産した女性は、一般に復員される。復員の書類が発行されなかった女性は、家にとどまるか店舗で働いていることが多いが、一斉検挙で徴兵されるリスクもある。年齢が 27 歳を過ぎた女性は、自らの立場を『正規化』できる。すなわち、正式に復員することができるようになる。」

「女性は、しばしば、国家奉仕を忌避するために、とりわけ、彼女たちが性的暴行を受けるのを恐れているために結婚するか妊娠する。」

一斉検挙 (Giffas) もまた参照されたい。

7.3.5 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の 2015 年の報告書は、次のように報告している。

「国家奉仕布告令（National Service Proclamation）（第 82／1995 年）の公布に先立って国家奉仕の規則を定めた布告令第 11／1991 年は、既婚の女性とシングルマザーは、国家奉仕から免除されると定めていた。1995 年の国家奉仕布告令は、既婚の女性や母親に対する免除を法律上撤回しているが、数多くの既婚の女性とシングルマザーは、徴兵担当官の自由裁量によって事実上免除され続けている。」

「... しかしながら、報告によると、免除は場当たり的に適用されているだけであって、既婚の女性と子供のいる女性は、彼女たちの意志に反して国家奉仕に連れて行かれてきた。」

「... 委員会は、最近、エリトリア政府が、国家奉仕を終了していない少女や女性が結婚するのを妨げようとしていると指摘する報告を受け取っている。ある報告によると、徴兵

年齢に達した女性や少女の結婚式を、政府からの許可なく教会やモスクが執り行うのを政府が禁じており、政府からの許可は、女性が国家奉仕を終了している場合に限り発行されている。このような禁止は、家族を作る権利の侵害に相当すると思われる。」

「... 担当士官の許可を得て国家奉仕を離れることができるように、国家奉仕の期間中に結婚する女性がいる。(自らの選択によるかその他の方法によって) 妊娠した女性も、国家奉仕を離れることができる。但し、結婚や出産を理由にして早期に国家奉仕を離れたからといって、女性が正式に除隊できる保証にはならない。国家奉仕を離れる女性に対する証明書の交付も、一般的におこなわれている慣行ではないように見受けられ、実質的には徴集兵の指導者の自由裁量に委ねられている。解除されるタイミングも指導者の自由裁量に委ねられており、女性は、結婚後すぐに国家奉仕を離れることが認められるとは限らず、多くの女性が妊娠の徴候が目に見えるようになるまで奉仕を果たさなくてはならない。」

7.3.6 アムネスティ・インターナショナルの報告書「ただの脱走兵が」は、次のように述べている。「国家奉仕からの免除は、通例、結婚しているか妊娠しているか子供がいる女性に認められる。これは、不文律であり、自由裁量に基づいて実施されているようである。」

7.3.7 2016年2月のUK FFMの期間中に、英国内務省は、国が支援する市民団体であるエリトリア国家女性同盟(National Union of Eritrean Women)の(NUEWの議長を含む)三人の代表者と話をし、代表者に女性と国家奉仕について質問をした。この時の議論の覚書については、[エリトリアに対する英国内務省事実調査任務\(UK Home Office fact finding mission\)の報告書、2016年2月7-20日](#)のセクション9を参照されたい。

7.3.8 2016年5月20日付のランドインフォ(Landinfo)の報告書「エリトリア：国家奉仕」は、次のように述べている。

「エリトリア国内外の複数の消息筋によると、もし女性が結婚、妊娠または育児の証拠書類を提出するか、政府につながりがある場合には、国家奉仕から免除されるか復員される女性の数が増えていると主張されている。法律は奉仕期間に男女の間に区別を設けていないが、これらの消息筋の主張によると、当局は女性の奉仕に対する態度を軟化させており、女性の場合には25歳と27歳の間に『年齢制限』が設けられていると考えられている。エリトリア当局の代表者は、2016年1月/2月にランドインフォ(Landinfo)に対して、既婚の女性と母親は広範囲にわたって国家奉仕を免除されているということを確認する上で大いに役立っている(2016年1月29日と2016年2月5日にアスマラ(Asmara)でおこなわれたインタビュー)。免除は、規則の正式な改正によるものではなく、实际的で実践的な考慮の結果である。『年齢制限』を設けた理由は、エリトリアの大半の女性が20代半ば

に結婚し出産するために、奉仕に適していないと当局が判断したためである。このような慣行が、早婚の一時的な増加をもたらしたものと考えられる。親は娘が 15 歳になると、結婚して奉仕を忌避するために学校を退学させているのである。」

「同時に女性は、国家奉仕を履行しない他の者と同様に、土地を割り当てられる権利、または、配給カードや出国ビザやパスポートを入手する権利などの多くの特権を失う。」

「女性は、また、職に就いているか勉強する立場にあることの証拠書類を提出できる場合には、奉仕から免除されると論じられている。女性には復員の書類も提供される (Kibreab、ロンドンでのインタビュー、2010 年 5 月；Chyrum、ロンドンでのインタビュー、2010 年 5 月；エリトリアの団体の指導者(1)と(2)、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2011 年 2 月)。」

「2000 年代初頭に比較的頻繁におこなわれていたいわゆる giffas、すなわち、奉仕に就かせるための逮捕については、国家奉仕を終えていない母親は、もし子供がいることの証拠書類を提示できなければ、連行される危険があった。もし母親が、必要とされる育児に関する書類を提出できる場合には、通例、数週間ほどで放免された。」

「奉仕を免除されている母親は、一般的に奉仕に呼び戻されることはなかったが、Elsa Chyrum は、こうした決定を下すのはほとんどの場合軍の指揮官であると 2010 年に報告している (ロンドンでのインタビュー、2010 年 5 月)。子供を持つ母親は、その代わりに、公共の建物の清掃や地方の司令官の様々な業務の遂行など地域のコミュニティで異なる仕事を割り当てられることがあった。」

「アスマラ (Asmara) に駐在する外交関係の消息筋によると、2013 年 4 月現在、軍のあらゆるレベルで人員不足の明らかな徴候が認められ、子供を持つ女性が数か所で奉仕に就くように命じられた (外交関係の消息筋(1)、2013 年 4 月 2 日付の E メール)。しかし、ランドインフォ (Landinfo) が 2014 年春以降に毎年エリトリアでインタビューをおこなったどの消息筋もこれについて論じていなかった。エリトリア国内で実際に何が起きているのかを洞察するのは困難であるが、恐らく、子供を持つ母親の国家奉仕への広範囲な招集が注目され、その情報がアスマラ (Asmara) に駐在する国際的なコミュニティに届いたものと思われる。」

7.4 宗教的理由

7.4.1 米国国務省は、次のような所見を述べている。「法律は、宗教的理由による良心的兵役拒否者についても、国家奉仕を履行する意志は持っているが、軍または民兵の活動に関わりたくない人物のための代替的な業務についても定めていない。」

7.4.2 2015 年 4 月 30 日に公表された、米国国際自由宗教委員会（United States Commission on International Religious Freedom）の「2014 年次報告書：エリトリア」の中では、次にあるような前年の覚書が繰り返し述べられている。「2010 年の政策の方向転換に伴って、エリトリア政府は、公式に登録された宗教団体の聖職者を含めた全ての聖職者に対して、良心的兵役拒否のあるなしにかかわらず、国の兵役に就くように要求するようになった。」

7.4.3 2016 年 5 月 20 日付のランドインフォ（Landinfo）の報告書、エリトリア：国家奉仕（この報告書は数多くの情報源からなっているので、引用されている情報源の詳細については、完全な報告書を参照されたい）は、次のように述べている。

「民族的な所属も宗教的な所属も国家奉仕を免除される正式な理由となっていない。しかし、実際には、女性が兵役に就くことに抵抗感が強いイスラム教の多い農村部出身の女性は、奉仕を強要されていない（Chyrum、ロンドンでのインタビュー、2010 年 5 月；Kibreab、ベルンでのインタビュー、2009 年 11 月）。」

「しかしながら、アスマラ（Asmara）、ケレン（Keren）、メンデフェラ（Mendefera）、バレンツ（Barentu）、アッサブ（Assab）の都市部で育ったイスラム教徒の女性は、保守的なイスラム教の都市であるアゴルダド（Akordat）出身の女性とは対照的に、世俗化していると見なされており、国家奉仕に新規補充される。男性は、宗教的理由や民族の所属に基づいて免除されることはない。（Kibreab、ロンドンでのインタビュー、2010 年 5 月）」

7.4.4 [女性](#)、および、[エリトリア：宗教団体](#)についての国別政策と情報の覚書も参照されたい。

7.5 期限付きの免除（生徒）

7.5.1 布告令の第 14 条は、所定の期限に対してのみ有効な免除を取り扱っており、主に、生徒に関係する。

7.5.2 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の 2015 年の報告書は、次のように述べている。

「生徒が学業を終了できるようにという見地から、法律により一時的な兵役の免除が、生徒に認められることができる。サワ（Sawa）にある Warsai Yikealo 学校に高校の第 12 学年が新設されたことで、生徒は全員高等学校の最終学年をサワ（Sawa）で現役の軍事訓練を受けなくてはならなくなったために、生徒を対象にした一時的な免除制度は無関係になってしまった。」

「国家奉仕布告令によると、一時的に免除された生徒は、学業の終了時に現役の兵役を終了している場合に限り卒業終了証書が授与される。卒業終了証書を差し控えるこの原則は、さらに高等教育に進んだ学生にも適用されるために、このような学生は、国家奉仕から正式に解除されて初めて最終的な卒業終了証書が授与されるが、国家奉仕が無期限であるために、このようなことは起こらない。このため、卒業しても卒業終了証書が必要とされるような仕事に就くことができない。」

7.6 補足的なグループ

7.6.1 2016 年 2 月の UK FFM の期間中に、外交関係の消息筋 A は、「他の消息筋から医師や教師は国家奉仕を解除されていると聞いているが」と聞かれると次のように応じた。「政府も同じことを言っていました。アスマラ（Asmara）の教員養成大学では、二年間大学に行った後で、2－3 か月軍事訓練を受けています。アスマラ（Asmara）近郊の話です。」

7.6.2 また別の消息筋は、教員の訓練について UK FFM に次のように語っている。

「（教育の）学生は、アスマラ（Asmara）の大学に二年間通います。彼らは、サワ（Sawa）には行かずに、3 か月だけ軍事訓練を受けます。2015 年には（新しい教員訓練プログラムに）700 人の学生が選ばれています。2016 年もこれと同じことがおこなわれるのかは分かりません。訓練の期間は 2 年間です。質問：教員は、国家奉仕から免除されるのですか。答え：そのように言われてきましたが、実際にそのようです。」

7.6.3 エリトリアの保健大臣である Amina Nurhussk は、UK FFM に次のように語っている。「医療の専門家は国家奉仕をおこないません。彼らは、地域の付託かその他の病院で

自分の専門の仕事をおこなうコミュニティサービスと呼ばれる国家奉仕を終えます。コミュニティサービスの期間中医師は給与を全額貰い、宿泊施設やその他の日用品が提供されます。」

7.6.4 「医師や看護婦が 2 年間の訓練を終えると、その職業をやめることを選択できるのですか」と質問すると、Nurhussk 氏は、次のように答えた。

「原則的にまた政策の点から見ても、彼らは自由に職業を変更でき、その職業をやめることができます。但し、医療関係者の人数が不足している現時点では、その職業をやめるようには奨めていません。さらに技能を習得し、専門性を向上させるように奨めています。我々は、技師や助産師を含めてさらに多くの医療関係者を必要としています。我々は、毎年、300 人から 400 人の学生を技能と専門性を磨くために送り出しています。一部の学生は、訓練を受けるのに外国に送り出しています。我が国の医療関係者を維持するために我々は最善を尽くしています。医療訓練プログラムにかかる費用は全て無料です。」

[放免／復員および解雇](#)も参照されたい。

8. 予備役への呼び戻し

8.1.1 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の 2015 年の報告書は、次のように述べている。

「理論から言うと、国家奉仕終了の証明書を所持していると、招集されるべきでなく、奉仕忌避の理由で逮捕されるべきではない。しかし、委員会が受け取った情報が示唆するところによると、正式に奉仕を解除された人が、後に呼び戻されている。例えば、1997 年以前に法定の 18 か月の国家奉仕を終了した第 1 ラウンドから第 4 ラウンドの徴集兵は、最初に解除されて、終了証書が渡されている。しかしながら、彼らは、第 1 ラウンドよりも先に、または、エチオピアとの国境戦争の期間中に呼び戻されており、この戦争が終わっても国家奉仕から除隊されず、国家奉仕に無期限にとどめ置かれている…」

「報告によると、現役の兵役を終了したとする文書による証明書を所持している人ですら、まだ徴兵年齢の間に国を離れると、予備役の任務の忌避者として罰せられる危険がある。」

8.1.2 [人民の軍／民兵](#)も参照されたい。

9. 軍事訓練：サワ（Sawa）およびその他のキャンプ

9.1 訓練キャンプの位置

9.1.1 一連の消息筋に基づいて、2016 年 10 月のランドインフォ（Landinfo）のテーマ別の報告書は、次のように述べている。

「国家奉仕のうちの 6 か月にわたる軍事訓練は、国家奉仕法によると、訓練センターで実施されなくてはならない（§ 9）。様々な消息筋によると、近年、軍事キャンプ／訓練センターが、サワ（Sawa）で第 12 学年に登校できない生徒のために全ての地域に設立されている（アスマラ（Asmara）で 2014 年 3 月／4 月におこなわれた国際的な代表者とのインタビュー）。Yemane Gebreab は、2016 年 1 月にランドインフォ（Landinfo）に軍事訓練は 3 か月続いただけであったと主張している。彼は、さらに、3 か月よりも短い人もいたとも主張している。エリトリアの青年組織である NUEYS の代表者は、2016 年 2 月にサワ（Sawa）にこない若者は、他のキャンプで 3 か月の軍事訓練を受け、次に非軍事的業務か軍務のいずれかに就くと報告している（アスマラ（Asmara）でのインタビュー、2016 年 2 月 11 日）。」

9.1.2 同じ情報源は、「サワ（Sawa）、Kiloma、Wia は、最もよく言及されるセンターであり、数年間存在していた」と報告している

9.2 18 歳未満の人物の新兵補充

9.2.1 米国国務省は（人身取引報告書（Trafficking in Persons Report）の中で）、次のように述べて、18 歳未満の者を新兵補充できたとし、実際にそうしていたと付け加えている。「政府は 18 歳未満の者を徴兵することを禁じているにもかかわらず、サワ（Sawa）に強制的に入れられた全ての者が 18 歳になっていたかどうかはまだ確認できていない。」

9.2.2 EASO の報告書は、次のように述べている。

「標準的な新兵補充の手続きは、教育制度に基づいておこなわれている。すなわち、生徒は第 11 学年を終えるとすぐに、年齢に関わらず、サワ（Sawa）に招集される。したがって、徴集兵が 17 歳かそれよりも下の年齢であるということが起こり得る。漏出したエリトリア軍の報告書によると、2010 年に 21 回目の新兵補充のラウンドで徴兵された者の三分の一が、18 歳未満であった。エリトリア政府は、Warsay-Yikealo 学校に通っている未成年の生徒は軍に所属していないと主張している。Giffas（一斉検挙）による国家奉仕への徴兵も頻繁におこなわれており、年齢が外見だけで判断されることが多い。子供の実際の年齢を証明する身分証明書を両親が提出しても、しばしば無視されている。ある報告書は、kebab 行政機関が、数合わせのためだけでなく、恣意的な理由あるいは子供の親に対する復讐として未成年者を国家奉仕に徴兵していると主張している。」

9.2.3 2015 年 6 月に公表された国連人権理事会（UN Human Rights Council）のエリトリア人権調査委員会（Commission of Inquiry on Human Rights in Eritrea）は、次のように述べている。「委員会が集めた証言が示唆するところによると、サワ（Sawa）での軍事訓練と組み合わせになっている Warsay-Yikealo 学校への高校生の強制的な入学は、国家奉仕の第一歩であり、したがって、国際人権基準に違反する子供の強制的な徴兵に相当する。」

9.2.4 アムネスティ・インターナショナルの報告書「ただの脱走兵が」は、また、次のように報告している。「サワ（Sawa）に移された第 12 学年の生徒の何人かは 17 歳で、場合によるとそれを下回る年齢であった。」あるいは、「第 12 学年の生徒の年齢は、彼らが最初に学校に通い始めた年齢や留年したかどうかによって 10 代後半から 20 代前半であった。」

9.2.5 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の（2015 年の事件を取り扱っている）「ワールドレポート 2016 年」は、「ほとんどのエリトリア人は、高校の最終学年の一環として軍事訓練を始めるが、まだ 15 歳にしかならない子供も徴兵されることが時々ある」と述べている。

[学校からサワ（Sawa）へと一斉検挙（Giffas）](#) もまた参照されたい。

9.3 学校からサワ（Sawa）へ

9.3.1 2014 年 10 月に開かれた EASO エリトリア実践協力会議（EASO Practical Cooperation Meeting on Eritrea）のために準備された文書の中で、Gaim Kibreab 教授は、

次のように説明している。「現在、徴兵はサワ（Sawa）にある Warsai 学校を通じて主におこなわれている。そこでは、第 11 学年を終えた全ての中等学校の生徒が、軍事訓練を組み合わせた軍事修練の下で第 12 学年を終えるためにサワ（Sawa）に自動的に移される。」

9.3.2 米国国務省、アムネスティ・インターナショナル、EASO 報告書などのその他の情報源も、2003 年以降、第 12 学年の学生は、最後の教育の一年をサワ（Sawa）で終えるように求められていることを確認している。2015 年 5 月の EASO 報告書は、この 2003 年の変化は、「今や 7 月末／8 月初頭に中等学校の生徒を対象にした新兵補充ラウンドが一度あるだけとなった」ことを意味していると述べている。

9.3.3 さらに、次のようにも述べている。「エリトリアの生徒は、第 11 学年の間に地元の（kebabi）行政機関から第 12 学年の登録を済ませるように呼び出される。登録を済ませると、サワ（Sawa）に出発する時間と場所を知らせる手紙が生徒に送られる。第 12 学年を通じておこなわれる新兵補充は、教育制度が低地に比べると著しく定着しているエリトリア高地で主に実施されている。ということは、サワ（Sawa）ではティグリニャ族（Tigrinya）が占める割合が不釣り合いに多い。」

9.4 サワ（Sawa）の規模／収容能力

9.4.1 2015 年 3 月 23 日のランドインフォ（Landinfo）の報告書、「エリトリア：国家奉仕」（英訳、2015 年 9 月）は、「サワ（Sawa）は、まず、都市に匹敵する教育施設となった。推定 30,000 人を収容できると報告されている」と述べている。

9.4.2 2015 年 5 月の EASO 報告書が、「毎回の新兵補充ラウンドで第 12 学年に対して 10,000 人から 25,000 人の生徒が徴兵されている」と述べているのに対して、エリトリア全国青年学生同盟（National Union of Eritrean Youth and Students）（NUEYS）の代表者は、エリトリアに対する英国内務省事実調査任務（fact finding mission）に、サワ（Sawa）に何人が行くのかを確認する質問を受けたところ次のように答えている。「サワ（Sawa）を管轄する zoba の長は、毎年 18,000 人から 23,000 人がサワ（Sawa）にやってくる。その人数は高校に通う子供の人数によって変わる。」

9.4.3 [軍の規模およびエリトリアに対する英国内務省事実調査任務（UK Home Office fact finding mission）、2016 年 2 月](#)のセクション 9.9 と 9.10 も参照されたい。

9.5 サワ (Sawa) の不登校

9.5.1 2015 年 3 月 23 日のランドインフォ (Landinfo) の報告書、「エリトリア：国家奉仕」(英訳、2015 年 9 月) は、「... 大学に入学するのに終えなくてはならないこの学年 (第 12 学年) を提供できる学校は、エリトリアには他にない」と述べている。

9.5.2 USSD の人身取引報告書 (Trafficking in Persons Report) は、「(サワ (Sawa) に行くのを) 拒む者は、高校の卒業終了証書を受け取ることができず、さらに高い教育を受けることができず、所定の仕事に就くことができない」と述べている。それにもかかわらず、ランドインフォ (Landinfo) は、次のように付け加えている。「しかし、多くのエリトリアの若者は、第 12 学年になる前に退学し、サワ (Sawa) に行くのを忌避している。」

9.5.3 2015 年 5 月の EASO 報告書は、次のように説明している。

「中等学校に登校せずに、サワ (Sawa) における第 12 学年を終えることのできないティーンエージャーがエリトリアにはたくさんいる。このため、特に農村部では新兵補充に他の方法が使われている。第 11 学年になるまでに中途退学した者は、18 歳になると、kebabî 行政機関によって直接国家奉仕に徴集することができる。18 歳を超えてもまだ学校に通っている若者も、とりわけ彼らが新兵補充されるのを避けるために卒業を遅らせている疑いがある場合には、行政機関によって徴兵されることがある。これは、家から遠い場所で家畜の番をするか、季節農業をするのに子供に頼っている低地の貧しい家族に、特に大きな影響を与えている。」

9.6 サワ (Sawa) : 学年

9.6.1 2015 年 12 月のアムネスティ・インターナショナルの報告書「ただの脱走兵が」は、次のように説明している。

「サワ (Sawa) で過ごす一年は、生徒が学校の卒業試験の準備をする約 6 か月と、これに続く 4 か月から 5 か月の軍事訓練からなっている。第 12 学年の教育と軍事訓練の両方を担当する教官のほとんどは、徴集兵自身である。以前徴集兵だった者は、軍事訓練には、身体訓練、軍事修練、軍事的な手順、武器と弾薬の使用と手入れの訓練が伴うと語っている。

生徒は、さらに、キャンプから離れた藪地で 2 週間から 4 週間実施される『戦争のシミュレーション』を受ける。」

9.6.2 エリトリア全国青年学生同盟 (National Union of Eritrean Youth and Students) (NUEYS) の代表者は、我々のエリトリアに対する事実調査任務 (fact-finding mission) の一環として、サワ (Sawa) における一年の詳細を、自身の経験も交えて、英国内務省に語っている。おおまかなスケジュールは以下のようになっている。

- 7 月から 8 月半ば＝サワ (Sawa) の基本的な紹介
- 8 月半ばから 3 月半ば＝勉強
- 4 月から 6 月＝軍事訓練
- 7 月の第 1 週＝卒業
- 3 月の第 1 週に試験が実施される

9.6.3 この議論に関する完全な覚書については、[エリトリアに対する英国内務省事実調査任務 \(UK Home Office fact finding mission\)、2016 年 2 月 7 – 20 日](#)のセクション 9.9 を参照されたい。

9.7 サワ (Sawa) の物理的な条件

9.7.1 2015 年 3 月 23 日のランドインフォ (Landinfo) の報告書、「エリトリア：国家奉仕」(英訳、2015 年 9 月) は、次のように述べている。「2013 年冬、アスマラ (Asmara) の Landinfo の消息筋は、サワ (Sawa) は過去において疑いなく悪評が高かったが、近年改善が図られたと主張している。この消息筋によると、サワ (Sawa) は、まず、教育施設になった。」

9.7.2 2015 年 5 月のエリトリアに関する EASO 報告書は、次のように指摘している。

「人権監視員は、エリトリア軍が置かれている状況を非常に問題があるとしている。この報告によると、新兵と兵隊は、たいていの場合、上官の恣意的な命令に従い、恐怖心を抱き従順であることを最初に学ぶ。異議表示、逃亡の試み、不服従は、厳しく罰せられ、軍律に対するわずかな違犯も鞭打ちや拷問を含む厳格な処罰をもたらす場合がある。軍事法廷が機能していないために、処罰が上官によって恣意的に決められている。兵士の生活状況は『過酷』であると表現されている。衣服も住居は、気象条件に不適切であり、食料も

医療品も不足している。」

9.7.3 2015 年 12 月の報告書「ただの脱走兵が」の中で、アムネスティ・インターナショナルは、次のように申し立てている。

「以前サワ（Sawa）で生徒だった者は、センターでの生活状況と生徒の訓練と処遇を過酷であったと表現している…」

「サワ（Sawa）のある地域は、日中高温になることがある。生徒は、共同寝室を 100 人か 150 人で共有してハンモックで寝る。以前サワ（Sawa）にいた何人かの徴集兵は、彼らに与えられていた食料は不適切で質が悪く、たいていは毎日レンティルとパンだったとアムネスティ・インターナショナルに語っている…」

9.7.4 UK FFM 調査団は、サワ（Sawa）を訪れたことのある匿名の情報源 1 と話をして、同じくサワ（Sawa）を訪れたことのある他の者たちとも知り合いになった。我々は、彼らにサワ（Sawa）の状況について質問した。

「質問：宿泊施設はどんな感じでしたか。答え：良かったです。新しい建物で、さっぱりとしていました。ただ、混み合っていました。ベッドのある部屋に 10 人くらいいました。良かったのは彼らが水に困らないことでした。やりたい時にいつでも洗濯ができていました。質問：食べ物はどうでしたか。答え：十分ではありません。家族がいつも支援しています。一年を通して食料を送っています。そこに誰かをやらなくてはならない時には、彼らは私たちに好きな時に何でも送らせることができます。」

9.8 軍事訓練中の処遇

9.8.1 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）は、2015 年 6 月に次のように述べている。

「… 拷問は軍隊の中で広い範囲で日常的にかつ恣意的におこなわれている… 様々な軍事訓練キャンプで訓練を受けてきた数多くの証言者が、軍事訓練期間中に拷問に相当する過酷な処罰を受けてきたと言っている。徴集兵は、定期的に処罰を受け、屈辱を与えられ、しかも、これがしばしば他の徴集兵の面前でおこなわれた… 今日に至るまで、拷問に相当する処罰が、サワ（Sawa）をはじめとする軍事訓練キャンプにおいて日常的な出来事と

なっている。しかしながら、Wi'a で加えられる処罰は、さらに残酷性が高く、処罰が死に至らしめることが頻繁にあるように見受けられる…」

9.8.2 サワ (Sawa) の状況についての詳細は、[委員会の報告書のパラグラフ 1274 – 1293](#)に記載されている。

9.8.3 軍事訓練は、Wi'a をはじめとするその他のキャンプでもおこなわれていると報告されている。これについての詳細は、[委員会の報告書のパラグラフ 1294 – 1309](#)に記載されている。

9.8.4 2015 年 12 月の報告書「ただの脱走兵が」の中で、アムネスティ・インターナショナルは、「生徒はそこで教育を受け軍事訓練を受けると表向き言われているが、サワ (Sawa) における全てのエトスは軍事化されている。生徒は、軍の司令官に統括され、軍隊風の規律に従属させられている」と申し立てている。

9.9 サワ (Sawa) におけるジェンダーに基づく暴力と性暴力の報告

9.9.1 2014 年 6 月 20 日に出版された米国国務省の「2014 年人身取引報告書 (Trafficking in Persons Report 2014)」は、次のように伝えるメディアの報道を引用している。「サワ (Sawa) の軍事訓練キャンプにいる男女の新兵は、鞭打ちにされ、女性の新兵は性的な虐待を受けレイプされていると報告されている。しかしながら、両親が虐待の慣習を改めるように学校の管理者に圧力をかけたために、虐待の申立ての件数が去年は減少したと報告されている。」

9.9.2 2016 年 5 月 20 日のランドインフォ (Landinfo) の報告書、エリトリア：国家奉仕は、次のように述べている（この報告書は数多くの情報源からなっているので、引用されている情報源の詳細については、完全な報告書を参照されたい）。

「サワ (Sawa) をはじめとする訓練キャンプにおける性的虐待の噂や話は、以前は稀ではなかった。Kibreab (2009b、60 ページ) は、国内に検閲があるため、申立てと噂話と真実を区別するのは不可能であると指摘している。このため、奉仕期間中の自殺と致命的なマラリアと性的暴行についての幾つかの未確認の話が流布している。男性と女性は別々の寄宿舍で生活をしているが、日中以外の時間は自由に交際している。ランドインフォ (Landinfo) が 2011 年にアスマラ (Asmara) で面会したある外交関

係の消息筋(2)によると、サワ (Sawa) では、『このような場所で予想される件数』の性的虐待が起こっているとしている。また別の国際的な代表者(3)は、虐待の申立ては恐らく誇張されていると 2014 年にランドインフォ (Landinfo) に対して述べている (アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2014 年 3 月)。ランドインフォ (Landinfo) が 2016 年 1 月/2 月にアスマラ (Asmara) でインタビューを実施したどの消息筋もサワ (Sawa) での性的暴行を関連性のあるテーマとして取り上げていない。しかしながら、委員会は、その報告書の中で訓練キャンプでは女性に対する性的虐待が広範に見られると論じている。」

9.9.3 2016 年 2 月の UK FFM の期間中に調査団は、幾つかの消息筋にサワ (Sawa) における暴力、とりわけ、ジェンダーに基づく暴力に関して人権団体になされた申立てについて質問をした。エリトリア全国女性同盟 (National Union of Eritrean Women) の代表者は、「エリトリアでの暴力がサワ (Sawa) で起こっているというのは真実でない」と述べ、さらに付け加えて、「こういった話は庇護されるためにでっちあげられたものです。このように言えば外国人が信じてくれると思っています。庇護されるために嘘をつかなくてはならないのです」と述べている。

「もしそのようなこと (女性に対する暴力) が起こっているのならば、厳しい処罰が下されます。違反者は処罰されるでしょう。そこで訓練を受けた人もジェンダーに配慮した訓練を受けています。」

9.9.4 外交関係の消息筋 A は、「サワ (Sawa) で虐待がおこなわれていますか」という問いに対して UK FFM に次のように語っている。「個人的には広範におこなわれていると思いませんが、虐待は、数多くの兵役で見られる程度には起こり得ると思っています。広範であるというのは疑わしいです。私は、国家奉仕に就くために自発的にエリトリアに帰国した友人の娘さんの例を知っています。もし暴力がしょっちゅう起こっているようでしたら、その娘さんは帰国しなかったでしょう。」

9.9.5 サワ (Sawa) における女性に対する性的暴力の申立てについて聞かれて、同上の消息筋は、次のように答えている。「政府は厳罰に対しては寛容であるかもしれませんが、性的暴力は許容しないと思います。政府はきびしく追及するでしょう。性的暴力は国家奉仕プログラムの信頼性を内側から崩すものです。政府の信頼性を損ね、若者の意欲を削ぐのは政府の利害にかなっていません。」

9.9.6 UK FFM が話をした若い専門家のグループや (主に) 若い芸術家のグループも、広範に見られる性的暴力の申立てに対して強い異議を唱えている。Bisha 鉱山の訓練の管理責任者は、UK FFM との会話の中で、彼女は、組織的な性的暴力の申立ては馬鹿げており、

「そのような事例を個人的には知りません。もし単発的な事件があったとしても、どこかの大きな施設で起こる事件に過ぎません」と考えていると言った。

9.9.7 この議論に関する完全な覚書については、[エリトリアに対する英国内務省事実調査任務 \(fact finding mission\)、2016 年 2 月 7－20 日](#)のセクション 9.10 を参照されたい。

9.9.8 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) の 2016 年 6 月の二つ目の報告書は、次のように述べている。

「性的暴力やジェンダーに基づく暴力は今なおエリトリアで存続し続けている。委員会は、地方のコミュニティで女性に対して男性が犯したレイプの幾つかの事件が、裁判所によって判決が出されており、犯人は拘禁の刑期を下されている証拠を集めている。しかし、軍事訓練センターや軍においておよび拘留中に、軍の士官、教官、並びに、拘留施設の職員や看守によっておこなわれるレイプは、処罰を受けないまま犯され続けている。委員会は、また、国家奉仕や軍で若い女性に強要される家事の隷従についての最近の事例も集めている。同様に、最近集められた証拠によって、兵士によるものも含めた社会の中のレイプが、起訴される恐れもなく犯され続けていることが確認されている。」

9.10 サワ (Sawa) 後の国家奉仕の配属

9.10.1 2011 年 10 月のエリトリアの訪問について書いている Tanya Muller は、2012 年 9 月 12 日に公表された彼女の報告書「包囲国家を超えて－最近のエリトリア訪問中に雑種性を追跡して」の中で、エリトリア工科大学に学生を訪れた際の印象に触れて次のような所見を述べている。

「現在の指導者が政権の座に就くよりもずっと以前に、数多くのエリトリアの家族にとっての規範であったように、多くの人が世界中に離散した家族の出身である。私の数多くの情報提供者の一人もそのような一人で、彼女は、アッサブ (Assab) で育ち、サワ (Sawa) で大学入学資格試験と奉仕を終え、現在、エリトリア工科大学で学んでいる。彼女には二人の年上のきょうだいがいて、そのうちの一人は、卒業して国家奉仕を終了し、現在、ジュバ (Juba) で働いている。三人目はコンゴ民主共和国にいて、4 人目のきょうだいはケレン (Keren) 付近の農業大学で学んでいる。自分自身の将来を考えて、彼女は教職に就くことを知っている。そして、『2、3 年して教職に就けると幸せになるでしょう。その時になったら分かるでしょう』と言う。」

「エリトリア工科大学の多くの数多くの学生に見られるこのような実地的な態度は、アスマラ大学 (University of Asmara) がまだ存在していた頃の学生に見られた態度に基本的に変わるものではない。その当時の学生は、政府が学生に対して求める要求と学生自身の野心との間を渡り歩く術を常に習得しなくてはならず、実際に様々な方法でそのようにしてきたのであった…」

「同時に、学生は、この 10 年間ほとんど停止されていたプログラムであった修士号や博士号のための奨学金を得て再び外国に送り出されている。主な目的地は、中国、ドバイ、南アフリカであるが、西欧諸国でも勉強するように手配するか、自分で奨学金を見つけることが再び可能になってきている (I6、I14)。これは、2006 年に比べると著しい進歩であり、1998 年から 2000 年のエチオピアとの戦争以前に戻ったと言っても差し支えない。この戦争直後に包囲の精神状態とも言えるべきものが定着したのであった。」

「まとめると、少なくとも高等教育を受けている人々の間には、たとえ、その多数が、最終的にこの国を離れる決断を下す人々に加わるにしても、『普通の』生活を送る機会があり、その人にとって大切な志望を少なくとも部分的にかなえる機会がある。」

「彼女はやりがいのある仕事を確保し、結婚し、二人の子供をもうけ、このようにして、彼女自身の判断によると満足のできる生活を送っている。現在、外国に滞在している彼女の以前のクラスメートのほとんどーその多くを私も知っていて、今でも連絡を取っているのだがーは、出国ビザの確保の資格を与えてくれる国家奉仕の種々の要求を終えた後で合法的に出国している。」

9.10.2 同じ報告書は、また、次のように続けている。

「普通であるこの選択肢がないように思われるのは、大学入学資格試験に落第した人である。サワ (Sawa) の中等学校の最終学年を終了した者のうち最大でもわずか約 20% が、大学入学資格試験に合格する。これは、アスマラ大学 (University of Asmara) がまだ存在していた頃とほぼ同じ割合である。この 20% に加えて、(年間 20,000 人から 25,000 人のコーホートのうちの) 国内の専門学校で教育を続けることのできる 3,000 人を除いたその他のサワ (Sawa) の全ての新兵は、WYDC の範囲内にある軍隊に割り当てられ直行させられる。自分の予見できる未来は、軍務であるか非軍事の業務であるかを問わず無期限の奉仕しかないために、国から逃れようとするのは主にこの人たちである。」

「このことから、このかなり大きい割合を占める若者は他に何をするのかという疑問が生

じてくる。何人かが指摘しているように、一部の人間は自分の村に戻り、土地を耕すが(Hirt、2010 を参照)、多くの人にとって実行可能な代替的な選択肢がない。政府の役人は、国の若者の不満の種は、現実にはわずかな給付金に過ぎない国家奉仕の『賃金』が彼らをそこに追い込んでいる低い生活水準と組み合わせになった将来に対するこの展望のなさにあるのを認めている。」

9.10.3 2015 年 5 月の EASO 報告書は、また、次のように述べている。

「非軍事の国家奉仕に就く徴集兵は、次のように配備される。

●『省』: このカテゴリーは、国、地域または地方の行政機構、および、学校（教育省）、病院（保健省）、裁判所（司法省）またはホテルやレストラン（観光省）での仕事を網羅している。例えば、」

「●PFDJ や軍が管理するいずれかの建設会社や農業会社の下での国家開発プロジェクトでの仕事；」

「●報告によると、国家奉仕の新兵も、軍の指揮官の個人的な利益のために配備され、金鉱などの民間の会社の仕事に割り当てられることが時々ある。『非軍事的な国家奉仕は、特別な技能、卒業後の教育または特権を備えた人物のために主に保留されている。アカデミー（大学）の卒業生は、卒業生の専門分野にふさわしい仕事に割り当てられ、最初は第 12 学年の教師としてサワ（Sawa）に送られることが多い。アカデミーを中途退学した者は、軍務に就くために徴兵される。』」

9.10.4 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）は、次のように結論付けている。

「国家奉仕布告令（National Service Proclamation）の第 8 条に従って、徴集兵は、軍事訓練を終えると、12 か月間戦闘部隊で現役の兵役と開発の仕事に就くことを義務付けられている。実際には、最初の軍事訓練を終えると、政府は、徴集兵について、彼らの残りの人生に関する決定を下す際に、彼らの選択を考慮することなく、高等教育を続けるか、職業訓練を受けるか、軍隊の外の仕事に就くかあるいは軍隊に配属されるかの割当てをおこなう。」

9.10.5 委員会は、さらに続けて次のように述べている。

「サワ（Sawa）で試験に落第するかどこか他の場所で軍事訓練を受けており、特別な技能

を持ち合わせていない徴集兵は、海軍や重砲部隊である **Mekanayz** 部隊などの軍の部隊に配属される。このような徴集兵は、通例、もし最終学年よりも前に徴兵された場合には、試験を繰り返し受けることも高等学校を卒業することもできない。報告によると、文字の読めない兵士は遠隔地に配属されるそうである。」

9.10.6 国連の報告書パラグラフ 1335 から 1350 は、証人の証言に基づいて、サワ (**Sawa**) などのキャンプの軍事／教育訓練の終了後に徴集兵が担う役割についての情報を提供している。

9.10.7 2015 年 12 月のアムネスティ・インターナショナルの報告書「ただの脱走兵が」は、次のように述べている。

「サワ (**Sawa**) における年の終わりに生徒は、最後のエリトリア高等学校終了証明試験（大学入学資格試験）を受ける。インタビューを受けた者は、アムネスティ・インターナショナルに対して、試験終了後に生徒は一か月自宅に戻る休暇が与えられ、次に、試験結果と国家奉仕への配属を聞くためにサワ (**Sawa**) に戻るように求められると語っている。」

「... 高い成績点を獲得した生徒は、学位プログラムに、低い合格点を獲得した生徒は、ディプロマ・プログラムにそれぞれ割り当てられる。」

「高等教育に割り当てられるだけ十分な成績点を取れなかった生徒は、陸軍、海軍、空軍の国防軍か非軍事的役務のいずれかにおける国家奉仕に直ちに配属される。場合によっては、国防軍に配属された者が、割り当てられた役割に応じて、さらに訓練を受けるように送られることがある。」

「試験の合格者は、7 校ある政府の大学のいずれかに割り当てられる。」

9.10.8 同上の報告書は、さらに続けて、訓練や大学卒業の後に何が起こるのかについて次のように説明している。

「サワ (**Sawa**) などのキャンプでの訓練が終了すると、または、大学での継続教育が終了すると、徴集兵は、国家奉仕に割り当てられる。国家奉仕ではどのような役割が与えられるのかについてインタビューを受けた者が提供する情報によると、かなりの部分が、空軍、海軍、陸軍を含むエリトリア国防軍 (**Eritrean Defence Forces**) (**EDF**)、あるいは、軍事管理施設での様々な仕事に配属されることが示唆されている。多数の徴集兵がエチオピアとの国境に駐屯するが、武器庫、拘留施設の看守、軍需品、軍事通信などの仕事に就く徴

集兵もいる。以前徴集兵だった何人かは、民間の個人や会社に建設労働者として派遣されたことがあると語っている。」

「他方、多くの徴集兵が、広範な非軍事的役務に割り当てられており、その中には、ダムや道路や家屋や軍用の建物やキャンプのインフラの建設、政府が保有する農場やプロジェクトにおける農作業、学校での教育、徴集兵の訓練、政府の省や地方行政内の様々な部署およびその他の行政事務の仕事が含まれる。」

「徴集兵が割り当てられる役割は、恐らく恣意的に決められており、徴集兵本人は自分が就く仕事について口を挟むことはできない。」

9.10.9 ランドインフォ (Landinfo) は、2016 年 5 月の報告書で次のように述べている。

「サワ (Sawa) で試験を受ける (そして軍事訓練を履行する) 若者は、以降国家奉仕の中で異なるコースをたどる 3 つのカテゴリーに分けられる (エリトリア当局の代表者、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2011 年 2 月)。

●優秀な成績点をおさめた卒業生と特権的なエリトリア人は、2 年と 4 年の学習プログラムを提供する国内にある 8 校の大学のいずれかに引き続き通う。教育を終えると、彼らの国家奉仕は主に非軍事的役務からなる。

●それよりも低い成績点をおさめた卒業生は、サワ (Sawa) の内外において職業訓練が提供される。2007 年に設立されたサワ (Sawa) の職業訓練センターは、建設、行政、科学技術および農業の分野の訓練を提供する 5 校からなっている。センターは、年間 3,000 人の学生を教えている (Efrem、2010)。職業訓練を終了すると、学生は、非軍事的役務か軍務のいずれかに移されることになる。

●大学にも職業訓練にも入らない卒業生は、たいていの場合、軍の指揮下にある業務に入る。」

9.10.10 エリトリアの英国大使は、エリトリアに対する英国内務省事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7-20 日に対して、「2015 年 9 月 7 日の私との会話の中で、大統領の政治顧問である Yemane Gebreab は、国家奉仕に就いている 85%は非軍事の部署に配置され、15%は軍隊の部署に配置されていると私に語った」と話している。

10. 国家奉仕期間中の状況

物理的な状況

10.1.1 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の 2015 年の報告書は、次のように結論付けている。

「現役の兵役の期間中に徴集兵は、様々な任務を遂行し、その一部は純粋に軍事的な特徴を持っているが、また別の一部は、刑務所の管理や警察活動や国内治安に関係している。徴集兵は、しばしば、建設労働や農作業といった民間の任務も遂行しなくてはならない。軍で生涯を過ごすエリトリア人にとって、軍の割当てと軍以外の割当ての両方の任務を、同じ時期に相互に交換させながら、あるいは、相前後する期間に遂行するのは極めて当たり前のことである。軍のロジスティックス部門、輸送人員または隣国との国境警備などの純粋に軍の任務を遂行する軍務に就いている徴集兵は非常に稀である。... 政府は、戦闘の際に経験する価値観や状況を伝えるために徴集兵を故意に過酷な状況に晒しているように思われる。国家奉仕に見られるこのような状況の様々な観点は、別途の章で言及されているような徴集兵が定期的に受ける厳しい処罰を除いて、以下に述べられている。...」

10.1.2 [委員会の報告書のパラグラフ 1354 から 1382](#) の中で、委員会は、エリトリアの移住者の証言に基づいてエリトリア軍の状況を記録している。

10.1.3 米国国務省の 2015 年人身取引報告書（Trafficking in Persons Report 2015）は、「労働条件はしばしば過酷であり、時に身体的な虐待を伴うことがある」と報告している。

10.1.4 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の 2015 年の報告書は、次のような所見を述べている。

「部隊の中で軍の看護婦や教師といった軍務以外の仕事に割り当てられている徴集兵の労働条件と生活条件は、通例、軍の任務を遂行する徴集兵の条件に類似している。... 委員会は、建設労働や農作業に割り当てられた徴集兵の労働条件は、軍の状況と同様に過酷なことが多い... と考えている。」

10.1.5 その一方で、委員会は、次のようにも述べている。

「文民の性質を持つ仕事を遂行するように割り当てられた徴集兵の一般的な条件は、軍における国家奉仕の条件と大きく異なる。卒業生は、学業を終えるとすぐに、最長で 2 年間続く最初に割り当てられる文民の仕事に就く。この仕事は、『大学サービス』または『国家奉仕前』と呼ばれている。大学サービスに就いている間、彼らは月平均で 450 ナクファを支払われている。…」

10.1.6 さらに、次のようにも述べている。

「非軍事的役務のコンディションは、徴集兵が市民生活を送ることができるために、軍よりもはるかにいいと受けとめられている。彼らは通常の労働時間働く。仕事が終わると自由であり、少なくとも週末の一部を休むことができる。特定の公営企業や省庁に割り当てられた徴集兵のみが、週末も働くことが求められている。しかし、それは規則というよりは例外のようである。」

「徴集兵は、家族と自由に暮らすことができ、仕事の時間外に礼拝に参加することができ、制限されることなく、また、事前に許可を得ることなく結婚できる。年次休暇を取得できる者もいるが、取れない者もいる。但し、非軍事的役務に就いている徴集兵は、軍隊にいる徴集兵と同様に移動の制限を受けている。旅行は業務の範囲内に限られている。彼らは、例えば、親族の訪問といった自分の区域外を旅行するには特別な許可を取得する必要がある。」

「軍に就く徴集兵と異なり、非軍事的役務に就く徴集兵には、政府によって食料や宿泊施設が支給されない。彼らの給料は生存水準を下回っているために、彼らは、厳しい金銭的な困難に直面している。このような状況は、特に、ワンルームの家賃が最低でも月 500 ナクファするアスマラ (Asmara) に配属された徴集兵にとって困難である。この問題を政府に直接提起した徴集兵もいるが、耳を傾けてもらえなかった。政府が宿泊施設を提供するのは、遠隔地に拠点を置く非軍事的役務に就く徴集兵か、以前の自由の闘士に限られる。その結果、徴集兵は、親族からの宿泊支援または金銭支援に頼るか、副業を見つけるか、『とにかく知恵を絞らなくてはならない』。非軍事的役務に割り当てられたかつての徴集兵は、委員会に自分たちの困難について語っている。」

10.1.7 大学人である Tanja Müller は、2012 年にエリトリアを訪問した後で、次のように報告している。

「まとめると、少なくとも高等教育を受けている人々の間には、たとえ、その多数が、最終的にこの国を離れる決断を下す人々に加わるにしても、『普通の』生活を送る機会があり、

その人にとって大切な志望を少なくとも部分的にかなえる機会がある。アスマラ大学（University of Asmara）で私の以前の学生だった一人と話をした時に、その学生は、最近卒業ビデオを観た時のことを話してくれた。『その時そこに一緒にいた人たちは今ここにはいない。この国に残ったのは私だけだわ。』彼女はやりがいのある仕事を確保し、結婚し、二人の子供をもうけ、このようにして、彼女自身の判断によると満足のできる生活を送っている。現在、外国に滞在している彼女の以前のクラスメートのほとんどーその多くを私も知っていて、今でも連絡を取っているのだがーは、出国ビザの確保の資格を与えてくれる国家奉仕の種々の要求を終えた後で合法的に出国している。」

10.1.8 2015 年 8 月のガーディアン紙の記事には、軍隊の部署と非軍事の部署との間に見られる条件の違いについて書かれている。その中で、エリトリア国外でジャーナリストに話をしたエリトリア人のことが次のように書かれている。「Kemal は、彼が強制的な国家奉仕をおこなっていた頃は平穏無事で、首都で数か月間公務員として働き、他の人が言うような厳しい労働や無期限の奉仕を回避していたと話す。」さらに「... Kemal が出国を余儀なくされたのは政治的な圧力というよりは、エリトリアの脆弱な経済である」と書かれている。

10.2 拘留の状況

10.2.1 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の 2015 年の報告書は、次のような所見を述べている。

「... 委員会は、女性は一般的に国際基準に従って男性から隔離されているが、女性職員の責任と監視の下に置かれていないと述べている。委員会は、女性の被拘禁者に責任を持ち世話をする女性職員がいないために、女性の被拘禁者は、性的暴力やジェンダーに基づく暴力に晒されるリスクが高くなり、女性に対する配慮がないために女性の被拘禁者に不必要な屈辱を与えられていると考えている。」

「... 拘留されている子供の権利は組織的に侵害されている。子供は、大人と一緒に、同じ非人間的な条件の下で、子供に対して特別な配慮が払われることなく拘留されている。他の被拘禁者と同様に、子供は、しばしば、両親や法定の後見人と接触することができず、外部との連絡が立たれた状態に置かれる。」

「委員会は、被拘禁者に対する懲戒的な制裁や処罰の措置が、通例、然るべき手続きや保

護を伴うことなく恣意的におこなわれており、制裁は、残酷であるか非人間的であるか人の品位を貶めるような処罰に相当し、場合によっては拷問に等しい... と見なしている。」

10.2.2 委員会は、また、秘密刑務所の存在について次のように記述している。

「軍、軍の諜報部および保安機関は、隔離された刑務所を持っている。このような刑務所は、警察から独立しており、また、エリトリアの司法制度から完全に切り離されている。軍の諜報部は、裏切り者であるか国の「主権」や安全保障に対する脅威であると考えられている被拘禁者を短期間または長期間外部との連絡が絶たれた状態で拘留するために、あるいは、尋問するために秘密刑務所を全国で運営している。幾つかの施設は、遠隔地や隠れた場所にあると考えられている一方で、別の施設は、市街地にある邸宅を刑務所に改造したものであり、寝室が監房になり、地下が拘留施設となっている。」

10.2.3 委員会は、さらに続けて、委員会がこの問題で受け取った一連の証言は、外部との連絡が絶たれる拘留はエリトリアにおいてほとんど規範となっていることを明らかにしていると述べている。このような拘留は、以下に述べるように、被拘禁者が、弁護士や家族を含めて外界と連絡を取ることが許容されていない時に生じる。

「国家奉仕の期間中に逮捕される兵士の家族は、兵士の拘留が知られることは決してなく、このような兵士は家族に知られることなく失踪することがある。あるいは、職場や街路で逮捕されたために、行方不明になる者もいる。このような場合、その人物を知っている目撃者が家族に居場所を知らせるか、同情的な刑務所の看守が情報を漏らさない限り、家族はその人物の所在を知ることができない。委員会は、拘留場所を特定するために被疑者が押し込まれた車を追跡した話を聞いている。」

10.2.4 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の2015年の報告書は、次のように結論付けている。

「拷問は、エリトリア全国で広範におこなわれている。拷問は、警察署、一般と軍の刑務所および秘密で非公開の拘留施設に拘留されている被拘禁者に、さらには、軍事訓練の期間と軍にいる間を通して国家奉仕の徴集兵にも加えられている...」

「... 所定の拷問方法が繰り返し広くおこなわれているのは、拷問が組織的であり、日常的に加えられていることを示唆している...」

10.2.5 「証言や密かに提出された申立てから委員会は、拷問が、国家奉仕の徴集兵を隷属

させ、国民に恐怖を教え込み、反対派を黙らせる手段として用いられていると理解している...」 2015 年 5 月の EASO 報告書は、次のように述べている。

「人権に関する報告書は、エリトリアの刑務所の状況を根拠が不確かであるとしている。エリトリアへのアクセスが欠如しているのを考えると、引用されている人権に関する報告書は、一連の外国の情報源に基づいている。ICRC などの国際的なオブザーバーは、2009 年以降エリトリアの刑務所を訪れることが許されていない。このために、情報を現場で確認することができない。」

「人権に関する報告書では次のような問題が挙げられている。

- 地下またはコンテナにある刑務所があり、エリトリアの気象条件のために極端に暑くなっている。
- 監房は混雑していて、もしそうなった場合には、囚人が順番にしか横になれないほど混雑することがしばしばある。
- 衛生状態は劣悪である。刑務所の中にはトイレの代わりに地面に穴があるかバケツが置かれてあるだけの刑務所がある。囚人は屋外で運動できないことがよくあり、治療も限られた範囲でしかおこなわれていない。
- 食料の配給量が少なく、栄養がない。飲料水を飲む機会が乏しい。
- 虐待されるか、拷問されるか、強制労働に就かされる囚人もいる。
- 親族が面会できないことが多い。
- 女性は、通例、男性から隔離されて監房に収監されているが、例えば、看守による性的暴行やレイプがいまだに報告されている。
- 死亡が上述のような困難な状況が原因で頻繁に発生すると報告されている。」

「多くの囚人（特に、徴兵忌避者や脱走者を含め、政治的、宗教的または軍事的な理由で収監されている囚人）は、外部との連絡が絶たれた状態で拘留されている。刑事訴訟手続きが開始されることはなく、拘留の期限も設けられず、親族にも知らされることがない。このような囚人は、しばしば、虐待されるか拷問を受ける。囚人は、Aderser やテッセネイ（Tesseney）の刑務所か、アスマラ（Asmara）刑務所の B コースに外部との連絡が絶たれた状態で拘留されている。」

10.2.6 さらに次のように述べている。

「エリトリアにおける拷問の報告も、2009 年以降 ICRC といった国際的なオブザーバーがエリトリアの刑務所を訪問できなくなっているために、刑務所に関する状況と同様に主に

外国の情報源に依拠している。」

「拷問は、エリトリアの刑務所では様々な目的のために、例えば、自白を強要するために、情報を入手するために、あるいは、処罰の手段として利用されている。政府を批判したために、国家奉仕期間中に規律に違反したために、反抗を理由にして、あるいは、他の囚人が脱獄した場合に囚人は拷問されたと報告されている。(ペンテコステ派の教会やエホバの証人の信者を含む) 少数派の宗教の信者も、信仰を理由にして、あるいは、信仰を捨てるように強要するための処罰として拷問を受けている。」

「拷問の方法には、両手や足が数日間にわたって、場合によっては数週間にわたってロープやハンカチで縛られる（「ヘリコプター」、「フェロ」、「オットー」、「イエス・キリスト」と呼ばれる）方法、または、トラックのタイヤに入れられる（「ゴマ」と呼ばれる）方法がある。囚人は、また、鞭打ちにされた。」

「エリトリアは、2014 年 9 月に拷問に反対する条約に加盟している。」

10.2.7 ロイターに書いているエドモンド・ブレア (Edmund Blair) は、2016 年 2 月 29 日に次のように報告している。

「(2016 年) 2 月に国連人権高等弁務官事務所 (U.N. Office of the High Commissioner on Human Rights) の代表派遣団は、首都の南にある Sembel 刑務所を訪問するのが許された。数年間要求し続けて国連の派遣団が刑務所を訪れたのは初めてのことであった。」

「我々は彼らと約束をしています」とオスマン (外務大臣 Osman Saleh Mohammed) は、言って、訪問を初めて公式に確認した。」

「国連の職員は、詳細について述べることなく訪問を認めた。『これは重大な出来事であった』とある外交官は述べ、また別の外交官は、おおよそ 2008 年以来の出来事だと述べている。」

10.2.8 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) の 2016 年の報告書は、「(アスマラ (Asmara) にある Sembel 刑務所・社会復帰センターへの) 訪問は、時間が短く、十分な人権に関する評価や技術的な評価が十分に下せる状況の下では実施されなかったと述べている。」同じ情報源は、次のようにも述べている。

「最近の証拠によると、恣意的な逮捕、失踪および拷問は、暫定的な刑法がこのような違

犯を禁止しているにもかかわらず、エリトリアでは引き続き広範に使用されていることが確認されている。法的な保護の問題に関しては、性的な好意を得るために自らの権限を濫用する士官は、軍規によって一連の刑罰を科すことができると述べているが、『この犯罪に対する罰則が適用されたことは一度もありません』と付け加えている。先に述べたように、政府は、このような違犯に対して救済策が利用できると断言しているが、法的な保護や救済策が実際に有効であったとする証拠を委員会はまだ受け取っていない。」

10.3 虐待の是正

10.3.1 カナダの IRB は、2012 年 9 月 4 日付の情報請求に応じて、David Bozzini を引用して、「徴集兵は、奉仕期間中に虐待を受けた場合には、外部の権威を頼りとしていない（2012 年 2 月 16 日、5）」と述べている。

10.3.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) のワールドレポート 2016 (World Report 2016) もまた「虐待を是正する機構は設けられていない」と結論付けている。

10.3.3 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) の 2015 年の報告書は、次のような所見を述べている。

「委員会は、あらゆる種類の暴力、とりわけ性的な暴力の被害者が、国家奉仕の組織内で虐待を報告できないことについて数多くの報告を受け取っている。軍事訓練キャンプ（およびエリトリア全般）において性的暴力の被害者が直面する最初の障壁は、文化的な障壁である。文化的な規範に基づいて、性的暴力の被害者であることが判明した女性や少女は許容されることがない。このようなことが知られると村八分にされ、結婚できなくなり、被害の結果に関係するその他の汚名が帰せられる。性的暴力やジェンダーに基づく暴力を報告する際に見られる二つ目の問題は、高位の職員を含め軍事キャンプの多数の職員が、虐待に関わっている点にある。性的暴力やジェンダーに基づく暴力の犠牲者は、犠牲者を虐待したのはその直接の上司であるために、訴えることのできる相手が誰もいないと報告している。訓練キャンプ内の性的暴力やジェンダーに基づく暴力を報告する上で 3 つ目のそして最も緊急性の高い障壁は、苦情の公平な調査をおこなうようなジェンダーに配慮した有効な報告機構が欠落している点にある。職員が犯した性的暴力やジェンダーに基づく暴力を報告すると、先に述べたように、訴えた当人に厳しい処罰が科せられる場合がある。」

サワ（Sawa）におけるジェンダーに基づく暴力と性暴力の報告も参照されたい。

10.4 報酬／給料

10.4.1 2015 年 6 月 25 日に公表された米国国務省（United States State Department）の「2014 年国別人権報告書（Country Reports on Human Rights Practices for 2014）」は、次のように述べている。「PFDJ が所有する企業の従業員と政府職員に対する国が定める最低賃金は、月 360 ナクファ（24 ドル）であった。民間の労働者に対して国は最低賃金を定めていなかった。政府は国家奉仕の徴集兵に固定レートで支払っており、最も一般的な給料は月 500 ナクファ（33 ドル）であった。」

10.4.2 ロイターに書いているエドモンド・ブレア（Edmund Blair）は、2016 年 2 月 25 日付の記事の中で、財務大臣の Berhane Habtemariam は、1,400 ナクファの代わりに 4,000 ナクファを受け取ることになる卒業生を含め、国家奉仕に対する新しい報酬の規模について概説していると報告している。これは、「政府は現在の状況の中で最善を尽くしています」、前述の給料は上がるだろうと述べている Yemane Ghebremeskel によって確認されている。

10.4.3 エリトリアから人々が移住する理由について説明するのに、2014 年 11 月に公表され、2014 年 12 月に更新されたデンマーク移民局（Danish Immigration Service）の事実調査任務（Fact-Finding Mission）（FFM）報告書である「移民の原動力と根本的原因：国家奉仕と帰国の可能性」の一環として相談を受けたある国連機関が次のように述べている。

「基本的に、エリトリアを出国する人々の大半は、これまで二つの理由から出国している。最初の理由は、エリトリアの貧弱な経済状況が原因で多くの人々がよりよい生活を求めてヨーロッパに目を向けるというのがある。二つ目の理由は、エリトリアの国家奉仕プログラムである。安い給料といつまで続くか分からない奉仕が原因となって、多くの若者が、乏しい報酬で数年間働く代わりの選択肢を求めるようになる。政治的な理由でエリトリアを出国する人はほとんどいない。」

10.4.4 2015 年 5 月の EASO の報告書は、次のように考察している。

「兵役に就く徴集兵への報酬は非常に少額である。正確な数字にはばらつきがあるが、ほとんどの消息筋は、兵士が、訓練を終えると約 500 ナクファの月給を貰っており、訓練期間中はその額がさらにずっと少なくなる（月 100 ナクファ未満）。ほとんどの消息筋による

と、これは、暮らしてゆくには、あるいは、家族を養うにはあまりにも少額であり、布告令第 82/1995 年 (Proclamation 82/1995) では『ポケットマネー』と称されている。以前の戦士 (tegadelti) や高位の士官は、月 3,000 ナクファまでの良い給料を貰っている。兵役に就く兵士は、場合によると、農作業や工業労働をおこなうか、自分の指揮官の個人的な利益のために配備されることがある。」

10.4.5 非軍事的役務で働く徴集兵について、同じ消息筋は、次のように述べている。

「給料は、就いている仕事に応じて変わってくるが、一般的に月 700 から 1,000 ナクファであり (医者の場合は、最高で 1,500 ナクファ)、これは生活賃金に達していない額である。月の最低賃金は 360 ナクファである。批判者は、しばしば、非軍事の国家奉仕を強制労働と呼んでいる。徴集兵は、自分の文民の雇用者に従属しているが、動員される準備をしておかなくてはならず、軍に徴兵されることがある。」

現在のレートについては www.xe.com を参照されたい。

10.4.6 2015 年 12 月のアムネスティ・インターナショナルの報告書「ただの脱走兵が」は、次のように述べている。

「インフレで基本的な物品やサービスの価格が上昇しているにもかかわらず、国家奉仕の給料は、長年変わっていない。アムネスティ・インターナショナルにインタビューを受けた以前の徴集兵は、例外なく、標準的な徴集兵の給料では、あるいは、何人かが受け取っているこれよりもわずかに高い給料では、家族の基本的な要求を満たすことができないと話している。徴集兵の基本的な給料は、月 400 – 500 ナクファ (43 – 48 米ドル) で、これから控除が差し引かれる。インタビューを受けた何人かは、基本的な宿泊施設の賃借料が月約 500 ナクファであると言っている。その結果、徴集兵は、しばしば、生きてゆくために、両親や拡大家族、特に、海外移住した家族に依存している。」

10.4.7 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission) (UK FFM)、2016 年 2 月 7 – 20 日に、国家奉仕の報酬を増額する政府の計画について語った外交関係の消息筋 A は、報酬は「... 低度の有資格者に対して 2,500 ナクファ、高度の有資格者に対して 3,500 ナクファ」になる予定であり、「これはエリトリアではそれほど悪い給料ではなく、人々は、もし国家奉仕から解除されれば、自発的に仕事に就くと思われる」と説明している。

10.4.8 UK FFM の調査団が話をしたその他の様々な消息筋は、決定待ちの報酬の増額に

について聞いており、その詳細の一部を知っているが、増額はまだ完全には実施されていないと説明している。この議論に関する完全な覚書については、[エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 \(fact finding mission\) の報告書、2016 年 2 月 7 – 20 日](#)のセクション 9.7 を参照されたい。

10.4.9 2016 年 6 月の国連委員会は、次のように結論付けている。

「国家奉仕の徴集兵に支払われる固定給は、報告期間中非常に低いままであった。2016 年 2 月のテレビインタビューの中で、イサイアス・アフエウェルキ (Isaias Afwerki) 大統領は、報酬の増額は『2015 年の半ばに始まる』と述べている。この時の議論の全般的な脈絡の中では、大統領が言及していたのは公務員であり、この中に軍や国家奉仕の徴集兵の労働が含まれているかどうかは不明である。何人かの証人は、軍／国家奉仕の徴集兵に対する報酬の増額の計画について聞いているが、他の者は、このような増額を実際に受け取った個人の話を聞いたことがないが、誰も増額を受け取った者はおらず、新しい固定給の計画が恣意的に実施されているのではないかと懸念している者もいる。」

10.5 その他の受給権

10.5.1 2015 年 12 月のアムネスティ・インターナショナルの報告書「ただの脱走兵が」は、次のように主張して、休暇手当について考察している。

「徴集兵に対しては標準的な休暇手当の受給権というものはない。インタビューを受けた者は、一年に一か月の休暇手当を報告している。しかし、休暇は該当する指揮官の裁量によって認められており、したがって、期間も様々である。休暇を頻繁に一恐らく年に二回、短い期間―数日間か 1、2 週間取っている徴集兵もいる。何人かの以前の徴集兵は、アムネスティ・インターナショナルに数年間休暇が認められることがなかったと話している。親族の死亡や結婚といった個人的な理由や家族の理由で休暇を要求することはできるが、これが認められるとは限らない。」

10.5.2 報告書は、また、保健の利用について、次のように主張している。

「以前の徴集兵は、アムネスティ・インターナショナルに対して、サワ (Sawa) におけるのを含めて、また、18 歳未満で徴兵された子供を含めて、国家奉仕の保健の利用が制限されていると繰り返し語っている。徴集兵は、基本的な応急手当の利用に際しても指揮官

の許可を取らなくてはならず、不承不承しかも稀にしか認められない。幾人かの徴集兵は、目に見えて重い病気の場合に限り、保健を利用する許可が下りるかもしれないと話している。」

10.5.3 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7 – 20 日は、軍における国家奉仕について、匿名の消息筋 2 と次のような会話を交わしている。

「私は、ガシュ・バルカ地方 (Gash Barka Zone) でほとんど 20 年を過ごしている友人を知っています。アスマラ (Asmara) に来て 3、4 か月経つと、軍隊の部署に戻ります。彼が戻るのが遅れるか、彼らが彼を緊急に呼び出す必要がある場合には、彼に電話をかけます。彼が電話の電源を切っていることがあると、銃で強制的に連れ戻すわけではないが、連れ戻すのに軍のスタッフ (時に彼の上官) を送ります。彼が言うには、彼が国内にいる限りは戻らなくてはなりません。国境を超える余裕があるならば、彼はいつもそのことを考えているのだが、国境を超えたいが、支払うお金がないか、その他の理由から、そうしていません。」

11. 国家奉仕の期間

11.1 布告令と Warsai Yikealo 開発計画

11.1.1 国家奉仕布告令 (National Service Proclamation) は、「現役の国家奉仕」は、18 か月続き、総動員がかかる場合には延長できると定めている。先の[国家奉仕布告令に関するセクション](#)を参照されたい。

11.1.2 しかし、Warsai Yikealo 開発計画については、政府は、18 か月の法定の国家奉仕を無期限に延長し、実質的に常時総動員がかけられている状態となっている。政府は、エチオピアの脅威を引き合いに出し、この延長を正当化する理由として「戦争でないが平和でもない」状態を挙げている。

11.1.3 米国国務省の「2015 年人身取引報告書」(Trafficking in Persons Report 2015)、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) の「ワールドレポート 2016 : エリトリア」(World Report 2016:Eritrea)、および、デンマーク移民局 (Danish Immigration

Service) と英国内務省のエリトリアに対する FFM から収集された情報を含む様々な情報源は、18 か月の時間枠は恣意的であり、履行されておらず、徴集兵はだいたい 18 か月から 10 年以上奉仕に就いていると指摘している。

11.1.4 その一方で、デンマークの FFM の期間中に、西側の大使館(B)は、「若者は、今日、かつてそうだったのに比べると短い奉仕期間の後に国家奉仕を解除されている」と述べている。また、西側の大使館(C)は、「... 一般的に 3、4 年が国家奉仕の期間の規範であるように見受けられる」と述べている。さらに、西側の大使館(D)は、「今日、奉仕から容易に解除されており、今日の若者にとって国家奉仕は、2、3 年に限定されているようである」と述べている。

11.1.5 2015 年 3 月 23 日のランドインフォ (Landinfo) の報告書、「エリトリア：国家奉仕」(英訳、2015 年 9 月) は、次のように述べている。「危機的な状況の場合には、兵役年齢の上限は、50 歳まで引き上げられているが、実際には、国家奉仕に就く年齢の上限は、男性の場合は 50 歳から 57 歳の間に、女性の場合は 47 歳に近年引き上げられている。しかし、女性の奉仕期間は男性よりも短いという指摘が多くなされている。」

11.1.6 エリトリアの英国大使は、UK FFM に、(事例証拠から) 女性に対する総動員の年齢をさらに引き下げようとする試みが (なされていると) 語っている。

11.1.7 2016 年 7 月のエリトリアに関する記事の中で、BBC のアフリカの編集者であるマリー・ハーパー (Mary Harper) は、「... 若いエリトリア人は... 主に非軍事的役務において強制的な国家奉仕制度に拘束されていて、いつ解除されるのか分からない」と報告している。彼女は、彼女と話をした 9 年間国家奉仕に就いていたある個人の例を挙げている。彼女はまた別のエリトリア人との会話を次のように報告している。「アスマラ (Asmara) に向かう飛行機の中で私は、ドバイから携帯電話やテレビやパラボラアンテナを輸入している男に会った。『私は国家奉仕に 12 年間就いていました。でも私は商人になるためのいわば「脱落者」でした。』」

[女性](#)も参照されたい。

11.2 国家奉仕の期間の改革

11.2.1 国家奉仕の期間を国家奉仕布告令 (National Service Proclamation) に義務付けら

れている 18 か月の期限に戻すという 2014 年末と 2015 年初頭の声明にもかかわらず、これの実現に向けた政策が取られたという証拠はない。ロイターに書いているエドモンド・ブレア (Edmund Blair) は、エリトリアの情報大臣である Yemane Ghebremeskel にインタビューをおこない、大臣は彼に「... 国家奉仕を廃止するとか削減する計画はありません」と語ったと報告している。

11.2.2 スイス移民局 (Swiss Secretariat for Migration) の国別分析部は、一連の公式の情報源、および、2016 年 3 月の自らの事実調査任務の期間中にアスマラ (Asmara) の対談者との会話から入手された情報に基づいて、エリトリアの報告書を作成した。報告書はドイツ語で書かれているが、以下に挙げるような、国家奉仕の改革を含む主要な調査結果の典拠が示されていない要約を提供している。

「この 2、3 年間の間に、エリトリア当局は、国家奉仕に対する幾つかの改革を公表してきた。その中で最も顕著であったのは、当局が第 27 回の徴兵のラウンドから義務の期間を 18 か月に制限すると約束したことであった。これはまだ実現されていない。国家奉仕は依然として終わりがなく、徴兵は数年間続いている。但し、非軍事的役務に配置されていた次第に多くの徴集兵が、5 年から 10 年奉仕すると除隊されているようである。その反面、国家奉仕の中の軍務に割り当てられた徴集兵の復員や解雇についての情報は利用することができない。しかし、2016 年初頭に当局は、国家奉仕のうちの非軍事的役務における賃上げを公表している。声明の実施はすでに着手されているようである。」

[報酬／給料](#)も参照されたい。

12. 放免／復員および解雇

12.1 用語の定義

12.1.1 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) の 2015 年の報告書は、徴集兵が軍から離れるのを記述する用語が不明瞭であると結論付けており、2015 年 5 月の EASO 報告書では、次のように焦点が当てられている。「復員 (demobilisation) と解雇 (dismissal) との間には、区別を設けるべきである。復員は、戦時中の動員の後におこなわれ、解雇は、国家奉仕の義務から放免された後で、個人レベルでおこなわれる。」

12.2 手続き

12.1.1 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の 2015 年の報告書は、国家奉仕からの放免の手続きが不明瞭であると結論付けており、委員会は、「... 解除の過程の手引きをおこなう実施されている規則や手順を概説する正式な文書をこれまでに利用できていない。証言はこの点に関する恣意性のパターンを明らかにしている。」

12.2.2 委員会は、また、次のように報告している。

「証言によると、徴集兵は、まず、直接の雇用者から解除されなくてはならず、解除は解除の書類で証明されるようである。解除の書類は、旅行の許可として使用されるが、労働許可としては使用できない。これは、国防省が発行する国家奉仕終了の証明書入手する前提条件となる。この証明書は、証明書の保有者が国家奉仕から免除され、移動し自由に仕事を選択できることを表している。委員会は、免除は極めて稀であり、入手するのが困難であると考えている。証明書は、通例、賄賂によるか、あるいは、奉仕に就いた年数でなく医療的な理由によってのみ入手できる。」

12.2.3 委員会は、さらに、証言を入手することのできた 2 人の「証人」を引用している。最初の証人は、「国家奉仕の終了証明書は、国防省の高官の便宜がないと入手するのが極めて困難である」と述べている一方で、もう一人の証人は、「これを入手できる者は、引く手あまたの終了証明書に 100,000 から 200,000 ナクファ（約 6,000 から 12,000 ポンド）を支払っていると説明している。」彼は、また、証明書は、第 13 ラウンド、すなわち、2000 年頃まで時々発行されていると述べている。

12.2.4 2016 年 2 月にエリトリアに対する英国内務省の FFM の期間中に相談した消息筋も、復員のための手続きが不明瞭であり、透明性を欠くことを確認している。

12.2.5 2016 年 2 月の UK FFM に話をする際に、エリトリアの英国大使は、放免が適用されることがあるのかと聞かれて、彼は次のように答えている。

「あります。復員手続きを自らが経験しているか、そのような経験をしてきた人の親である民間の商業関係者を含めた、地元の同僚や大使館の外部接触者との会話から私が理解した限りでは、18 か月の奉仕を終了すると、どの個人も（非軍事か軍を問わず）国家奉仕からの復員を申請する資格があります。」

「彼らは、最初に支持の同意が必要とされる彼らの指揮官または管理責任者（いずれか適切な方）に書面による要求を提出することによってそうします。指揮官または管理責任者が支持すれば、次に、彼または彼女は、支持についてのコメントを書き添えてこれを中央の当局に転送しなくてはなりません。」

「中央当局は、復員の請求を認可する内部指針に照らし合わせて申請を審査することになります。私が理解するところでは、この内部指針は（防衛省から）出されていて、復員させるのにどのような理由が適切であるのかを定期的に定めることで時々改訂されます。しかし、これは公表や発表させることはありません。」

「復員を申請できる回数に制限があるとは誰も私に報告していない。」

12.2.6 英国大使は、また、固有な例を挙げている。

12.2.7 2015 年 5 月の EASO 報告書は、次のように報告している。「国家奉仕の徴集兵の解雇は、限られた範囲で実施されているが、軍の国家奉仕からよりも非軍事の国家奉仕からの解雇の方が容易である。上司との良好な関係もこの過程を容易にする。」

12.2.8 2016 年 2 月にエリトリアに対する英国内務省の FFM の期間中に、匿名の消息筋 2 は、このプロセスは、「例えば、教育省で、もし上司に復員させるように申請すると、大臣に（申請書を）送り、次に大臣が国防省に（申請書を）送る」といった具合に進められると説明している。彼らは、省によって事情が異なると言って、次のように付け加えている。

「ある省で復員される同じ理由によって他の省でも復員されるとは限らない。防衛省は他に比べると寛大であると聞いている。しかし、理由は省によって異なる場合がある。したがって、ある人物が異なる部署で同じ理由を持ち出しても異なる取り扱いを受ける場合がある。上司は誰なのか、また、その上司とどのような関係にあるのかによって変わってくる。」

12.2.9 これは「組織によって異なると考えている」外交関係の消息筋 A を含めて、他の消息筋が繰り返すポイントである。

12.2.10 UK FFM 調査団は、「たくさんの人が復員されたい時に上司に頼んでいます」と語る Bisha 鉦山の訓練管理責任者と話をし、また、復員の申請をすることができるが、これが受理されることも受理されないこともあると言って、関係する過程の詳しい説明をし

てくれたその鉱山の人事部の代表者とも会っている。

12.2.11 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）の報告書のパラグラフ 1389 から 1506 は、非軍事的な国家奉仕における「強制労働」の性質と処遇についての情報を提供している。委員会は、以下に挙げる労働分野は、純粋に軍事的な性質を持っているとは見なされておらず、徴集兵はこれらの分野のいずれかにおいて労働を強制されるべきではないと述べている。

- （Bisha 鉱山を含む）建設、（なお、Nevsun 社の回答が考慮されていない点に注意されたい）

- 農業原料の生産または抽出に関係する工業

- 製造業

- 主にまたはもっぱら軍事目的でない、運輸、公共工事、建物の運営、公共ユーティリティ

- 「専門分野」、すなわち、例えば、Bisha 鉱山での非軍事的な仕事で国家奉仕に就く、専門的な技能を持ち合わせている徴集兵

- 軍の教師や看護婦

- 行政事務

- 家事

- 開発計画

12.2.12 ランドインフォ（Landinfo）は、2016 年 5 月 20 日付のエリトリアにおける国家奉仕に関するテーマ別報告書の中で、次のように述べている。

「1998 年にエチオピアに対する国境戦争が勃発するまで、48,000 人から 54,000 人のかつての EPLF の兵士が復員された。エリトリアの専門家デイビッド・プール（David Pool）によると、彼らは戦争の勃発ともに呼び戻された（2007 年庇護移民審判所（Asylum and Immigration Tribunal 2007））。エリトリア当局は、2000 年の平和合意（Algae 協定）後に、200,000 人の兵士を三段階に分けて復員させると約束した。UNDP によると、104,000 人のエリトリア人が 2005 年までに復員されている（2007 年庇護移民審判所（Asylum and Immigration Tribunal 2007））。2006 年になると、復員される人数は 65,000 人に減少した。しかし、デイビッド・プールも Gaim Kibreab もこの数字をたいして重要であるとは考えていない。プール（Pool）は、兵士に復員カードが渡されたが、実際には復員されていないと結論付けている（2007 年庇護移民審判所（Asylum and Immigration Tribunal 2007））。エリトリア当局は、2000 年にエチオピアとの戦争が終結した後で国家奉仕に就いていた兵士の 70%が復員されたと主張している（Gaim Kibreab、2015 年 1 月 19 日のアスマラ

(Asmara) でのインタビュー。』

「すでに 2011 年にランドインフォ (Landinfo) は、女性は様々な理由から放免されていると指摘する情報を受け取っている。この情報は、最近では 2016 年 1 月に、ランドインフォ (Landinfo) がアスマラ (Asmara) で会った様々な消息筋によって確認されている。女性は、20 代半ばで放免されると考えられているが、基本的に、国家奉仕に関する法律に基づいて招集することが可能である。危機や動員がかかっている場合には、基本的に、誰でも奉仕に招集することができる。同時に、幾つかの消息筋は、女性は 47 歳になるまでは出国ビザを入手できないことを強調している。」

「2016 年 1 月にアスマラ (Asmara) でランドインフォ (Landinfo) のインタビューを受けた一人は、復員は資金力のある人にとって可能であり、制度は、上司と良好な関係を保っている個人に有利に働くことが多いと考えている。復員の制度は、復員の申請は直接の上司に渡され、その上司が申請を部局内の人事担当責任者に転送するようになっている。この消息筋 (2016 年 1 月 28 日にアスマラ (Asmara) で会った外交関係の消息筋(D)) によると、申請却下の決定は上訴することもできる。」

「何人かは、国家奉仕のうちの非軍事的役務の方が軍からの場合よりも復員が簡単であると主張している (2011 年 2 月にアスマラ (Asmara) で会った、行政で国家奉仕の仕事をしていたエリトリア人、2011 年 2 月にアスマラ (Asmara) でインタビューをした外交関係の消息筋(1))。基本的に、非軍事と軍の両方の奉仕とも国防省に従っているが、これらの消息筋によると、実際には、非軍事的職業に就いている者の方が軍の指揮官から受ける影響力が著しく小さい。Gaim Kibreab は、2009 年 11 月のランドインフォ (Landinfo) とのインタビューの中で、縁故と賄賂の両方かあるいはこれらのいずれか一方を用いることでさらに奉仕に就くことから逃れることができると強調している。2011 年 2 月と 2013 年のランドインフォ (Landinfo) の任務中に幾つかの消息筋は、この点を共有している。すなわち、当局や以前の戦士との縁故を持つエリトリア人は、期間の短い奉仕に手配され、条件の良い奉仕業務に就き、早く復員できる (とりわけ、外交関係の消息筋(1)との面談)。」

13. 脱走と忌避に関する法律

13.1.1 布告令の第 17 条は、徴兵が国家奉仕の履行のいずれかに適格である場合に、出国に関係する規則を述べている。この条項によると、国家奉仕に適格なエリトリア市民は、「彼

が国家奉仕から免除されているか、彼が奉仕を終了していることを奉仕証明書の作成によって証明するか、あるいは、これの代替として、「登録カードを作成し、招集された時に兵役に再び就く保証として 60,000 ブルの保証金を積む」ことで外国に旅行できる。

13.1.2 国家奉仕布告令 82 号／1995 年 (National Service Proclamation 82/1995) の第 37 条 (処罰) は、国家奉仕の忌避に対して設けられている一連の制裁を列挙しており、次の 4 つのサブセクションに分かれている。

●第 37(1)条は、布告令に対する違反は、2 年の監禁か罰金またはその両方によって処罰されると述べてある。

●第 37(2)条は、虚偽または自傷による国家奉仕の忌避は、最高で 2 年の監禁か罰金によって処罰され、これに国家奉仕が続くと述べてある。自傷によって国家奉仕に就けない場合には、刑期は 3 年になる。

●第 37(3)条は、国家奉仕を忌避するために外国を旅行し、40 歳になる前に帰国する個人は、国家奉仕に就かなくてはならないと述べてある。40 歳になった後で、しかし 50 歳未満で帰国する個人に対する刑罰は、5 年の監禁である。このような者は、雇用の権利、ビジネスの免許を保有する権利、出国ビザを発行してもらう権利、土地を所有する権利も失う。

●第 37(4)条は、虚偽または妨害によって国家奉仕の登録を故意に遅らせるか国家奉仕を忌避することに対する処罰は、2 年の監禁か罰金またはその両方であると述べてある。

13.1.3 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) は、次のように説明している。

「国家奉仕布告令 (National Service Proclamation) の第 37 条は、1991 年エリトリア暫定刑法に基づくさらに厳しい処罰を損なうことなく、軍務の不履行に対する処罰について定めている。危害、故意の自傷またはその他の手段による国家奉仕の忌避 (パラグラフ 1)、出国による国家奉仕からの逃亡 (パラグラフ 2)、および、国家奉仕または登録の忌避の幫助 (パラグラフ 3) は、罰金の支払いまたは最高で 5 年の監禁によって処罰される。暫定刑法に基づいて、このような法定の違反は、さらに長い刑期の監禁、非常事態、総動員または戦争の時の脱走には最高で終身刑に処せられることがある。現役の奉仕からの脱走は、死刑に処せられることもある。」

13.1.4 [英国内務省事実調査 \(UK Home Office Fact Finding\) 報告書、2016 年 6 月](#) の国家奉仕を規制する法律に関するセクションと忌避／逃走に対する処遇に関するセクション

も参照されたい。

13.1.5 2015 年 5 月の EASO 報告書は、様々な消息筋を引用して、次のように述べている。

「国家奉仕布告令 82 号／1995 年（National Service Proclamation 82/1995）によると、脱走兵は、3,000 ブルの罰金の支払いと 2 年の実刑判決の服役の両方かあるいはそのいずれか一方を受けなくてはならない。脱走した後で出国した者に対しては、実刑判決は、5 年まで延長される。脱走兵は、雇用の権利と土地保有の権利も失う。刑法の第 300 条は、また、戦時中の脱走は、5 年から終身刑までの実刑判決か、とりわけ厳しい事例の場合には死刑に処せられると定めている。第 297 条によると、戦時中の徴兵忌避は最高で 5 年の監禁に処せられる。」

14. 実際の脱走と忌避

14.1 一斉検挙（Giffas）

14.1.1 フリーダム・ハウス（Freedom House）は、「警察は、しばしば、国家奉仕を忌避していると考えられる人の一斉検挙をおこなっている。抵抗する者はその場で処刑されることもある」と報告している。

14.1.2 2015 年の米国国務省の報告書は、次のように述べている。「国家奉仕または兵役を忌避している疑いのある人物に対する一斉検挙がおこなわれている。保安部隊が市場や街にやって来て、国家奉仕を終了しているか、国家奉仕から免除されていることを証明できない人物を捕らえている。（2014 年）8 月 30 日に軍隊の 22 Kefle-Serawit は、Enda-Kebti で一斉検挙をおこなったという報告がある。当局は、このような人物を訓練のために遠隔地にあるキャンプに連行すると伝えられている。当局は、書類が適正でない人物を逮捕して、彼らが国家奉仕における地位や国家奉仕からの復員の証拠を提出するまで彼らを拘留する場合がある。政府は、職場に連絡を取り、情報提供者を利用して国家奉仕の参加に非協力的な人物の特定をおこなおうとしている。」

14.1.3 2015 年 5 月の EASO 報告書は、様々な消息筋を引用して、次のように述べている。「... giffas は、2001 年頃から全国規模でおこなわれるようになった。この急襲に際して、若者が兵役を終えているかどうかを確認するために検査が実施され、終えていない者は（た

いていはアスマラ（Asmara）付近の Adi Abeito 刑務所に）投獄され、続けて、軍事訓練に送られる。軍隊は、この急襲を目的として土地全体または都市区画を封鎖して、該当する区域内にいる者から兵役を終了している証明書の提出を求める。幾つかの報告によると、giffas がおこなわれる頻度は、以前に比べると少なくなったが、2013 年 10 月と 2015 年 1 月にアスマラ（Asmara）で大規模な giffas があった。」

14.1.4 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）は、giffas についての情報を提供しており、2011 年までの証人の体験を引用している。しかしながら、このデータからは、giffas の頻度と場所が、時間の経過とともにまた場所によって変わってきたのかどうか不明である（パラグラフ 1211 から 1233 までを参照）。

「エリトリア国防軍は、国家奉仕に出頭するようにという政府の招集に応じていないか、休暇以外に軍を欠勤しているか、あるいは、その他の方法で徴兵忌避を試みようとしている市民を探し出すために定期的に一斉検挙を実施している。エリトリアでは、一斉検挙は、ティグリニャ語で giffas、アファル語で raffs とそれぞれ呼ばれている。独立当初は、人々は、徴兵の招集に自発的に出頭していたが、委員会は、すでに 1995 年から一斉検挙によって強制的に徴兵されてきたことを示す証言を収集している。」

「通例、一斉検挙は、徴兵忌避者か脱走者が隠れていると疑われる都市や農村で兵士によっておこなわれる。giffa に参加する兵士の人数は、村や都市の規模に応じて異なる。兵士は、giffas をおこなう際に、親族や友人に出くわさないようにするために、出身地から遠く離れた場所に配備されることがよくある。そのため、兵士は人々の年齢が分からず、見境なく逮捕している…」

14.1.5 委員会は、さらに、次のように述べている。

「giffa の指揮は、場合によっては村の行政機関と協力して、高位の士官が取る。一斉検挙の参加を拒否する兵士は、逮捕され拘留されるか、生まれ故郷からさらに離れた別の部隊に配属される危険を負う。一斉検挙中の兵士の行動は、兵士の上官と教官によって管理される。」

「giffas は、街路、および、市場や結婚式や教室などの公共の集会場に居合わせるほとんど全ての人を標的にする。兵士は、村に到着すると、誰も逃れることができないように村を包囲する。一斉検挙は、一日のうちで多くの人々が動く時間帯に、すなわち、朝の時間や市の立つ日に交差点でしばしばおこなわれる。兵士は、逮捕した人々を、地元の警察署や校庭や公民館や広場に集め、担当の士官が検査する… 通行人全員を標的にする giffas 以外

にも、戸別訪問による搜索、あるいは、学校を中途退学した子供や家に身を潜めていることが疑われる脱走兵の名簿を兵士が受け取っている場合の標的を定めた一斉検挙がある。... 一斉検挙は、また、学校でもおこなわれ、武装した兵士が学校を搜索し、しばしば年齢を確認することなく、生徒を無差別に一斉検挙している。」

14.1.6 同じ報告書は、次のように確定している。

「**giffas** は、戸別搜索を伴うこともあり、兵士は搜索令状を持たずに家に立ち入る。兵士が、誰かが隠れていると疑っている場合には、可能性のある隠れ場所を探し出すために、全ての部屋を搜索する。委員会は、家宅搜索を伴う **giffas** が、人々がまだ寝ている早朝や夜にしばしばおこなわれているとする多くの証言を聞いている...」

14.1.7 委員会は、少年と少女の両方の子供の一斉検挙に関する数多くの証言を集めた。幾つかの事例では、兵士は、生徒の身分証明書または出生証明書をその場で検査して、有効な文書を持っている者の逮捕を差し控えた。しかし、兵士が非常によくおこなっているのは、背が高く強靱で国家奉仕に適した身体的な条件を満たしているように見える若者を、子供が学校に通っているのを証明できることを考慮せずに、まず逮捕するやり方である。後になって、学生証が確認されると、子供が放免されることもあった... しかし、多くの場合、学生証や出生証明書など子供が未成年であることを示す文書を提示できるにもかかわらず、子供は一斉検挙され軍事訓練に送られた。

14.1.8 委員会は、また、次のように結論付けている。

「兵士は、通例、一斉検挙の際に過剰な力の行使をおこなう。一斉検挙から逃れようとすると、兵士は、しばしば、殴って手錠をかける。場合によると、兵士の暴力が酷すぎて、被害者は病院で治療を受けなくてはならない時がある。」

「幾つかの事例では、人々は一斉検挙の間に致死傷を負うか射殺された。受け取った証言によると、致死的な暴力を振るう兵士は、抵抗する者や逃走を試みようとする者を撃つようにという上官の命令に従ってそのようにしている。ある者は、**giffa** に抵抗しようとして、あるいは、命令に従うのを拒否して殺された。またある者は抵抗することなく殺されたと報告されている。委員会は、これらの事例が調査されていると聞いたことがない...」

14.1.9 委員会は、さらに、次のように述べている。

「一斉検挙の際には、徴兵年齢に達していると思われる全ての男女が標的となる可能性があ

る。兵士は、彼らが身分証明書を持っているかどうかにかかわらず、見境なく一斉検挙をおこなう。人々が集められると検査が始まり、有効な許可証を提示できる者は放免されることがある。これは、menkesakesi、すなわち、旅行許可証を持っている者、有効な文書を持っている学生、未成年であることが証明できる休暇中に士官に仕えている子供、または、場合によっては、既婚の女性や母親に当てはまる。しかし、多くの者が、徴兵年齢未満であるかすでに放免されているのを示す文書を提示できるにもかかわらず、拘留されたままである。」

「報告によると、一斉検挙されて、士官に賄賂を贈って釈放できた者もいる…」

「検査がおこなわれている間、一斉検挙された人々は、逮捕されたままである。検査が終了すると、釈放されなかった者はトラックに積まれて、サワ (Sawa) や Wi'a や Me'eter といったいずれかの軍事訓練センターに連れて行かれる。文民は軍事訓練に送られる一方で、脱走兵やその他の方法で欠勤していた新兵は、元の部隊か業務に連れ戻される。一斉検挙された人の人数に応じて、彼らは最初に拘留施設に送られて、次に最終的な目的地への輸送が決まるまでそこに拘留される。しばしば、人々は、処罰を目的として、あるいは、単に次のラウンドの軍事訓練がまだ始まっていないという理由からさらに長期間拘留される。」

14.1.10 デンマークの代表派遣団とこの問題について議論した際に、ある西欧の大使館(E)は、次のように述べている。「(2014 年 10 月のインタビューの) ちょうど一週間前にアスマラ (Asmara) に在住する何人かが、軍事訓練に出頭するように通知を受け取った。その大多数は、当局が要請したように出頭しなかった。出頭した者は、訓練をおこなうには人数が少なすぎるので家に帰るように言われた。」

14.1.11 2015 年 3 月 23 日のランドインフォ (Landinfo) の報告書、「エリトリア：国家奉仕」(英訳、2015 年 9 月) は、次のように述べている。「… 2014 年 3 月／4 月および 2015 年 1 月にアスマラ (Asmara) にいる国際的な代表者と話をした際に、アスマラ (Asmara) でおこなわれる giffas の回数は、恐らく、著しく減少しているという点で意見が一致した。」

14.1.12 外交関係の消息筋 A は、エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission) (UK FFM)、2016 年 2 月 7－20 日に対して、「政府は国家奉仕のために人々を厳しく追跡しているのか」という問いに答えて、「そんなことはないが、彼らは一斉検挙をおこなっています。但し、一貫性がなく予測するのがほとんど不可能です」と語っている。

14.1.13 UK FFM は、次の質問に答えている匿名の消息筋 1 と話をしている。

「質問：あなたは『giffas』／一斉検挙を知っていますか（FFM 調査団は、『giffa』の意味＝保安部隊による一斉検挙を説明した。） 答え：武装した人たちが突然街にやって来て、街路や家から若者を集めます。場合によると夜間、場合によると日中やって来ます。いつ来るのか決して分かりません。特に独立の月の間はひどくなります。彼らは、時間を決めてランダムにおこないます。」

「質問：彼らは家にやって来ますか。 答え：街路で人々を探し出すこともあり、戸別捜索することもあります。彼らは、若者を連れて行きます。許可書類を持っている生徒などは、身元を調べられた後、家に帰ります。夜間にやって来る時には、ドアをノックして家の隅々まで捜索します。」

「質問：家の中まで入って来ますか。 答え：はい。ベッドの下を探すこともあります。」

「質問：アスマラ（Asmara）で最後にあったのはいつですか。 答え：私の zoba 行政管区では 3 か月、恐らく、4 か月前にありました。一回で全市を網羅することはありません。例えば、ある週はある地区で、その翌週か翌月は別の zoba 行政管区でといった具合です。」

14.1.14 一斉検挙についての質問に答えて、匿名の消息筋 2 は、UK FFM に次のように話している。

「... このようなこと（一斉検挙）は非常に頻繁に起こっています。」

「質問：非常に頻繁に？ 答え：そうですね、それほど頻繁でないかもしれませんが。私は、最後のが（私の地区で）2015 年 10 月頃におこなわれたのを覚えています。家に帰る時に注意しなさいと人から言われました。」

「質問：国家奉仕に就かなかった人のことを知っていますか。 答え：この国では私の年齢の人はできません。そのようにしようとした人を知っていますが、そのような人たちがどのように一屋内に閉じこもって一生活しているのかを知っています。彼らは、異なる年にランダムな期間に、特に 2000 年代の初頭に、家宅捜索を始めました。」

「質問：家宅捜索は今でもおこなわれていますか。 答え：いいえ。ここアスマラ（Asmara）では 7 年くらいは知りません。でも村で時々おこなわれています。家宅捜索がおこなわれるのは、主に、戦時中や戦争直後の時期です。最もよくおこなわれるのは独立記念日（5 月

24 日) です。その日は警備が厳重です。」

14.2 徴兵忌避者と脱走者の処遇

14.2.1 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) の 2015 年 6 月の報告書は、次のように述べている。

「国家奉仕の徴集兵は、脱走、無許可の移動や欠勤、反抗、または、質問をしたという理由を含む様々な理由から拘留される。委員会は、先に述べた理由から軍事訓練キャンプの刑務所などに拘留され、これにしばしば拷問や虐待が伴っている事例を数多く記録している。刑務所から釈放されると、国家奉仕の徴集兵は、自分の部隊に戻され、そこで追加の処罰を受ける場合がある。」

「委員会は、国家奉仕の徴集兵の拘留は、拘留期間中に拷問や虐待を受けた他の被拘禁者に比べると拘束手段（すなわち、様々な姿勢での緊縛）の使用を伴うことが多いと見出している。」

14.2.2 報告されている拷問の利用に関する詳しい資料は、この報告書のパラグラフ 1006 から 1131 に掲載されている。

14.2.3 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) は、「徴兵忌避者や脱走兵は、捕まると、厳しい処罰を受ける... 報告によると複数回軍を逃亡した者は、処刑される危険を負う...」と述べている。

14.2.4 しかしながら、委員会は、また、次のようにも付け加えている。

「定期的におこなわれる一斉検挙や厳しい取締りにもかかわらず、レーダースクリーンをくぐり抜け、政府に発見されずに国家奉仕に就かずに暮らしているエリトリア人もいる。しかし、制度外の生活は数多くの犠牲を伴い、数多くいるスパイの誰かに通報されるか、軍による取締り期間中に発見される恐怖に支配されている。ある場所から他の場所への移動は、ほとんど不可能であり、ほとんどの人の日常は、その時々状況への対応に限られている。」

14.2.5 また、「報告によると、教育省から脱走した後に引き渡された教師は、処罰を受け

ることなく教職に復職できる。これは、教員不足のためであると報告されている。」

14.2.6 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）は、また、次のように報告している。

「軍務に就いている者とは異なり、非軍事的役務に就いている徴集兵は、通例、仕事の過程の中で厳しい処罰を受けることがない。許可なく仕事を離れると、彼らは、軍にいる徴集兵とは異なる取り扱いを受ける。非軍事的役務に就いている徴集兵は、幾ばくかのお金を稼ぐ副業に携わっているために、仕事に行くのをやめるか、定期的に休むことがよくある。徴集兵が常習的に欠勤する程度は、行政や、大臣だけが出勤していると報告されている所定の省で高い。失踪した徴集兵を追跡するまで、通例、2、3 か月かかる。これは、官僚機構に財源が不足しているのと、徴集兵が余分なお金を稼ぐのを上司がある程度認めているためである。欠勤した最初の数か月間は、欠勤者の給料は差し引かれる。もし欠勤の期間が2、3 か月だけの場合には、徴集兵が仕事を再開する時に、わずかな処罰を受けるだけか、全く処罰を受けなくて済む。欠勤の期間が2、3 か月を超える場合には、仕事を再開する前に、通例、しばらく刑務所に送られる。」

14.2.7 委員会は、次のように付け加えている。

「軍務に就いている徴集兵は全員、月 150 から 500 ナクファ支払われている。肉体労働に割り当てられる徴集兵は、仕事が、民間の個人あるいは人材供給に対して政府にお金を支払っている外国の企業のためにおこなわれる場合を含めて、追加報酬を受け取っていない。政府が外国の企業や民間の組織に供給している徴集兵の正確な使用期間は分かっていない。しかし、委員会は、外国企業が労働者に報酬を与えるのに政府を通して支払う金額は、政府が保有しており、政府は徴集兵に引き続き低賃金を支払っていることを明らかにする証言を集めている。」

報酬／給料を参照されたい。

14.2.8 2015 年 5 月の EASO 報告書は、様々な消息筋を引用して、次のように述べている。

「ほとんどの消息筋によると、実際に、脱走兵や徴兵忌避者が出国する前に国内で、あるいは、帰国後に空港で逮捕されると刑務所に入れられる。彼らは、しばしば、告訴、審理または定まった刑もなく、外部との連絡が絶たれた状態で拘留され、場合によると拷問すら受ける。拘留期間は、数日間から数年間と異なる。ある報告によると、軍事的な国家奉仕を途中で抜けた脱走兵の場合には処罰がさらに厳しくなる。しかし、脱走が 18 か月の法

定の奉仕期間におこなわれるのか、それ以降におこなわれるのかで処罰に差はない。」

14.2.9 同じ報告書は、次のようにも強調している。

「帰還した脱走兵や徴兵忌避者についての情報は、主に、2002 年から 2008 年までの間に庇護申請に失敗してエリトリアに本国送還された者の経験に基づいている。この時以降、本国送還された脱走兵や徴兵忌避者の取り扱いについての経験に基づく新しい調査結果はない。したがって、脱走兵や徴兵忌避者に現在科せられている処罰について確かめるのは困難である。しかし、ほとんどの消息筋は、処罰が、法律を重んじることなく司法権が及ばないところで恣意的に科せられていると述べている。」

「エリトリア人は、2009 年から 2011 年にエジプトから本国送還されており、近年は陸路でスーダンから本国送還される数多くの事例が見られた。しかしながら、本国送還者の帰国後の運命について利用できる情報はない。2014 年末と 2015 年初頭にデンマークとノルウェーの事実調査任務の実施期間中にエリトリアで接触した応答者の何人かは、脱走兵や徴兵忌避者は、数週間から数か月の間、刑務所に拘留され、これに続いて、国家奉仕に再度割り当てられると考えている。しかし、2013 年と 2014 年にノルウェー、オランダおよびデンマークが相談した何人かのエリトリアの専門家は、本国送還された脱走兵と徴兵忌避者は、いまだに、尋問、処罰および虐待を受けていると考えている。人権監視団は、エリトリアに入国することができず、赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) (ICRC) は、刑務所を訪問することを許されていないので、このような声明を確認することができない。」

14.2.10 国を逃れた 72 人のエリトリア人とのインタビューに基づく、2015 年 12 月のアムネスティ・インターナショナルの報告書「ただの脱走兵が」は、次のように述べている。

「忌避、脱走または国外逃亡の企てのかどで逮捕された者は、警察署、刑務所、軍のキャンプや基地や訓練センターにある拘留施設に拘留される。これらの拘留施設の多くは非公式な場所にある... 忌避、脱走または国外逃亡の企てを理由に拘留された、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) からインタビューを受けた誰も、違犯で告訴されるか、合法性をめぐる出廷するか、弁護士と連絡を取るか、拘留中に家族との連絡を許可された者はいない。」

14.2.11 同じ情報源は、次のように述べている。

「国家奉仕からの脱走の企ても、元徴集兵とのインタビューから判断するに、よく起こっ

ているようである。何人かは、自分の部署からの逃走を試みているが、多くの者は、休暇期間を終えても、自分に割り当てられた部署に戻らないことで脱走をする。しかし、完全に脱走しようとする意図の下に脱走する者がいる一方で、インタビューを受けた多くの者は、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) に対して、部署に戻ろうと思っていたが、国家奉仕から限定された不定期的な休暇しか取れないために、その機会でなければならない様々なことをやろうとして休暇を過ぎても滞在してしまっただけだと語っている... アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) に報告されているほとんどの事例では、脱走兵は恣意的な拘留の処罰を受けている。ある者は、拘留が終了してもしばらくの間、給料を差し引かれていた。徴集兵の脱走や出国の企てに対する処罰の場合と同様に、はっきりとした理由もなく様々である。2015 年にアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) に報告された拘留期間は、1 か月から 16 か月の間で、最も多かったのは 6 か月から 8 か月である。軍に就く者は、拘留期間の一部または全部を、自分の所属する軍管区の拘留センターに拘留されることが多い。」

14.2.12 スイス移民局 (Swiss Secretariat for Migration) の国別分析部は、一連の公式の情報源、および、2016 年 3 月の自らの事実調査任務の期間中にアスマラ (Asmara) の対談者との会話から入手された情報に基づいて、エリトリアの報告書を作成した。報告書はドイツ語で書かれているが、徴兵忌避、脱走、不法出国、自発的および強制的な帰国について取り扱っている主要な調査結果の典拠が示されていない要約を提供している。徴兵忌避と脱走について報告書は、次のように述べている。

「エリトリア国内で逮捕された脱走兵は、通例、自分の部隊または非軍事的役務に戻されて、処罰される。このような処罰は、彼らの上司によって司法権の及ばないところで科せられている。上訴することはできない。しかし、脱走兵の取り扱いは、近年それほどひどくなくなっているように見受けられる。ほとんどの消息筋が伝えるところによると、初犯者は、現在、通例、数か月拘留されている。国家奉仕の軍務からの脱走兵に対する処罰は、非軍事的役務に就いている者に科せられる処罰に比べると厳しいと報告されている。脱走兵は組織的に追跡されていないために、処罰を受けずに済んでいる者もいる。」

「徴兵忌避者は、通常、一斉検挙 (『giffas』) を通して追跡される。逮捕者は、通常、しばらく拘留された後で、しばしば、危険でありかつ拘留と同様な状態の下でキャンプにおいて実施される軍事訓練を受ける。しかし、一部の徴兵忌避者は、一斉検挙を長い間逃げおおせることができる。部隊は、特定の徴兵忌避者、特に、すでに招集を受けている徴兵忌避者を個別に追跡することを散発的におこなっている。」

14.2.13 [2016 年 2 月のエリトリアに対する英国内務省事実調査任務 \(Home Office fact](#)

[finding mission](#)) の報告書には、徴兵忌避者と逃亡者の取り扱いに関するセクションがある。以下のパラグラフは、この報告書からの抜粋であるが、詳細についてはオリジナルの報告書を参照されたい。

●国連の職員が、「忌避者／脱走兵の扱いはどのようになっていますか」という質問に対して、消息筋が次のように答えていると述べている。「私は自分が目撃した以外の確かな証拠はありません。祭日になると表に出てきて刑務所に入っていない人たちを見かけました。刑務所に収監されていた人がいたのかどうかは分かりません。私は、海外移住した人たちの結婚式に出席しました。彼らは国家奉仕を終えた人ばかりではありませんでした。」

●匿名の消息筋 2 は、UK FFM がおこなった次の質問に対して答えている。

「質問：国家奉仕に就かなかったことでどのくらいの間、処罰されていますか。答え：処罰は均一ではありません。ある者は数年間投獄されています。他の者は数か月です。それから、同じ部署に再配置されるか、場合によっては、違う部署に配置されます。現在、非常に多くの人が出国し、人手不足なので、刑務所に入れたがりません。だから、戻ってくると、むしろ、元いた場所に戻すだけにしているようです。」

「独立記念日に、刑期を終えていない場合であっても、彼らは、刑務所から収監者を出しています。これは、事件の重さと刑務所で終えた刑期によって決まります。」

「質問：処罰は地域によって異なりますか。答え：均一ではありません。全国で異なります。処罰あるいは年次休暇といったことでさえも大きく異なってきます。彼らは、全省の行政（人事担当）職員によって、現役で業務に就いている人数を定期的に提出しなくてはなりません。また、該当する地域の軍の指揮官によっても異なってきます。このことに影響を及ぼすたくさんの要因があります。アッサブ（Assab）の将軍は厳格です。」

「質問：アスマラ（Asmara）はどうですか。答え：将軍は、他の地域よりも寛大です（但し、たくさんの省事務所があるために、アスマラ（Asmara）で国家奉仕に就いている全ての人が一人的な将軍の管理下にあるわけではありません）。これもその場所の監督者によります。政府は、人々（将軍／指揮官）を異動させています。」

●UK FFM は、エリトリアの英国大使に次のように質問している。

「質問：兵役からの忌避や逃亡にはどのような処罰が科せられますか。何か特定の例をご存知ですか。おこなったことの内容や場所によって変わるようなパターンや要因がありま

すか。答え：私の無給の法律顧問の口頭による助言によると、拘留は数日間から数か月、さらには 3 年と違いがあります。また、法律で定められている悪化させるか緩和させる要因もあります。」

「悪化させる要因としては、例えば、繰り返しがあります。緩和要因としては、子供であることが挙げられます。」

「処罰は、実際には、正式な司法制度外で実施されることが多いと報告されていますが、法律に定められているものから大きく異なるとは思われません。処罰を受けると、次に、国家奉仕に就かなくてはなりません。」

14.2.14 UK FMM は、匿名の消息筋 3 と話をし、匿名の消息筋 3 は、彼らは国家奉仕おこなわなかったと言って、次のように述べた。「私の母が、私の父が亡くなったので、私は家にいなくてはならないと言いました。当時、彼らは誰にでも尋ねませんでした。一斉検挙は、ほとんどの場合は男の子を連れて行きました。数年すると、女の子も連れて行きました (...) 私は (一斉検挙を避けるために) 家にいなければなりませんでした。」

14.2.15 2016 年 2 月の UK FFM がインタビューをおこなった外交関係の消息筋 A は、次のように述べている。「国家奉仕を不法に離れるか忌避したことで処罰されるかどうかは誰も分かりません。我々は、政府の役人に、18 か月が国家奉仕を予想する助けになったが、現在このようなことは考慮されていないと話しました。」

14.2.16 外交関係の消息筋 A は、国家奉仕に就いたことのない職員の例を挙げた。外交関係の消息筋 E は、「人々は出て行った。誰もが国家奉仕に就いているわけではありません」と話している。

14.2.17 UK FFM は、政治問題の責任者である Yemane Gebreab と話をし、Yemane Gebreab は、次のように述べている。

「国家奉仕 (NS) に就かなかった人は何万人もいます。戦争中、我々は、全員が NS に就くように積極的に働きかけました。戦争が終わってから 5 年間、我々は、全員がそうするように働きかけました。しかし、9 年前に制度が変わり、基本的に誰もが第 12 学年になるとサワ (Sawa) に行き、軍事訓練を受け、大学教育を受け、それから NS に就くようになりました。つまり、第 11 学年を終えなかった者はサワ (Sawa) に行かず、NS に就きません。あるいは、サワ (Sawa) に行くが NS に出頭しないかです。政府は、彼らを追跡しようとはしていません。」

「質問：彼らの身の上には何が起きましたか。答え：これまで何も起きませんでした。これから起きません。政府がそれ（NS）に就くように要求するように決めると、彼らは招集されます。でも、NSを終えると手に入る権利と要件がエリトリアにはあります。例えば、営業免許の取得、土地の購入、外国旅行／パスポートの取得／出国ビザの入手が挙げられます。」

「質問：身分を正規化する方法がありますか。答え：もちろんあります。それ（NS）に就きたいと言えいいだけです。私は、スウェーデンの訪問団と一緒に、NSに就いたことのない3人のウェイトレスと話をしたことがあります。一人は結婚していました。民間部門においてでさえNSに就いていない人がいます。」

「質問：それをあなたの面前で言ったのですか。答え：そうです。私は、NSに就いたことのないたくさんの人を知っていますとも。外務省に行くと、お茶を持って来てくれる二人の女性はNSに就いたことはありません。」

「質問：30歳になっていて結婚している女性は、NSに就く必要がありませんか。答え：はい。あるいは、結婚していて子供がいる場合です。この場合、年齢は下がっています—これについては、今、議論されています。25歳は無理ですが、28歳まで下げられます。」

14.2.18 UKで認可され、EUの資金提供を受けている、エリトリアで働いている国際的なNGOのCEOは、次のように述べている。

「兵役を離れるか不法に出国した、我々の組織の職員を含めた、何千人というエリトリア人が、エリトリアに戻り、そのうちの多くの人が嫌がらせを受けずに民間の仕事ができるということはよく知られています。これは、駐在の大使などのによって立証されています。ヨーロッパの5か国の大使と上級代表者との幅広い議論から、人権の懸念に対する聞き取りと理解には大きな食い違いがあることが分かります。例えば、我々の職員の一人が経済的な理由からエリトリアを不法出国してスーダンにいました。数年後、彼は帰国して、ビジネスを始めましたが、好ましくない結果に直面することはありませんでした。我々の組織は、これ以外にも、3人の経済的な移民を知っています。彼らは、恐れることなく、また、好ましくない結果を被ることなく英国から帰国しています。」

14.2.19 ランドインフォ（Landinfo）の2016年5月20日付のエリトリアにおける国家奉仕に関するテーマ別報告書（この報告書は数多くの情報源からなっているので、引用されている情報源の詳細については、完全な報告書を参照されたい）は、次のように述べてい

る。

「特に、忌避者や脱走兵に対する刑罰についての事実に基づく情報は限られている。報告書の冒頭に述べたように、刑罰を記述する説明のほとんどは、西欧諸国での庇護申請者の説明に基づいている。したがって、出典に対する批判に関して言うと、情報には所定の弱点があるが、だからといって、これが信頼できないということにはならない。」

「(エリトリアの消息筋に基づく) 国際的な消息筋から近年受けた一般的な印象を言うと、逮捕された忌避者は数週間から数か月拘留されて、場合によっては、国家奉仕に再度割り当てられている。2015 年 1 月と 2016 年 1 月/2 月にランドインフォ (Landinfo) からインタビューを受けた何人かは、忌避者は長すぎる刑罰を受ける可能性は低く、国家奉仕を忌避した者は、まずもって、軍の上官から恣意的で司法制度外の対応を取られる危険があると考えている。しかし、彼らがどの程度の処罰を受けるのか、また、処罰を受ける人のプロフィールは多くの部分がはっきりとは分かっていない。エリトリア当局は、奉仕は義務であるが、忌避者に対する処罰については不明であると指摘している。幾つかの消息筋によると、文民部門で奉仕に就いているエリトリア人は、軍事部門に就いている者よりも軍事的な処罰に晒される程度が低い (外交関係の消息筋(1) ; 公的部門の国家奉仕に就いているエリトリアの消息筋、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2011 年 2 月)。これは少し古い情報かもしれないが、これらの消息筋によると、この頃見られるようになった傾向として以下が挙げられる。」

●「国家奉仕からの脱走/忌避とこれに続くエリトリアからの出国は、欠勤後に戻ってくるのに比べると重大であると見なされる。」

●「奉仕のうちの軍事部門の忌避者と非軍事部門の忌避者との間には区別があるようである。軍事部門の忌避者は、脱走兵と見なされ、非軍事部門忌避者に比べると頻繁に拘留や身体的な虐待を受けている。何人かは、非軍事部門の忌避者は、奉仕に戻ることができるが、以前より厳しい労働条件と以前より快適でない奉仕に就く可能性が高いと考えている。」

●「縁故と繋がりを持っている者は、軽い刑罰で済ませることができる。」

14.2.20 2015 年 3 月 23 日のランドインフォ (Landinfo) の報告書、「エリトリア：国家奉仕」(英訳、2015 年 9 月) は、次のように述べている。

「地元の消息筋によると、徴兵年齢に達してから出国した者は脱走兵と見なされて、処罰される（エリトリアの弁護士、アスマラ（Asmara）での会話、2011年2月）。しかし、消息筋は、正規の司法制度でこのような犯罪事件について聞いたことがなく、エリトリアで会ったその他の人の誰も国家奉仕法（National Service Act）に違反したエリトリア人に対する法的手続きについて知らなかった。」

14.2.21 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務（fact finding mission）（UK FFM）、2016年2月7－20日は、ある国連職員と話をした。「人権団体は、許可なく出国し（不法出国し）庇護を申し立てた人が裏切り者と見なされると申し立てています。これについてはどうお考えになりますか」という問いに対して、その消息筋は、次のように答えている。

「出国するほとんどの人は不法出国をしています。でも、人々は帰国します。私は、人々は2%の税金を支払っていると思いますが、他の人はそうではありません。」

「この国に帰ることがタブーである場合には、たとえ、外国で国籍を取得しているか、難民の地位を獲得している場合であっても帰国しません。彼らが刑務所で一生を終わると考えていたら、皆戻ってきません。」

（訳注：原文ではこの後に上の二段が繰り返され、重複しています。）

14.3 家族の処罰

14.3.1 2015年6月25日に公表された米国国務省（United States State Department）の「2014年国別人権報告書（Country Reports on Human Rights Practices for 2014）」は、次のように述べている。「保安部隊が、国家奉仕を忌避するか国を逃れた個人の両親、配偶者またはきょうだいを拘留し尋問したという、特に、農村部からの報告が時折見られる。」

14.3.2 フリーダム・ハウスは、「政府は、脱走兵の家族に連座を科しており、彼らに重い罰金（およそ 3,350 ドル）を強要し、もし払えない場合には、刑務所に入れている」と報告している。

14.3.3 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）は、次のように述べている。「脱走兵と忌避者の家族は、正式な告訴なしで恣意的に拘留されることで、厳しく処罰されてき

た。拘留中、彼らは拷問される危険を負い、お尋ね者が自首するか、50,000 ナクファが支払われた場合に限り釈放される。」

14.3.4 2015 年 12 月の報告書「ただの脱走兵が」の中で、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、次のように述べている。

「インタビューを受けた 7 人は、自分たちの配偶者や親が、彼らが脱走を企てたために逮捕されたと報告している。この行動は、徴集兵に戻るよう促し、徴集兵の原隊復帰を保証させるように『仕向ける』ように家族に圧力をかけることを意図している。これらの幾つかの事例においては、逮捕された家族は、国家奉仕に徴集兵を引き渡すか、国家奉仕に徴集兵を送り返す保証と引き換えに釈放されている。」

14.3.5 2015 年 5 月の EASO 報告書は、様々な消息筋を引用して、次のように結論付けている。

「2015 年に、エリトリア当局は、不法出国した脱走兵と徴兵忌避者の家族に 50,000 ナクファの罰金を科し始めた。支払いができない者は、しばらくの間の投獄と脱走兵の代わりの国家奉仕への徴兵の両方があるいはそのいずれか一方が科せられるようになった。ビジネス免許も取り消され、財産が押収された。これらの処罰は、一貫性がある形で科せられるのではなく、地域に応じて（ほとんどの事例がアスマラ (Asmara) 市とデブブ地方 (zoba Debub) で報告されている)、現状に応じて、また、場合によっては、脱走兵が非軍事の国家奉仕を脱走したのか軍の国家奉仕を脱走したのかによって変わってくる。」

「家族の迫害についての報告は、近年ずっと少なくなっているが、これは、脱走兵の多さを考えると、エリトリア軍にもはや十分な力量がなくなったという理由もあると思われる。家族に対する組織的な迫害はすでになくなっている。しかし、オブザーバーによると、これは、様々な理由から、特に農村部で、とりわけ、国境に近いデブブ地方 (zoba Debub) で今でも起こる可能性がある。」

14.3.6 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7 - 20 日による「家族の誰かが不法出国した場合に、家族の身に何かが起こったと聞いたことがありますか」という質問に対して、匿名の消息筋 2 は、次のように述べている。

「2000 年代半ば頃、管区や行政の職員は、家族にお金を払うように強要していました（支払うことができる場合には、50,000.00 ERN でした）。彼らは家族の誰かを拘留しましたが、これは、南部の地方やマアカル (Maekel) 地方でよく見られました。また、これは、高校

を卒業するのにサワ（Sawa）に行かなかった生徒に主に見られましたが、生徒が教育省の記録で容易に追跡されたからでしょう。」

「現在、焦点は全て通貨に当てられているので、現在では起こらなくなりました。しかし、以前は、人々は呼び出されて、お金を支払うように要求されていたのを知っています。他の地域では事情は異なっていました。ランダムでした。今はそれほどではないが、それでも起こっています。また、防衛省、つまり兵士が時々やって来て、該当する人物が来るまで父親か母親を連れて行った話を聞いています。該当する人物が来ないと、2、3 か月経ってから家族を釈放しました。でも、どこでも同じというわけではありません。」

「2003 年から 2007 年まで、誰かが不法出国すると、彼らはやって来て、家族の誰かを連れて行きました。彼らは拷問のようなことはしませんでした。彼らは質問しましたーその人物はどこにいるのか、なぜ来ないのかと。」

14.3.7 UN Col（国連調査委員会）は、2016 年 6 月の報告書で次のように主張している。「... 委員会は、家族または同僚の不法であると申し立てられている行為に対する第三者の処罰が続いていると聞いている。」この点は、10 人の匿名の消息筋によって言及されているが、詳細は限定された形でしか提供されていないために、この証拠を評価し、全般的な状況を反映しているかどうかを結論付けるのは難しい。

15. 人民軍／民兵

15.1.1 米国国務省は、「2015 年人身取引報告書」（Trafficking in Persons Report 2015）の中で、次のように報告している。「2012 年に政府は、強制的な民兵制度を導入し、年齢が 70 歳までの現在軍隊に所属していない医学的に適格な成人に、小火器を所持して軍事訓練に出席するか、土壌や水の保全計画といった開発計画に参加するように求めた。」

15.1.2 2015 年 3 月 23 日のランドインフォ（Landinfo）の報告書、「エリトリア：国家奉仕」は、次のように述べている（この報告書は数多くの情報源からなっているので、引用されている情報源の詳細については、完全な報告書を参照されたい）。

「拡大された州兵に比肩する人民軍は、エチオピアがアフアル（Afar）地方に侵入した後で導入され、(...) の後でその規模を拡大した。（訳注：文章が途中で途切れています。）」

「エチオピア軍は、2012 年 6 月にバドメ (Badme) 地方に侵入した。人々には武器と弾薬が与えられ、毎日曜日の朝、訓練のために集まらなくてはならなかった。18 歳から 70 歳までの男女が、スポーツ競技場などの広場でおこなわれる訓練に参加するように求められているが、実際に訓練に参加している人は、国家奉仕から除隊され復員された人であり、もはや、予備役でない人である。」

「ある者は、装備と訓練はエリトリアの国防戦略に従っておこなわれており、小規模であるがよく訓練された軍、および、短期間に動員できる人口に焦点を当てていると主張している。また、ある者は、人民軍が設立されたのは、軍が、兵員が不足したのと政治的な指導部への信頼がなくなった両方の理由から弱体化したからだとしている。」

「週一回の訓練が 2013 年冬で終了するとこれの延長として、定期的な間隔を置いて訓練が求められるようになり、訓練を終了した者は、銀行、政府庁舎および政府施設の外に立つ警備として利用されるようになった (国際的な代表者(1)、(2)、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2013 年 1 月/2 月 ; 国際的な代表者(3)、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2014 年 3 月/4 月 ; 国際的な代表者(4)、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2015 年 1 月 14 日 ; 外交関係の消息筋(3)、(4)、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2015 年 1 月 14 日と 15 日)。」

「アスマラ (Asmara) に駐在する国際的なコミュニティの代表者によると、人民軍の訓練への出席率は、2014 年秋好ましくなかった。比較的数の少なかった出席者のうちのかかなり多くが、営業免許を失う危険を負いたくないビジネスマンであった。当局は、2015 年 1 月 12 日に新しい訓練の招集をおこなったが、これもまた低い結果に終わったと噂されている。このため、当局がこのような状況に対してどのような対応を取ったかという疑問が生じるが、出席しなかった者に対する大量逮捕などの報復についての利用できる情報は見当たらない (国際的な代表者(C)と(G)、アスマラ (Asmara) でのインタビュー、2016 年 1 月 27 日と 2016 年 1 月 28 日)。」

「訓練招集の通知は、ランドインフォ (Landinfo) が知る限りでは、家の壁や電柱に張り出される。」

15.1.3 2015 年 12 月のアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) の報告書「ただの脱走兵が」は、次のように述べている。

「アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) がインタビューをおこな

った約 12 人は、自分の父親がこの制度によって再動員されたか、あるいは、インタビューを受けた本人が、国家奉仕の中で人民軍部隊の指揮官に配備されたと報告している。インタビューを受けた人たちは、年を取った者のこの再徴兵は、国家奉仕とは異なると考えている。予備役の年齢の上限は、1995 年の国家奉仕布告令 (National Service Proclamation) に定められているように 50 歳である。しかし、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、60 代後半の男性が再徴兵されているという幾つかの報告を受け取っており、このような民兵は国家奉仕とは異なることが裏付けられている。」

15.1.4 2015 年 5 月の EASO の報告書は、複数の消息筋を引用して次のように述べている。

「人民軍の招集通知を無視した者は、食料クーポンや身分証明書を失う危険を負うか、投獄に直面する。それにもかかわらず、2014 年末と 2015 年初頭にはまだ多くの人がこのような通知を無視していた。報告によると、こうした忌避者は一斉検挙されるか拘留されている。」

15.1.5 国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) は、2015 年 6 月に次のように述べている。

「人民軍の隊員が最もよく就く仕事は、街路のパトロール、建物や近隣地域や国境の警備といった警備活動や警察活動である。このような仕事は、非軍事的役務に就いている徴集兵に対して、本来の事務所仕事に加える形で科せられる。人民軍の隊員は、自分の本来の分野でできなくなった仕事に対する補償は言うまでもなく、おこなった仕事に対して報酬を受け取ることがない。」

「... 人民軍への登録やそこで遂行される仕事やサービスは、隊員によって自発的に提供されているのではなく、処罰を加えると脅されて提供されていることに委員会は疑いをはさまない。招集に応じない者は、それぞれ集められ、参加するように強要される。抵抗する者は投獄される危険を負う。参加を拒否する者は、投獄されるか、あるいは、クーポンの停止やビジネス免許の取り消しによる処罰を受ける。」

15.1.6 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7-20 日は、民兵について匿名の消息筋 2 と次のような話をしている。

「しかし、2013 年末 (?) に政府は、人民軍の訓練に参加しなくてはならないという通知を出しました。これは、18 歳から 60 歳までの全員、zobas の管区によっては 70 歳までの人に適用されました。」

「繰り返して言うと、それは地域によって異なります。だから警備と訓練に参加しなくてはなりません。次に、2015 年 5 月に私たちは（職員／行政を対象にして）再び招集されました。誰もが民兵の訓練に参加しました。訓練には参加しなくてはなりません。（FFM 調査団にクレジットカードのような文書を見せながら）そうすると、登録が完了したことを表わす新しいカードが発給されます。」

（消息筋がカードの検査について説明している…）

「色々です。一貫性はありません。行政は危ないところなので、私たちは互いに違う場所で連絡を取り合っているのです、人々が尋問を受けていると聞いたら、連れて行かれないように、時々早退します。きちんとした書類を持っていたとしても、兵士は了解してくれるとは限らず、連れて行かれます。刑務所に連行されると、（特に、あなたがカードを持っていない場合には）家族があなたの無罪を証明するためにあなたを訪れます。」

15.1.7 匿名の消息筋 1 は、次のように付け加えている。

「**質問：**年を取った人が国家奉仕に就くように招集されるのをご存知ですか。**答え：**それは国家奉仕ではありません。軍事訓練を受けて街の警備をします。私は、そのような人を知っています（彼らは街の保安警備です）。彼らは、1 か月と 2 週間（6 週間、2015 年 3 月）マッサワ（Massawa）の近くで軍事訓練を受けなくてはなりませんでした。それから、彼らは、彼らが住んでいる街の異なる地区で、夜間と日中に保安警備に就かなくてはなりませんでした。**答え：**彼らは、zoba の行政から呼び出され、彼らが任務に就いていることが伝えられます。**質問：**彼らはどのくらいの頻度でそれをおこなわなくてはなりませんか。**答え：**週に一回です。あなたが所属する行政の保安警備の責任者から呼び出しがかかります。夜間にやる時もあるし、昼間にやる時もあります。**質問：**もし出頭しなかったらどうなりますか。**答え：**処罰を受けます。通常の業務の初めに特別に 3 日から 5 日の追加の警備の仕事が与えられます。これは軽い処罰です。最も重い処罰として、彼らは（該当する人物を）1 か月から 3 か月逮捕します。これは、このような状況を経験した友人から私の配偶者が聞いた話です。」

16. 合法出国と違法出国

16.1 エリトリアを合法的に出国する要件

16.1.1 2015 年 5 月の EASO エリトリア国フォーカスレポート (EASO Eritrea Country Focus report) (「2015 年 5 月 EASO 報告書」) は、布告令第 24/1992 年 (Proclamation 24/1992)、2013 年の技術的任務の期間中にスイス連邦移民局 (Swiss Federal Office for Migration) がおこなった移民・国籍省 (Department for Immigration and Nationality) の代表者とのインタビュー、カナダ移民難民委員会 (Canadian Immigration and Refugee Board) (IRB) の調査部による返答を引用しながら、次のように述べている。「布告令第 24/1992 年によると、エリトリアを合法的に出国するには、有効なパスポート、出国ビザおよび国際健康証明書が必要とされる。」EASO は、同じ布告令を引用しながら次のように述べている。「布告令第 24/1992 年 (Proclamation 24/1992) に定められている出国規則に対する違反、不法に国境を超えようとする企て、または、他の者がそのようにすることに対する幫助は、法律によると、最高で 5 年までの実刑判決と最高で 10,000 ブルの罰金の両方があるいはそのいずれか一方によって処罰できる。」

16.1.2 2015 年 6 月 4 日に公表された、エリトリア人権調査委員会 (Commission of Inquiry on Human Rights in Eritrea) の国連の報告書 (「UNCOI (国連調査委員会) 報告書 1」) は、次のように述べている。

「国家奉仕について定めている布告令第 82/1995 年 (Proclamation No. 82/1995) は、徴兵年齢に達したエリトリア国民が、国家奉仕の義務を満たしているか、国家奉仕を永久的に免除されていることを立証できない限り、外国に行くことを禁じている。エリトリア国民は、さらに、登録カードを提示し、彼らが徴兵される場合に、国家奉仕に就くためにエリトリアに帰国する保証として 60,000 ナクファ (約 3,600 ポンド) の保証金を置いて行くものと思われる。しかし、国家奉仕に先立って国民に登録カードを発行すると想定していた制度が、これまでに実施されたことは決してなかった。布告令第 82/1995 年 (Proclamation No. 82/1995) は、また、ビザ申請者に対して、別の人を『保証人』として指名することを義務づけている。『保証人』は、万一ビザの保有者が帰国しなかった場合に、所定の金額を支払うように義務付けられている。」

16.2 パスポート

16.2.1 2015 年 5 月の EASO 報告書は、一連の消息筋を引用して、次のように述べている。

「2010 年 5 月以降、機械で読み取りができる (生体認証でない) パスポートが、当初は有

効期間 2 年間で発給されていたが、2011 年からは有効期間が 5 年間となった。エリトリアでパスポートは 4,000 ナクファ（約 245 ポンド）かかる。昔のパスポートは、外国の代表部によって直接発給されていたが、新しいパスポートは、アスマラ（Asmara）だけで発給されている。申請者は、パスポートを申請する場合、kebab 行政が出す推薦状、身分証明書（または、子供の場合には親の身分証明書）および該当する支所から入手した記入済みの申請書を提出しなくてはならない。雇用者が出した推薦状と国家奉仕を終了した証拠も提出しなくてはならない。申請書が審査されると、パスポートがアスマラ（Asmara）で発給され、支所に送られる。パスポートは、国家奉仕に就いている者には発給されない。」

「外国の代表部でパスポートを申請する場合にも、身分証明書、申請の書式および国家奉仕を終了したという証拠が提出されなくてはならない。外国でパスポートを発給する場合には、通例、海外移住税の支払いが求められる。脱走兵や徴兵忌避者にも、謝罪状への署名などの所定の要件が満たされるとパスポートが発給される。パスポートは、エリトリア大使館によってエリトリアにいる家族がそのようにする権限を与えられている場合には、その家族が取りに行くことができる。」

16.2.2 米国国務省は、2015 年の人権報告書の中で次のように述べている。

「政府は、外国旅行を厳しく制限し、パスポートや出国ビザを取得する要件を継続的に変更し、場合によると、パスポートや出国ビザの業務を予告なく停止した。パスポートには非常に高価な費用がかかるために、多くの国民は国外に旅行することができない。国家奉仕に就いている国民が有効なパスポートを取得するには、年間の給料の総額の 40% かかる。パスポートを以前発給された人の中には、パスポートを更新できない者や出国ビザが認められない者もいる。」

16.3 出国ビザと適格性

16.3.1 2015 年 5 月の EASO 報告書は、一連の消息筋を引用して、次のように述べている。

「実際に、出国ビザ発給の条件は、変更が未公表であることや当局が恣意的であるために分かっていない。ほとんどの消息筋は、出国ビザは、一般的に、以下のカテゴリーの人物に発給される。しかし、特に、境界年齢に関して、まだ矛盾や不明確な点が見られる。

●54 歳を超えた男性

- 47 歳を超えた男性
- 13 歳未満の子供（一部の消息筋はさらに低い年齢を挙げている）
- 医学的理由から国家奉仕から免除された人物
- 治療を目的に外国に行く人物、および、研究や会議を目的とした個人の例
- 場合によっては、ビジネスマンやスポーツ選手
- 以前の自由の戦士（Tegadelti）とその家族
- 指導的な地位にある当局の代表者とその家族

「政府の批判者、不法に出国しているか、外国に滞在している間に海外移住税を支払わなかった人物の親族、家族全員のまたは両親そろっての旅行および未公認の宗教団体の信者に対して出国ビザが発給されない場合がある。」

「出国ビザには、200 ナクファカかり、一か月間、一回の外国旅行に対して有効である。出国ビザは、一か月間、3 回延長することができる。エリトリアを出国する日は決められるが、帰国はいつでも可能である。」

16.3.2 2015 年 6 月 4 日に公表された、エリトリア人権調査委員会 (Commission of Inquiry on Human Rights in Eritrea) の国連の報告書（「国連調査委員会報告書」(UN Commission of Inquiry Report)）は、次のように述べている。「出国ビザは、エリトリアを合法的に出国することを希望する全てのエリトリア国民に要求されている... パスポートにスタンプが押されているビザには、許可されている出国の回数、および、該当する人物がエリトリアを合法的に出国できる期間の日付が記載されている。」

「出国ビザを認める際の判断基準と条件は、法律によって定められておらず、政府の決定に委ねられている。但し、法律は、出国ビザ発給拒否の理由を列挙している。例えば、管轄裁判所が、該当する人物がエリトリアを出国できないという判決を出している場合；管轄裁判所が、該当する人物に一月以内に出廷するように召喚している場合；政府が『該当する人物が出国すると国の安全保障や利害に影響が及ぶとする妥当な理由があると考えている』場合が挙げられる。」

16.3.3 同報告書は、さらに、次のように述べている。

「委員会が集めた証言によると、出国ビザは所定の個人に対しては難なく発給されている。年を取った女性には容易に出国ビザが認められる場合がある。政府の反対者の年を取った家族に対してでさえもこれまでにエリトリア国外への旅行が認められることがあった。政府の反対者の男性の親族には、同様な処遇は認められないようである。」

「仕事の性質上定期的に旅行をしなくてはならない、国家奉仕を終えている個人に対しては、出国ビザが認められている。外国の輸送会社に雇用されているある証人は、彼が就いている仕事のおかげで、当局は出国ビザの発給を彼に対しては拒否しないと指摘している。医療目的でもビザが取得されている。」

「他方、委員会は、出国ビザを取得する困難について報告する証言も集めている。何人かの証人は、パスポートと出国ビザを取得するのにほとんど一年かかったと指摘している。このような場合、文書を取得するのに、しばしば、出入国管理官に賄賂を贈るか、政府内の高い地位にある知り合いの介入が必要とされる。委員会は、さらに、外国のパスポートを所持しているエリトリア人や出国ビザを拒否された住民の事例を聞いている。」

「しかし、布告令（第 82／1995 年）に記述されている制度が利用できるのは、政府の公務で旅行する徴集兵に限られているようである。さらに、この制度は恣意的に運用されている。ある者は保釈金保証書に署名するように求められているが、他の者は求められていない。また、保釈金の金額も様々である。委員会は、保証金として要求される金額は、100,000 から 300,000 ナクファ（約 6,000 から 18,000 ポンド）であると聞いている。…」

「委員会は、出国ビザに対して適格である申請者でさえ、拒否される理由が明かされないで拒否されている情報を集めている。例えば、委員会は、外国で研究をおこなうための奨学金を認められている若者が出国許可を拒否された話を聞いている。」

「一般的に、政府との関係で過去に中途退出した履歴を持つ個人には、出国ビザが認められる機会がほとんど望めない。禁止措置は、しばしば、その家族にまで及び、このような個人が国家奉仕を終えているかどうかに関わらず適用されている。」

16.3.4 2015 年 12 月のアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）の報告書「ただの脱走兵が」は、次のように主張している。

「出国するには出国許可が必要となる。少数の例外を除くと、18 歳から 50 歳までの国家奉仕の年齢の人は、復員されているか免除の書類を持っていない限り、出国許可を取得できない。徴兵年齢に近づいているティーンエイジャーも同様の制約を受ける。国家奉仕の年齢に該当しない人、あるいは、すでに復員されている人は、出国許可を入手することが可能である。2015 年にアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）がインタビューした人のうち出国許可を所持していた人はわずかに一人であった。これらのインタビューから入手された情報によると、出国する大多数の人は、認可されることなく出

国していることになる。」

16.3.5 米国国務省 (USSD) は、エリトリアの各人権報告書の中で出国の要件について次のような所見を述べている。2008 年を取り扱っている報告書の中で、USSD は、その年の 8 月に政府が出国ビザとパスポートの業務を停止したと述べている。しかし、2009 年と 2010 年には、政府は、時々、予告なくパスポートとビザの業務を停止したとだけ述べている。しかし、2011 年になると、USSD は、政府は引き続きパスポートとビザの発給に制限を設けており、予告なく業務を停止していたが、その一方で、「一貫性のある形で実施されているわけではないが、その年に出国ビザの要件に一定の緩和が加えられ、記述されている年齢を下回る未知の数の人物が、役人への賄賂や好意をさらに求められることなく、出国のための近道が取れるようになった」との所見も述べている。2012 年の報告書は、「パスポートとビザを取得する要件は、一貫性がなく不透明であった。それにもかかわらず、次第に多くの国民が合法的に、ドバイ、サウジアラビア、エジプト、カタールに旅行できるようになった。」

16.3.6 2013 年についての報告書の中で USSD は、次のように報告している。

「政府は、外国旅行を規制することができ、パスポートと出国ビザの要件に一貫性がなく、透明性がなかった... 医療目的の場合を含め、出国ビザの要件に一定の緩和が設けられたように見受けられ、所定の年齢を下回る未知の数の人物が、出国するための近道ができるようになった。出国許可を取得する機会が改善された人物には、国家奉仕を終了し、当局が国家奉仕から復員させている個人、登録を終え民兵に参加している個人が含まれる... エリトリアを訪れている海外移住者には、出国ビザが発給される前に、外国で稼いだお金の 2 パーセントの税金を支払うように要求されると報告されている。」

16.3.7 2014 年を取り扱っている USSD の報告書は、次のように述べている。

「政府は、外国旅行を制限した。政府は、二重国籍者も含めて、国民に対して、出国するのに出国ビザを取得するように要求した。パスポートと出国ビザの要件に一貫性がなく、透明性がなかった。その年の間に、政府は、出国ビザに対して新たな規制を課した。当局は、一般的に、5 歳以上の子供に出国ビザを発給しなかった。9 月に民兵の隊員は、民兵の業務に就いている男性または未婚の女性は、さらに通知があるまでは、出国ビザを取得できなくなると言われた。出国ビザの発給が最もよく拒否されている人のカテゴリーには、国家奉仕の軍務を終えているかどうかにかかわらず 54 歳未満の男性、および、47 歳未満の女性が含まれていた。一部の民兵の隊員に対しては、当局が復員させているか、あるいは、地区の指揮官から出国許可を取得するための許可が与えられていたにもかかわらず、政府

は、全般的に、民兵の隊員に出国許可は認めなかった。当局は、出国ビザを持たないで国境を超え、出国しようとしている人物を逮捕した。認可なく出国するために国境を超えようとする者には射殺政策が実施された。」

16.3.8 その一方で、2015 年を取り扱っている報告書の中で USSD は、次のように述べている。

「法律といまだに施行されていない憲法は、国内移動、外国旅行、移民および本国送還の自由を定めているが、政府は、これらの全ての権利に規制をかけた。政府は、しばしば、兵役を終了していないという理由から、あるいは、所定の理由もなく恣意的に国民にパスポートや出国ビザを発給するのを拒否してきた... 政府は、外国旅行を制限した。政府は、二重国籍者も含めて、国民に対して、エリトリアのパスポートや在留カードで入国した場合には、出国するのに出国ビザを取得するように要求した。パスポートと出国ビザの要件に一貫性がなく、透明性がなかった。当局は、一般的に、5 歳以上の子供に出国ビザを発給しなかった。一部の青年には出国ビザが認められていたが、両親の中には、自分の旅行の許可が却下されるのを危惧して、国家奉仕の適格年齢に近づいている子供の出国許可を求めるのを避ける両親もいた。出国ビザの発給が最もよく拒否されている人のカテゴリーには、国家奉仕の軍務を終えているかどうかにかかわらず 54 歳未満の男性、および、もし子供がいなかった場合には 30 歳未満の女性が含まれていた。一部の民兵の隊員に対しては、当局が復員させているか、あるいは、地区の指揮官から出国許可を取得するための許可が与えられていたにもかかわらず、政府は、全般的に、民兵の隊員に出国許可は認めなかった... 移民を妨げるために、政府は、家族全員に、あるいは、子供の両親に同時に出国ビザを発給するのを認めなかった。当局は、出国ビザを持たずに、国境を超え出国を企てようとした者を逮捕した。」

16.4 出国ビザの発給の数と処理

16.4.1 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7-20 日 (UK FFM) の中で、出入国管理官は、エリトリアの住民に対して年間 60,000 から 80,000 件の出国ビザが発給されていると述べている。同じ情報源は、費用 (200 ナクファ) を含め、出国の処理に関する情報を提供している。

16.5 不法出国する人数

16.5.1 国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）は、2014 年末の時点で、次のように推定している。「(推定) 毎月 5,000 人が、主に隣国に向かってエリトリアを出国している。この人数は上昇傾向にあり、2014 年の終わりの数か月にはっきりとした急増を示した... 2014 年半ばにおける UNHCR が憂慮するエリトリア人の人数の合計は、357,407 人であった—現在の人口の推定値によると、この人数は、国の総人口の 6 から 10 パーセントに相当する。」欧州委員会（European Commission）の平和・安定貢献手段（Instrument Contributing to Stability and Peace）が委託した 2016 年 2 月の報告書、「GSDRC（2016 年）急速に進むエリトリアの脆弱化と移民の評価（迅速な文献のレビュー）バーミンガム：GSDRC、バーミンガム大学」は、次のように示唆している。「... 過去 3 年間の報告によると、毎月数百人のエリトリア人が出国している（UNHCR エリトリア、2015 年）。著者の中には、出国している人数の合計が、時期によっては月に最高で 5,000 人に達していることもあると示唆している著者もある（van Reisen その他、2013 年）。」

16.5.2 ポインター研究所（Poynter）（ジャーナリズムの非営利的な学校）の Salem Solomon と Casey Frechette による 2016 年 1 月 22 日付の記事は、「国連は、著者たちに対してエリトリア難民に関する統計の情報源を公表していないか提供していない」と述べている。

16.6 「射殺」政策

16.6.1 2015 年 6 月の国連調査委員会（UN Commission of Inquiry）（UN CoI）は、次のように述べている。

「委員会は、エリトリア政府が、かなりの長期間にわたって、裏切り者あるいは利敵協力者のレッテルが張られているエリトリア人の国からの逃亡を妨げるために、隣国との国境付近で射殺政策を実施してきたと考えている。この射殺政策をおこなってきたのは、ほとんどが、軍、特に、国境監視部隊であった。2004 年に射殺政策の実施が急増するのに先立って、出国を企てる者は射殺するという政府から受け取った厳しい指図について、地方の行政官から管轄するコミュニティに警告が出されている。委員会は、最近の 2014 年になっても、国境を超えようとする時に射撃されていると考えているが、その一方で、幾つかの証言によると、射殺政策は見直されている可能性もある。しかしながら、委員会は、この政策が政府によって正式に廃止されたと結論付ける立場にはない。」

16.6.2 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、2015 年 12 月の報告書「ただの脱走兵が」の中で、次のように述べている。

「国境を超える人を射撃する長年にわたる政策は、エリトリアーエチオピアの国境でいまだに実施されており、インタビューを受けた何人かがこの（しばしば、『射殺政策』という名前で知られている）政策に言及している。国境に駐在している兵士—その多くは徴集兵であるのだが—は、最初の選択肢は逮捕であるが、国境を超えるのが目撃された者を射撃するように指図されている。アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) とのインタビューに提供された情報によると、捕まるか停止命令に応じた者は逮捕されている。インタビューを受けた人の中で、2014 年末から 2015 年の間にエチオピアとの国境を超えてエリトリアを出国するか、あるいは、本人が出国するまで国境に駐在していた者は、この政策はいまだに実施されていることを確認している。」

『射殺』政策が実施されているのは、エチオピア国境に限られる…」

16.6.3 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7–20 日 (UK FFM) は、外交関係の消息筋 A に対して、政府の「射殺」政策について知っているかどうかと尋ねた。

「最近、『射殺』が実施されたとする証拠はありません。エチオピア国境でおこなわれている可能性は除外できないが、スーダンとの国境ではおこなわれていません。」

「私たちは、Tessenei (ママ) にあるスーダンとの国境を訪れたことがあります。国境管理は見かけませんでした。エリトリアは小さい国なので、頻繁に起こっていれば、耳に入ってきます。」

「スーダンに向かう途中で射殺 (政策) によって殺されたとインターネットに報告された事例が一件ありました。我々が家族に対して調査をおこなった結果、途中で車が故障して、ポートスーダン (Port Sudan) まで歩いて行こうとしたが、十分な水がなく、熱で疲弊して死亡したことが分かりました。」

「射撃があれば、反対派のウェブサイトに掲載されます。」

16.6.4 同じ FFM の期間中に、エリトリアの英国大使は、2015 年 6 月の国連調査委員会 (UN Commission of Inquiry) 報告書について次のような所見を述べている。

「分析的な弱点は、報告書が時間軸、パターンまたは傾向を特定できていない点にあります。したがって、例えば、（不法出国しようとする人に対する）射殺（政策）などの報告書に記述されている出来事が現在も継続しているのかどうかを知ることが難しいです。ある外交関係の同僚が、2014 年の単一の隔離された事件を報告していましたが、私は、2014 に着任して以降、国境を超えようとして誰かが射殺された信頼できる例を知りません。」

16.6.5 2016 年 6 月の UN CoI の報告書は、次のような所見を述べている。「委員会は、エリトリアの国境で、逃亡を企てるエリトリア人を標的にした射殺政策がいまだに実施されている信頼できる証拠を入手しているが、この政策は、以前のように厳格に実施されていない。」

16.7 帰還者の人数

16.7.1 2015 年 4 月 8 日に、国際的な対話のためのブルーノ・クラインスキー・フォーラム（Bruno Kreisky Forum for International Dialogue）の期間中に、大統領の政治顧問である Yemane Gebreab は、次のように述べている。

「エリトリアの政策は、出国した全てのエリトリア人、たとえ、不法に出国した者でさえも、国家奉仕からの、あるいは、軍の自分の部隊からの脱走兵であっても、その対象とします。我々は、帰国を歓迎します。罰せられることはありません。いつでも帰国できます。永久に帰国する必要はありません。やって来て、訪問するだけでいいです。実際に、何千という... 何千という人が、毎夏この国を訪れています。」

16.7.2 ガーディアン紙に連載中の「インサイド・エリトリア」の記事「アフリカの『小ローマ』、戦争と秘密によって時間の中に凍てついたエリトリアの街」も、「夏になると、エリトリアの人口は、海外移住の訪問者によってエリトリアの人口は膨れ上がる」と書いている。

16.7.3 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務（fact finding mission）、2016 年 2 月 7–20 日（UK FFM）との面談の中で出入国管理官は、「... 不法出国した者を含め何千人というエリトリア人が特に夏に家族に会うなどの目的のために戻ってきます。例えば、2014 年は、1,538 人の男性と 389 人の女性がエリトリアに戻ってきました。この人たちは、不法に出国して 3 年間離れていました」と述べている。

16.7.4 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7 – 20 日 (UK FFM) との会話の中で、外交関係の消息筋 B、C、D は、次のように述べている。

「人々はすぐに戻ってきます。アスマラ (Asmara) に戻ってきた人の中には、4 か月前にランペドゥーザ島 (Lampedusa) に到着したばかりの人もいます。人々は出国して地位を獲得して、今、戻ってきます。」

「**質問：**どのようにしてそのようなことを知りましたか。何か証拠がありますか。**答え：**我々が話をした人々の話す数多くの事例を通して知りました。でも、はっきりした証拠を挙げるのは難しいです。でも、(西ヨーロッパの国の) 大きなコミュニティがあって、認定されています。」

「**質問：**それは何十という数ですか、何百という数ですか。**答え：**何百を上回る数です... 米国大使館の事例証拠によると、領事が取り扱う事例の約 85% が、エリトリアのパスポートや身分証明書を持って旅行するエリトリア人の子孫の米国人です。我が国の領事が取り扱う事例もこれと同じです。」

「夏にエリトリアにやって来るフライトはどれも満席です。週に約 15 (便) です。」

「現在のところ少し静かになっています。これは現実のアスマラ (Asmara) ではありません。8 月になると余りにも現実離れしていますー海外移住からあまりにも多くのお金が流れ込みます。」

16.7.5 FFM は、国連職員に尋ねた。「何人くらい戻ると思いますか。」

「よく分かりません。ヨーロッパやアメリカ、スーダンなどの他の国からいつも異なる便でやって来ます。フライトの数と航空会社の数は増えています。エジプト航空、カタール、フライドバイ、ターキッシュエアラインズです。」

「私は、イスラエルから送り返される人たちがいるのを知っています。送り返し本国送還する組織的な方法はありません。我々は送還された人たちの抗議の声を聞いたことがありませんが、同様に、送還された人たちの追跡できていません。」

「私が知っているのは、自発的に戻ってくる人たちです。エリトリア政府は、その内容を

見ていません。戻ってくる人たちは、戻ってくる人たちなのです。自発的に戻ってくる人々と自発的に戻ってこない人々に対する特別な処遇があるかどうかは分かりません。」

「私は、多くの人々が刑務所に入れられているかどうか分かりません。私には情報がありません。しっかりとした証拠がないので、はっきりとは分かりませんが、事例証拠に基づいて、帰国する人が全員刑務所に入れられていたら、誰も帰国しなくなると思います。」

16.7.6 スーダンとイスラエルから帰国した政府が身元の確認をおこなった個人を含め、エリトリアの様々な消息筋との議論に基づいた一その大部分が事例証拠であるが一帰国者の人数についての詳細な情報については、2016 年 6 月の UK FFM 報告書を参照されたい。

16.7.7 イスラエルの人口・移民・国境局 (Population, Immigration and Border Authority) (PIBA) は、2016 年 3 月の英国内務省とのやり取りの中で、2012 年以降、2,167 人のエリトリア人がイスラエルから自発的に帰国していると述べている。

17. 違法出国に対する処罰と帰国に際しての取り扱い

17.1 違法出国に対する処罰

17.1.1 2015 年 5 月の EASO 報告書は、次のように述べている。

「しかし、実際には、不法出国に対する処罰は、司法権の及ばないところで、恣意的に科せられている。人権団体は、不法出国を企てて捕まった人は、告訴されることなく、また、投獄される理由や期間を告げられることなく、拘留されると述べている。報告されている拘留期間は様々であるが、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) によると、一般的に、一年から 2 年の間であるとしているのに対して、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) によると 3 年から 5 年の間であるとしている。未成年者が兵役に徴兵されることも時々ある。アスマラ (Asmara) 駐在の英国大使館は、2011 年に、不法出国した帰還者は、軍の部隊に徴兵されるか、拘留されるか、罰金を科せられるか、あるいは、全く処罰を受けないと報告している... エリトリア当局は、不法に出国した者は、海外移住税を支払い、謝罪状に署名すれば、処罰される恐れなく帰国できると主張しているが、『愛国心を鼓舞するために』6 週間の訓練課程に送られることがある。」

17.1.2 同報告書は、次のようにも述べている。

「ほとんどの消息筋によると、実際に、脱走兵や徴兵忌避者が出国する前に国内で、あるいは、帰国後に空港で逮捕されると刑務所に入れられる。彼らは、しばしば、告訴、審理または定まった刑もなく、外部との連絡が絶たれた状態で拘留され、場合によると拷問すら受ける。拘留期間は、数日間から数年間と異なる。ある報告によると、軍事的な国家奉仕を途中で抜けた脱走兵の場合には処罰がさらに厳しくなる。しかし、脱走が 18 か月の法定の奉仕期間におこなわれるのか、それ以降におこなわれるのかで処罰に差はない。」

「帰還した脱走兵や徴兵忌避者についての情報は、主に、2002 年から 2008 年までの間に庇護申請に失敗してエリトリアに本国送還された者の経験に基づいている。この時以降、本国送還された脱走兵や徴兵忌避者の取り扱いについての経験に基づく新しい調査結果はない。したがって、脱走兵や徴兵忌避者に現在科せられている処罰について確かめるのは困難である。しかし、ほとんどの消息筋は、処罰が、法律を重んじることなく司法権が及ばないところで恣意的に科せられていると述べている。」

「エリトリア人は、2009 年から 2011 年にエジプトから本国送還されており、近年は陸路でスーダンから本国送還される数多くの事例が見られた。しかしながら、本国送還者の帰国後の運命について利用できる情報はない。2014 年末と 2015 年初頭にデンマークとノルウェーの事実調査任務の実施期間中にエリトリアで接触した応答者の何人かは、脱走兵や徴兵忌避者は、数週間から数か月の間、刑務所に拘留され、これに続いて、国家奉仕に再度割り当てられると考えている（上記を参照）。しかし、2013 年と 2014 年にノルウェー、オランダおよびデンマークが相談した何人かのエリトリアの専門家は、本国送還された脱走兵と徴兵忌避者は、いまだに、尋問、処罰および虐待を受けていると考えている。人権監視団は、エリトリアに入国することができず、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）（ICRC）は、刑務所を訪問することを許されていないので、このような声明を確認することができない。」

「エリトリアの指導部は、何度か折に触れて、帰国者は、犯罪をおこなわなければ、処罰されることはないと述べているが、脱走、徴兵忌避または不法出国が犯罪に相当するかまだ明確にされていない。国の法律は改正されておらず、このような声明を裏付ける文書もこれまでに公表されていない... エリトリアを不法出国した人で、『徴兵年齢に達した人もまた』、帰国時に徴兵忌避者と見なされる場合がある。」

17.1.3 EASO 報告書は、さらに、次のように述べている。

「実刑判決は、エリトリアでは全般的な刑事的な理由、並びに、政治的な理由や宗教的な理由、および、脱走や徴兵忌避またはエリトリアを不法出国する企てなどの軍事的な理由に基づいて科せられている。エリトリアへのアクセスを欠いているために、引用されている人権の報告書は、一連の外国の消息筋に基づいている…。したがって、情報を現場で確認することができない。」

17.1.4 刑務所の状況についての詳細は、EASO 国別報告書 (EASO Country Report) のセクション 4.1、および、2015 年 6 月の国連調査委員会 (UN Commission on Inquiry) 報告書のパラグラフ 890 を参照されたい。

17.1.5 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission)、2016 年 2 月 7 – 20 日 (UK FFM) は、匿名の消息筋(3)と次のような会話を交わしている。「質問：エリトリアを出国して帰国した人をご存知ですか。答え：越境し、5 年間滞在すると、政府は彼らが戻って来るのを受け入れます。彼らは、エリトリア内外で 2%の税金を支払って、ここに住みます。彼らは出国できます。質問：彼らは国家奉仕に就かなくてはなりません。答え：その必要はありません。問題はありません。彼らは結婚しています。質問：帰国した人をご存知ですか。答え：はい、2、3 人。他の人から聞きました。」

17.1.6 UK FFM は、外交関係の消息筋 A に次のように聞いた。「英国では申立ては全て不法出国であったとしています。帰国時にどのような処罰を受けるのかご存知ですか。」

「答え：答えるのが難しいです。私は、捕まって、ひどい取り扱いを受けたエリトリア人を何人か知っています。私自身は刑務所に入ったことがないので、取り扱いがひどいだろうと思っているだけです。」

「私は、出国して、帰国したけど、国家奉仕に徴集されず、自由に動ける人たちのことも知っています。私は、国家奉仕に就くと移動するのに許可が必要だと嘆いている人たちのことも聞いています。」

「(人々の帰国) は不愉快であり、他のエリトリア人に対するプル要因となっています。人々は逃げ出し、戻ってきて、困っていません。それで逃げ出す人たちもいます。私は、国家奉仕に一度も就いたことのない若者を何人か知っています。(この消息筋は、国家奉仕に就いたことのない職員の具体的な例を挙げた。)」

「質問：何人が帰国していますか。答え：何人かです。私は、国家奉仕に就く年齢に絶対に達しているのに政府から嫌がらせを受けていない海外移住のエリトリア人に何人も会っ

ています。何十人か何百人という数字ではないと思います。」

「質問：彼らはどのくらいの期間、離れていますか。答え：最初は 2 年間で、それから帰ってきます。最近では、ほとんどすぐの場合もあります。私が会った人たちはかなり若くて、10 年も待ちませんでした。」

「質問：このような人たちは全員庇護を受けましたか。答え：私が知っている限りでは、全員庇護を受けました。」

「質問：政府は彼らをエリトリア人と見なしていますか。答え：見なしています。政府の人口の数字は、住民の人口を 350 万人としているので、政府は、人々がどこにしようとエリトリア人だと考えています。」

17.1.7 UK FMM は、イスラエルとスーダンからの自発的な帰国者のグループと話をしている。彼らの何人かは、帰国のプロセスと到着した時の受け入れられ方について語っています。2016 年 2 月の英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission) のセクション 11.7 と 11.10 を参照されたい。

17.1.8 米国国務省の 2015 年の人権に関する報告書は、次のように述べている。

「国を逃れた多くの人は、宗教的な見解や政治的な見解、および、彼らが帰国すると国家奉仕に徴兵されるのではないかという恐れから自ら進んで選んだ亡命を続けている。その一方で、他の国で居住権や市民権を認められているエリトリア人が帰国しても好ましくない結果がもたらされることはなかったと報告されている... 一般的に、市民は、帰国する権利を持っているが、外国に居住している市民は、出国許可、出生証明書や婚姻証明書、パスポートの更新および不動産取引を含めて、所定の政府のサービスや文書を取得する権利を得るのに、外国で稼いだ所得に対する 2 パーセントの税金を支払ったとする証明書を提示しなくてはならない。政府はこの方針を一貫性がない形で実施している。外国で法律に違反したか、深刻な伝染病に罹患したか、他の国の政府によって政治的な庇護の資格を持たないと宣言されたことが知られている人は、そうでない人に比べると、入国ビザやその申請をさらに詳しく審査される。」

17.1.9 2015 年 6 月の国連調査委員会 (UN Commission on Inquiry) 報告書は、強制送還の取り扱いについての情報を提供しているが、報告書は、個人の特定を避けるために詳細を省いているので、情報がどの期間に対応しているのかが不明である。2014 年には、2011 年以降の事件と関係している確証されていない証言が一件あるだけである。

「委員会は、2002 年に（A 国）からの約 200 人のエリトリア人の強制的な本国送還についての情報を受け取っている。送還者には、女性や未成年の子供が含まれている。」

「委員会は、（B 国）からの本国送還の 2 件の事例も記録している。最初の事例では、本国送還の決定が（B 国）の裁判所によって下されたと報じられている。証人が、他の強制送還者と一緒にエリトリア当局に引き渡されている。もう一つの事例では、犠牲者は、（B 国）の警官によってエリトリア当局に移送されている。」

「委員会の注意を引いた（C 国）からの強制送還の事例は、2004 年と 2008 年に起こった事例である。妊婦を含め、数百人の個人が、（D 国）に入国しようとして逮捕された後で、2008 年に本国送還された。この人たちはマッサワ（Massawa）に飛行機で送られた。」

「さらに最近になってから、2014 年の（D 国）からのエリトリア人の強制的な本国送還が、証人によって報告されている。この証人は、彼が強制送還される前に数年間刑務所に拘留されていた。これとは別に 40 人のエリトリア人が、2014 年に（E 国）から強制的に送還されていると伝えられている。」

「強制的に本国送還される個人は、すべからず、不法出国したと見なされ、したがって、重大な犯罪者と見なされるが、『裏切り者』とも見なされる。送還者の取り扱いに一般的に見られるパターンは、エリトリア到着時の逮捕である。彼らは、逃亡した時の状況について、彼らが出国する際に幫助を受けたのかどうか、飛行機代をどのようにして調達したのか、外国に拠点を置く反対派のグループと連絡を取っているのかなど尋問される。帰還者は、尋問の際に拷問と言ってよいほどの虐待を組織的に受ける。」

「尋問が終わると、彼らは、しばしば、二度と逃げないように、とりわけ厳しい条件下に拘留された。委員会と話をした帰還者は、8 か月から 3 年間刑務所に拘留されていた。（A 国）からの男性の帰還者は、2、3 か月 Adi Abeito に拘留された後で、Dhalak 島に拘留された。他の国からの強制送還者は、Prima Country や Wi'a などの刑務所に拘留された。」

「委員会と話をした証人は、拘留中の厳しい条件について述べている。彼らは、強制労働を強いられ、しばしば、些末なことで看守から処罰を受けた。（A 国からの）送還者は、ある事例の中で、気温がしばしば摂氏 50 度まで上昇する Dhalak 島で、飲料水さえも与えられなかったと語っている。その結果、多くの者が不衛生な水を飲んで病気になった。」

「女性と同伴する子供も拘留センターに拘留されているが、処遇はそれほど厳しくなかつ

たとえ報じられている。しかし、委員会は、同伴者のいない子供は、大人と同じ様な処遇と拘留を受けていると考えている。例えば、(A 国)からの男性の未成年の送還者は、Adi Abeito や Dhalak 島に他の大人と一緒に拘留されていた... 帰還者には、家族と連絡する機会が決して与えられず、また、拘留期間も決して告げられなかった。強制的に本国送還された個人の親族は、その個人が刑務所や国家奉仕から首尾よく逃亡するか、あるいは、別の機会に国を逃れることができた場合に限り、その個人について知ることができた。女性と同伴する子供は、釈放されると、通常、家に戻る。同伴者のいない男性の未成年者と徴兵年齢に達している者は、軍事訓練に送られる。」

「帰還者が、エリトリアに到着すると、逮捕され、拘留され、強制的に国家奉仕に登録される規則に対して二つの例外があるのを見いだしている。エリトリア人のグループが、2 パーセントの復興税を支払っており、すでに (D 国)において数年間拘留されていることを証明する書簡を携えて (D 国)から帰還した。証人は、彼自身が (D 国)で 3 年間投獄されていた。彼には、故郷に戻る許可が与えられていたが、許可は 2 か月ごとに更新されなくてはならなかった。彼は、強制送還された直後に再びエリトリアを出国した。もう一つの事例は、2014 年のエリトリアへの強制的な本国送還に関する事例で、7 人の年を取った男性が釈放されたと伝えられる一方で、同時にエリトリアに送還された若い男性は、釈放されなかった。」

17.1.10 UNHCR は、2016 年 6 月 2 日に次のように報告している。

「(UNHCR) は、エリトリア人のスーダンからエリトリアへの最近の集団追放を、大きな懸念をもって聞き知った。北部スーダンの街ドンゴラ (Dongola) で 5 月 6 日に少なくとも 313 人のエリトリア人が逮捕された。彼らは、裁判にかけられ、出入国管理法に基づいてスーダンへの『不法入国』のかどで有罪判決を受け、5 月 22 日にエリトリアに強制送還された。UNHCR は、この 5 月 22 日の事件の数日前に起こった、129 人のエリトリア人の出身国への集団追放についても聞き知っている。」

17.1.11 同じ追放に触れて、2016 年 6 月 8 日の UN CoI (国連調査委員会)の二つ目の報告書は、3 人の匿名の証人が提供する情報に基づいて、次のように述べている。

「親族でない証人による確証された報告によると、追放の数日前に、エリトリア当局が、帰還する者の身元を登録するためにスーダンの刑務所を訪れている。証人は、また、エリトリアに到着すると、帰還者は逮捕され拘束されたと報告している。帰還者は、さらに、出国する前に国家奉仕に就いていた者は、アスマラ (Asmara) 郊外にある Adi Abeito に拘留され、軍事訓練をまだ受けたことがない者は、明らかに軍事訓練センターへの移送を待

ちながら、テッセネイ (Tessenei) や Hashferay を含む他の場所に現在拘留されていると指摘している。エリトリアにいる何人かの家族は、非公式な手段を通じて拘留されている個人についての情報を入手できるが、それは、その家族に拘留について正式な情報が通知されているためでも、被拘禁者の面会が許可されているためでもない。」

17.1.12 スイス移民局 (Swiss Secretariat for Migration) の国別分析部は、一連の公式の情報源、および、2016 年 3 月の自らの事実調査任務の期間中にアスマラ (Asmara) の対談者との会話から入手された情報に基づいて、エリトリアの報告書を作成した。報告書はドイツ語で書かれているが、不法出国、自発的および強制的な帰国を含む主要な調査結果の典拠が示されていない要約を提供して、次のように述べている。

「ほとんど全ての消息筋によると、エリトリアを不法出国した個人も、司法権の及ばないところで処罰を受けている。刑罰を科している担当者が誰なのかが不明である。判決は公表されず、上訴もできない。しかし、当局が適用している現在の政策の下では、法律に明記されているよりも短い実刑で済んでいるように見受けられる。大多数の報告によると、現在、拘留期間は、通例、事情に応じて 2、3 か月から 2 年までである。釈放されると、脱走兵は、国家奉仕に再度就き、徴兵忌避者は、軍事訓練に徴兵される。国境で実行されていると言われている『射殺命令』は、厳格に遵守されていない。しかし、このような射撃がおこなわれることがある。」

「以前徴兵を忌避するか、脱走するか、あるいは、不法出国した外国からの自発的な帰還者の場合には、このような帰還者が帰国に先立って政府との関係を正常化しているならば、現在のところ厳格な法律は適用されないようである。公表されていない新しい指令によると、このような帰還者は、処罰を免除される。この指令に基づいて帰国した個人のほとんどは、実質的に迫害されないと理解されている。それにもかかわらず、懸念は残っている。」

「この指令は、決して公表されていないので、法的な確実性はない。さらに、帰国が見込まれている者は、外国に駐在するエリトリアの代表部に海外移住税 (2%の税金) を支払い、もし国家奉仕の義務をまだ果たしていない場合には『謝罪状』に署名することが義務付けられている。全てのエリトリア人がこのように帰国できるわけではないことにも注意すべきである。例えば、外国に滞在期間中にエリトリア政府に対して批判的な人物は、帰国を拒否されるか、帰国時に拘留される危険に直面することになる。これまで帰国したエリトリア人は、大部分が自発的に帰国しており、一時的に帰国している。永久的に帰国した場合に、長期的にもたらされる帰国の結果は、まだ分かっていない。」

「強制的に送還された人物に関して利用できる情報はほとんどない。最近の数年間、エリ

トリア人を強制的に本国送還しているのはスーダン（場合によってはエジプト）のみである。自発的な帰国者とは異なり、強制的に帰国された者は、帰国に先立って、エリトリア政府との関係を正常化することができない。利用できる数少ない報告によると、当局は、このような人物をエリトリア国内で逮捕された人物と同様に取り扱っている。脱走兵や徴兵忌避者であれば、これは、数か月拘留した後で国家奉仕に送り返されるのを意味している。徴兵年齢に達していない者や国家奉仕の義務をまだ果たしていない者は、国家との関係の正常化は必要とされていない。それにもかかわらず、成人が、海外移住税の未払いや不法出国を理由にして処罰される可能性を除外することができない。」

17.2 拘留／虐待の理由

17.2.1 2015 年 4 月 15 日に公表された（英訳 2015 年 12 月）ランドインフォ (Landinfo) の応答「エリトリア：出国ビザと不法出国」は、つぎのような印象を述べている。

「... 当局は、帰国したエリトリア人に関して、出国を巡る状況、国家奉仕の履行状況、亡命中の政治活動、エリトリアでの繋がり、前述の 2 パーセントの税金の支払いに基づいて評価を下している。不法出国それ自体ではなくて、帰国した際に報復が加えられるような不法出国の背後に理由が恐らくあるものと思われる。」

「国家奉仕を忌避し、エリトリアを不法出国したが、後に、撤回の書簡に署名することで当局との関係を修復し、2 パーセントの税金を支払い、政府に批判的な活動に参加していない者は、アスマラ (Asmara) 駐在の幾つかの国際的な代表部によると、当局との関係を修復していない者に比べると、当局からの報復にさらされる可能性が低い。また、政府機構や党に好ましい繋がりや連絡があることも有利に働くものと思われる (外交官(C)との会話、2013 年 1 月 ; 国際的な代表者(B)、アスマラ (Asmara)、2013 年 1 月 ; 国際的な代表部(C)、2015 年 1 月)。」

17.2.2 2015 年 5 月の EASO の報告書は、次のように述べている。「報告されている処罰の事例では、処罰が不法出国を理由にして量刑されているのか、その他の理由で量刑されているのか不明である。脱走するか徴兵忌避することなく不法出国しただけの人に対する取り扱いについては報告されていない。」

17.2.3 スウェーデン移民委員会 (Swedish Migration Board) の国別調査サービス (Lifos) のエリトリアについての報告書は、次のように述べている。

「毎月多くの人々がエリトリアから引き続き逃亡していることが注目される。出国する大多数の人たちが徴兵年齢に達しており、当局が発行する出国許可を入手するのが非常に困難であるために、不法に出国している。」

「国内法の下では不法出国に対する刑罰は、投獄と罰金の両方がある。人々が不法出国それ自体で処罰される際のやり方に関する国別情報は、限られており、不明瞭である。このテーマが独立して取り扱われることはめったにないか、決してない。Lifos は、不法出国それ自体に有罪が宣告されるやり方について所見の述べるのが非常に難しいと結論付けている。最も考えられるのが、帰国する人が処罰される危険に直面するのかどうか、直面するとしたらどの程度なのかに関わる要因との組み合わせである。」

18. 失敗した庇護申請者

18.1.1 米国国務省は、2015 年を取り扱う報告書の中で次のような所見を述べている。

「一般的に、市民は、帰国する権利を持っているが、外国に居住している市民は、出国許可、出生証明書や婚姻証明書、パスポートの更新および不動産取引を含めて、所定の政府のサービスや文書を取得する権利を得るのに、外国で稼いだ所得に対する 2 パーセントの税金を支払ったとする証明書を提示しなくてはならない。政府はこの方針を一貫性がない形で実施している。外国で法律に違反したか、深刻な伝染病に罹患したか、他の国の政府によって政治的な庇護の資格を持たないと宣言されたことが知られている人は、そうでない人に比べると、入国ビザやその申請をさらに詳しく審査される。」

18.1.2 失敗した庇護申請者の帰国と取り扱いに関する一連の情報源の検討をおこなっている 2016 年 4 月 27 日付の応答の中で、ランドインフォ (Landinfo) は、次のように述べている。

「(失敗した庇護申請者の帰国に対する政府の対応という) 話題に関する経験に基づくデータはほとんどなく、帰国した庇護申請者が帰国時にどのような対応にさらされるのかについての信頼できる立証可能な情報を見つけ出すのは非常に困難である (...) このテーマは、とりわけ、英国当局によって実証されており、英国当局もエリトリア人の帰国した庇護申請者がどのような取り扱いを受けているのかについて限られた情報しか持たないと述べて

いる（英国内務省国境局、2012 年、142 ページ）。」

「エリトリアの専門家である Gaim Kibreab（ランドインフォ（Landinfo）2013 年）といった主要な消息筋は、帰国した庇護申請者の身に何が起こるのかについての具体的な例を示していない。ランドインフォ（Landinfo）がアスマラ（Asmara）で面会した消息筋（消息筋 A と E、2016 年 1 月／2 月のインタビュー）も、他の国で庇護申請をおこなったために処罰された事例を知らなかった。また、別の消息筋（消息筋 B、2016 年 1 月／2 月にアスマラ（Asmara）でおこなわれたインタビュー）は、不法出国や脱走は反逆罪であると考えているが、この同じ消息筋は、強制送還された人物や自発的に帰国した人物に対する当局の対応を知らないか、これについての具体的な例を持ち合わせていなかった。」

「ランドインフォ（Landinfo）は、ほとんどのエリトリア人の庇護申請者は、ビザを持たずに出国しており、その大多数は、国家奉仕から脱走したか国家奉仕を忌避したという所見を述べている。ランドインフォ（Landinfo）の見解によると、経験に基づく十分なデータがないために、もっぱら庇護申請によって引き起こされる当局の対応を特定するのは非常に困難である。」

18.1.3 ランドインフォ（Landinfo）は、同報告書の要約の中で次のように述べている。

「ランドインフォ（Landinfo）の経験では、庇護申請者がエリトリアに送り返されるか、エリトリアに戻った場合に、実際に何が起きているのか、および、エリトリアはどのような対応をしているのかについての信頼できる立証可能な情報を引き出すのは困難である。我々は、庇護申請それ自体がエリトリア当局の対応の原因となっていると言えるだけの経験に基づく情報を持ち合わせていない。反面、これまでに帰国者と一度も会ったことのない、2016 年 1 月／2 月にエリトリアで話をした消息筋は、当局の対応の具体的な例は知らないが、庇護申請それ自体がエリトリア当局の対応の原因となっていたと主張している…」

18.1.4 2016 年 2 月の英国内務省の事実調査任務（fact finding mission）は、消息筋に帰国者全般の取り扱いについて、および、2 つの消息筋－出入国管理官と外交関係の消息筋 A－に特に、失敗した庇護申請者について質問した。しかし、どの消息筋も失敗した庇護申請者に対する虐待についての具体的な情報を持ち合わせていなかった。

19. 海外移住税

19.1 要件

19.1.1 外国で暮らすエリトリア人は、「外国で働いて得た所得に対する所得税」を支払うように求められている。これは一律 2%に定められている。布告令第 17/1991 年と第 67/1995 年 (Proclamation No 17/1991 & 67/1995) に基づいてこれは、法律として定められており、「復興・復旧税」(Mehwey Gibri) と呼ばれている。

19.2 支払いと未払い

19.2.1 2015 年 5 月の EASO の報告書は、次のように述べている。「エリトリア当局は、不法に出国した者は、海外移住税を支払い、謝罪状に署名すれば、処罰される恐れなく帰国できると主張しているが、『愛国心を鼓舞するために』6 週間の訓練課程に送られることがある。」同じ情報源は、次のようにも述べている。

「しかし、最近の観察によると、他の国に亡命したエリトリア人は、好ましくない結果に会うことなく祭日に入国し、家族を訪問することが明らかにできるようになっている。このようにするには、『再建税』や『2%税』の呼び名でも知られている) 海外移住税を支払い、謝罪状に署名し、外国にいる間に反政府的な活動との関係を断つことによって、エリトリア国家に対して社会復帰をおこなう必要がある。このような措置は、処罰を受けないで済む保証を提供するものではないが、謝罪状への署名は、違反を直接告白し、これに関連する処罰を受け入れる意向があることを意味している。エリトリアに帰国したほとんどの人が、永久に移住するのではなく、むしろ、国を訪問している点に注意を払うことが重要である。」

19.2.2 2015 年 6 月の国連調査委員会 (UN Commission on Inquiry) 報告書は、次のように述べている。「エリトリア人の多くは、外国に駐在するエリトリアの外交代表部が徴集する 2 パーセントの復興税を支払った後で初めて発給されるエリトリアのパスポートを持っていない。政府は、国民の税金を徴集する主権の権利に該当するとして、国民が外国で稼いだ収入に課す税金を設けている。」同報告書は、さらに、「税金の支払いを確実にするために、エリトリア政府は、国連安全保障理事会が違法であると見なしている方法を用いている」と述べている。

19.2.3 2015 年 6 月の UN CoI は、次のようにも述べている。

「委員会は、エリトリア政府が 2 パーセント税を海外移住者に支払うように強制する威圧

的な方法の一つに、海外移住者の移動の自由の享受に大きな影響を及ぼす基本的な領事業務の利用の拒否があるという情報を入手している。外国で暮らすエリトリア人が、パスポートと旅券を更新するのに 2 パーセントの復興税の支払いの証拠を提出するように求められる一方で、この税金を支払わないと、エリトリアに帰国した際に逮捕や拘留の危険に晒される... さらに、税金の支払いに加えて、不法出国したエリトリア人は、領事業務を求める前に、自分の状況を正常化するために、『移民・市民権業務請求書式』に署名しなくてはならない。この書式への署名によって、『国家奉仕を終了しないことによる違反を後悔し』『然るべき手続きの中で適切な処罰を受け入れる意向がある』ことを認める。」

19.2.4 国連ソマリア・エリトリア・モニタリング・グループ (UN Monitoring Group on Eritrea and Somalia) は、2015 年 10 月に次のように報告している。

「モニタリング・グループ (Monitoring Group) は、これまでの報告書 (S/2014/727、S/2013/440 および S/2012/545) の中で広く、1994 年に国会で制定された 2 パーセントの復旧・復興税を実施するための布告令について報告している。グループは、その委任期間中に、エリトリアの海外移住者と受入国の当局からなる複数の消息筋から、政府が引き続き外国で暮らすエリトリア国民から領土外の税金を課しているとする証言を受け取っている。先に報告しているように、政府は、議決 1907 (2009 年) と決議 2023 (2011 年) の採択を受けて税金を徴集する方法を変更しており、公開審査の機会を増やしている。グループは、海外移住者や加盟国からなる消息筋から、エリトリアの領事館や大使館は、現在是对決的な姿勢を緩和させており、エリトリア国民は、アスマラ (Asmara) に直接税金を支払うように助言されているという証言を受け取っている。税金の支払いは、エリトリアの領事館や大使館の職員から政府業務を入手するための前提条件となっている。以前見出されているように、税金の支払いの拒否は、しばしば、領事館と大使館で提供されるサービスの拒否の原因となっている。」

「2015 年 3 月 31 日にモニタリング・グループ (Monitoring Group) と政府との間のビデオ会議の席で、政府は、税金が未払いの場合には、外国で暮らす国民は、ビジネス免許、土地の権利およびその他のサービスを受ける権利の拒否といった行政上の難題に直面するという長年取ってきた政府の立場を繰り返した。グループは、このような行政上の制裁は、税金の徴集の手続きを管理するのに恐怖を間接的に利用する方法に相当すると考えている。これまでの報告書で述べてきたように、政府は、外国で暮らす国民の間に恐怖と脅迫の風潮を作り出してきた。グループがインタビューをおこなったほとんどの消息筋が、政府共感者のネットワークによる報復が怖いので、地方当局に脅迫や威圧を報告するのを絶えず恐ろしく感じている。グループがインタビューをした複数の消息筋は、政府共感者のネットワークの存在、および、海外移住者の間に浸透している脅迫の風潮について確認してい

る。以前エリトリアの保安部隊の隊員であったヨーロッパに在住する元政府職員が、2014年初頭に政府から離反した後にグループに話をしてくれた。彼は、イタリアに駐在するエリトリア大使館を通じて、外国で暮らすエリトリア人のコミュニティについての情報を収集する任務を行使するために大統領室から直接イタリアに派遣されていたとグループに教えてくれた。情報提供者による秘密のネットワークの存在は、さらに、中東、アフリカおよび西ヨーロッパの海外移住者のコミュニティの複数の消息筋からグループが受け取った証言によって実証されている。」

「2015年6月に公表されたエリトリアにおける人権調査委員会の調査結果は、各国に駐在する大使館や領事館は、外国で暮らすエリトリア人からの情報を収集し、彼らを監視するために、情報提供者からなる複合的なネットワークを設立しているという点においてモニタリング・グループ (Monitoring Group) の調査結果に一致している。委員会は『大使館のためにスパイ活動をおこなうために、大使館は、外国にあるエリトリア人コミュニティの中にいる個人、とりわけ、2パーセントの復興税の支払いは政府を支持する表明と受け止められているために、この税金を支払った個人に対して、しばしば、接近を試みている』と考えている (A/HRC/29/CRP.1、パラグラフ 348 を参照)。」

「モニタリング・グループ (Monitoring Group) は、また、政府が海外移住者に対する徴税の一環としてエリトリア軍のためにお金を募っているとする文書による証拠を入手している。英国に拠点を置く一般市民に 2014 年に発行された領収書 (補遺 5 を参照) は、国民がエリトリア軍に 200 ポンドの支払いをおこなう要件を示している。」

「モニタリング・グループ (Monitoring Group) は、委任期間中に、税金が徴集されている加盟国から意見を聞いている。これらの加盟国は、税金が徴集されていることは知っているが、エリトリア政府が税金を徴集するのに強要、暴力の脅し、詐欺などの違法な手段を使用しているという十分な証拠をこれらの国に暮らすエリトリア人から受け取ることができなかった点で意見が一致している。さらに、彼らは、エリトリア人のコミュニティに対して、国連決議 2023 (2011 年) のパラグラフ 11 に違反するような政府による徴税行為があった場合にはこれを地元の警察に通報するように助言している。グループの場合と同様に、ほとんどの加盟国は、税金を徴集するのに強要、詐欺または暴力の脅しに相当する行為があった場合にこれを地元の当局に正式にかつ十全に報告するように、エリトリア人の海外移住者に最終的に説得する際に、エリトリアに残している家族への報復に対する恐怖心があるために困難があるとしている。」

19.2.5 エリトリアに対する英国内務省の事実調査任務 (fact finding mission) (UK FFM)、2016 年 3 月 7 – 20 日と話をした出入国管理官は、次のように述べている。「合法出国か不

法出国にかかわらず、全員が支払わなくてはならないものです。2%税は、移民に関係するものではありません。外国で暮らすエリトリア人の義務です。」出入国管理官は、以下に挙げる質問に次のように答えている。

「**質問**：空港で謝罪状に署名したかどうかを審査しますか。**答え**：謝罪状は大使館で記入します。我々は、謝罪状のコピーを持っていますから、誰が支払ったのかが分かります。しかし、全てのエリトリア人が自由に入国できます。時々謝罪状を持っていない者もいます。但し、出国する時に出国ビザが必要となります。」

(FFM 調査団は、少し不明瞭だったので、さらに説明を求めた。)

「**答え**：我々は、謝罪状の署名を空港のコンピュータでチェックできます。謝罪状は、外国の大使館かあるいはこの本部のいずれかで署名できます。しかし、出国ビザを申請しなくてはならないので、いずれ署名することになります。」

「**質問**：FFM 調査団は、謝罪状のあるバージョンを見たことがあります。そこには国家奉仕を終えていなくてはならないと書かれています。もし終えていない人がいたら、そのことを防衛省に通告しますか。**答え**：しません。いったん出国して国外に3年間滞在すると、我々はその人を海外移住者であると見なします。訪問するために帰国したいと思った場合には、謝罪状に署名しなくてはなりません。彼らはとどまりたいだけ国内に滞在できます。それから、出国ビザを申請しなくてはなりません。出国ビザを入手するには、謝罪状に署名する必要があります。」

「**質問**：海外移住者は、国家奉仕を終えるのを求められていません。3年間外国で暮らしたとどのように証明するのですか。**答え**：一つの方法は、2%税の支払いです。もう一つの方法は、別のパスポートを取得した時期です。外国の大使館が助けてくれることもあります。」

「**質問**：2%税はどのように計算するのですか。」(この質問には、外務省の代表者が返答している。)**答え**：純収入からです。給与証書を持参する必要があります。現在、彼らは、ここでだけで支払いができます。外国の大使館では制裁が科せられているのでできません。」

「**質問**：外国に何年滞在していたのかを立証できない場合にはどうなりますか。**答え**：彼らは立証しなくてはならないことを知っています。」

「**質問**：外国に滞在する期間が3年未満の場合はどうなりますか。**答え**：国民と見なされ、義務を履行しなくてはなりません。」

19.2.6 UK FFM は、外交関係の消息筋 E と話をし、外交関係の消息筋 E は、次のように語っている。

「合衆国は外国に滞在する国民に課税をしています。これは違法ではありません。彼らはこのことに関して極めて厳しいです。外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) (FATCA) の規制に基づいて、誰が税金を支払うべきなのかを銀行に開示するように求めています。エリトリアは、エリトリア人に対してこれを履行するだけの能力を持っていません。」

「彼らは入国時に 2% 税を払ったかどうかを聞きません。私は、こんなことはなかったと言う、外国に拠点に在住するエリトリア人の具体的な例も知っています。」

19.2.7 ランドインフォ (Landinfo) は、2016 年 5 月 20 日付のエリトリアにおける国家奉仕に関するテーマ別報告書の中で次のように述べている。

「アスマラ (Asmara) 駐在の国際的なコミュニティの消息筋は、数多くのエリトリア人の亡命者が、長期休暇を利用して、夏期期間中に家族を訪問するためにエリトリアにやってくるという近年指摘している。この人たちは、例外なく、西欧を始めとする国に居住許可または市民権を持つ人たちである。彼らは、いわゆる謝罪状に署名することで当局との関係を修復し (ランドインフォ (Landinfo)、2014 年を参照)、『2 パーセント』税を支払い、反政府活動には恐らく関わっていない。幾つかの消息筋の主張によると、この税金を必ずしも支払う必要はないが、これが当てはまるのは、恐らく、独立前に出国したエリトリア人に対してである。亡命者のコミュニティの中でそのような噂が流れているので、これらの人たちは帰国すると処罰されるだろうと考えられ、したがって、訪問のためにあえて帰国する人の数は非常に少なくなっているとする考えを信じるような理由はランドインフォ (Landinfo) には見当たらない。」

「また、当局は、エリトリアの亡命者がエリトリアを訪れていることを隠していない。2016 年 1 月にアスマラ (Asmara) でおこなわれたエリトリアの出入国管理局と外務省の代表者との会合の際に、ランドインフォ (Landinfo) は、3 年間外国に滞在したエリトリア人は、彼らの旅行が不法であるかどうかにかかわらず、もはや、エリトリアにおける国に対する責任を持たないと言われている。国に対する責任を持たないとは、国家奉仕を履行する必要がなく、忌避を理由に処罰されないということである。ランドインフォ (Landinfo) のインタビューを受けた者は、好ましくない結果がもたらされることなく 3 年が経過する前に帰国できると語っている。この制度は、スーダンや他の地域に滞在していたエリトリア

人に適用されていた慣行が拡大されたものである。彼らには、一年が経過すると『海外移住者の地位』が与えられたのである。」

19.2.8 「謝罪状」の翻訳は、[2015年6月のUN CoIの補遺VII](#)に掲載されている。